

久光一行
馬關著

るかを察す可きであらう。
斯くて久光の一行は、途中滞りなく、肥後、筑後、筑前、豊前を経て、三月廿八日馬關に到着した。然るに馬關に於ては、豫ねて久光の來著を待ち受く可き大島三右衛門(西郷隆盛)は既に上方に去り、其の形勢實に容易ならざる風聞が達した。大久保一藏日記に曰く、

三月廿九日晴

- 一 今日御滞在。
- 一 出勤前小松家、中山え差越。
- 一 中山え云々之譯有之論判いたし候。
- 一 昨夜白石正一郎より一封落手、愈諸藩士浪人切迫、追々出坂大事之勢顯然たり。此一條於御國元聊憂ふる處にて、屢小松家、中山え示談、終に激論に及び候譯も有之、且建白にも及び、不敬を願ず顔を犯し候時宜にも至り候得共、實に至誠之貫き得ざる故、言行はれず、一身を恨外無之、然るに當所まで出懸

大久保先
行の命

候處、前條通現事差見得、默止がたく、今日幸宿衛に付、切に建白に及候處、云々出坂被仰付、小松え談合可致、御沙汰に付、寸時旅宿へ差越、則舟都合等手當相成候、亦々出勤形行言上、中山え代合退出。

- 一 岸良士入來、段々及論談候。
- 一 今夕風雨に相成、出舟不相叶候。

大久保の
周旋

以上は極めて乾燥無味の文句であるが、若し眼光紙背に透るものあらば、必ず此中に如何に大久保が周旋盡力したかと察せらるゝであらう。小松は門閥家の錚々たるもの、今更ら云ふに及ばず、中山(尙之介、中左衛門と改む)は、實に久光の懐中小刀である。彼は本來西郷とは相ひ善からず、而して若し彼が久光に迎合すと云ふ能はずんば、彼と久光とは、其の意見に於て一體であると云ふを得可く、その爲めに久光と西郷との間に立つた大久保が、如何に苦心したる乎、將た久光と精忠組との間に立ちたる大久保が、如何に苦心したる乎、想ひやらるゝ。

大久保急發

而して大久保が久光の一行に先んじて、急發したるは、恐らくは大久保が自から責任の衝に當る覺悟にて、當人から申し出でたるものであらう。彼が其の途次泊舟の際、

仰ことかふふりて難波に赴ける船中にて

君が爲め碎く心は荒磯の、岩間にあたる浪はものかは

の一首を讀めば、如何に彼が慨然として心に決する所あつたか、判知る。斯くて大久保は四月五日夜大阪に著した。

〔七五〕 西郷、大久保伏見に會す (一)

大久保西郷會見

大久保は四月五日(文久二年)の夜午後八時大阪に著し、堀次郎を訪ねたが、彼は過刻久光を中途に迎ふ可く出發した後であつた。而して四月六日は、愈よ西郷

と會談の幕が開いた。

四月六日晴、今日早天御留守居え罷出、四つ時(午前十時)出帆、伏見え差向候、夜入前伏見え著候、則御假屋え差越候處、彌右衛門(本田親雄)其外大島(西郷隆盛)森(森山新藏)村(村田新八)三士の外出にて、兼春え一宿、四つ時(午後十時)歸館故、則差越候、彼是京地模様等承、別て大機會にて候、且大島え少々議論有之候處、一盃振たまり故、先づく安心いたし及鶏鳴候。

兩雄肝膽相照

此れは如何にも手短かに語りてゐるが、此の會見は、決して尋常一様でなく、兩雄が互ひに肝膽を吐露して、其の議論を上下し、而して大久保も始めて西郷の馬關出立及びその以來の措置を諒としたものと察せらるゝ。尙ほ其の詳細は、當時の伏見薩邸の留守居、本田親雄が、明治卅一年一月、其の親友税所篤に向つて當時の情況を手記して贈りたるもの、能く之を盡してゐる。

在伏見有
待志久光
つを

文久二年の春の頃、予は伏見の薩邸に在りて、島津久光公の、近き間に登り著せ給ふ用意様々に忙はしかりけり。(原注 公此時和泉と稱し給ひけるが、諸國の

有志浪人なる者、夥しく京、伏見に集ひ来て、之を待つ。公は去年（文久三年）來藩内に
 布告して、我三州（原注 薩、兩、日）を擲ち、擧て朝廷の御爲に、力を盡さむものと、時
 の幕府をも聊か憚る色なく、公然たる訓令を發し給ひし程に、之を傳へ聞く
 諸藩の有志は、勤王の志を果せるは、此時此人なりと、雀躍憤起して、公の上京
 を、今や遅しと、指を屈して待つもの、如し。京、伏見の藩邸に來りて、泉州公（久
 光）の舉動を探り、意志を尋るなど、其狀今にも討幕の一舉になりぬらんかと
 騒ぎひしめくさま、筆紙にも盡しがたき、すさまじき光景なりけり。

此れは京、伏見に於ける諸國諸有志の連中が、何れも鳥津久光の來著を、首を長
 くして待ち受けつゝある情態を云ふ。

西郷伏見
藩邸訪問

此時公（久光）には同じく三月十六日に、鹿兒島を立せ給ひ、播州室津に著かせ
 給ふと聞折しも、南洲翁は森山新藏、村田新八の兩士を伴ひて、我伏見邸に來
 訪あり。大島より召歸し給ひぬとは聞しかど、何の音信もなかりし頃なれば、
 俄に顔見合せて、何と言ひ出る言葉も忘れて、まづ無事を祝し、時世の様など

打語ふ。

此れは西郷が伏見藩邸に來訪したる際のこと。

此時堀二郎（伊地知貞善）も江戸より來りて爰にありけり。

此れにて西郷は堀と伏見にて會見したることが判知る。（參照七一、七三）

西郷宇治
に遊ぶ

翁は姓名を大島三右衛門と變稱して、幕府の嫌疑を避け、外邊に出るにも深
 笠を冠りたりき。翁の此邸に來りし事を、探り知りてや、平野二郎（筑前藩古訪
 ひ來りて、談深更に及ぶ。あとの日も、他藩の輩、尋來りなどするを、避んとて、文
 珠といへる旅店の奥まりたる坐敷に在りて、翁と人々と終日終夜語りくら
 せしも、爰もまた薩摩の人々泊りなどして、翁のいとほしき事のみ多かれば、
 去りて宇治の里あたりに物せんとして、打列れ立て、萬碧樓に登り、朝日山に對
 ひ清流に臨みて、酒くみかわしつゝ、浮世の外なりけりと翁はいとよろこび
 て、今宵は爰に宿りぬべしと定め、初夜にも成ぬる頃しも、使の者參りて、伏見
 より御文の候とて、差出したるを見れば、甲東兄（大久保利通）の急報にて、公駕

大久保伏
見到着

兵庫に停り給ふ隙に、寸暇を給りて、要用を告げんものと、伏見邸に來て見れば、本田は如何なる事ぞや、かゝる世の中に、西郷など打列れ立て、宇治の川邊に物したりとは、實に驚きたる振舞かな、速に歸り給へ云々とあり。
 以上を前掲の大久保の日記と對照すれば、思ひ半ばに出づるものがあらう。して西郷が伏見に於て、自然志士の中樞人物として、其の標的となつてゐたことも亦た白から分明だ。

【七六】 西郷、大久保伏見に會す (二)

本田親雄の手記は、以下漸く佳境に入りつゝある。

人々のひしめき

沈著慎重なる甲東(大久保)ぬしが、君側を離れて、爰まで馳せ登りたるは、至急至要の事こそあらめ、急ぎ歸りなんと、人々ひしめきぬ。

左もある可き事だ。

翁(西郷)は大久保爰に來りなば、共に美景をもながめて、杯酒の間に、物語りもすべきものを、例のやかましき男かなと戯れたり。

西郷も固より大久保の使命の尋常でなかつたことには、氣附いたであらう。彼の神經は案外に敏く動いた。但だ自から英雄の風采を備へ、他人をして容易に之を端倪せしめなかつたまでだ。

西郷等伏見歸還

爰より歩みゆかにも程遠し、など人々いふ、船により河を下りなば、如何に早からん。宇治の柴舟に打のりて、清流に棹さすも、よかるべしと漕出ぬれば、四月初頃の月影さし登りて、波の上に浮べる景色は、所がら面白く、舟は矢を射る如く早し。此趣は得がたき佳境になんと云へば、翁は打笑ひて、河水は流るるもの、月は望になれば圓くなるものよ、何のめづらしき事やはあると、ねぢけさまに答らるゝもおかし。

以上は宇治から川舟にて伏見に下りつゝある光景だ。以下が愈よ本幕に入る。

西郷大久保會見

邸に歸り著ぬれば、甲東兄（大久保）とくより待かねて、先づ翁にむかひ、問を起し、君は京攝の間に奔走して、諸浪士どもを語らひ、みち引て煽動し云々と聞し召給ひて、公（久光）の憤り給ふ處となりぬ。さる事のあるべき謂れなしとはおもへど、如何にも此上なき大事件なれば、此事の顛末を糺し、かつは京攝の現状をも見むものと、公の許可を得て、急ぎ爰まで來れる也。冀は洩るゝくまなく、浪士の狀況と、君が執る處の方針を聞んと、至情面に顯れ、意氣共に切なり。

以上は大久保の西郷に告ぐるところ、其の「至情面に顯れ、意氣共に切なり」の一句は、如何にも傳神の筆に幾し。

西郷に形勢を語る

翁（西郷）は答るに、下の關より大坂、伏見等に至るまで、諸浪士の意志、その裏面に伏する形勢を、縷々數千言演べ盡して、又餘蘊なきものゝ如し。

斯くあるべき筈だ。

西郷の有志抑制

而して容を改めて曰く、予は浪士を誘ひもせず、又嫌ひもせず、只彼等が無謀

大久保疑團氷解

の擧に出で、却つて大事を誤るを恐るゝが故に、今日まで彼等を説き、鎮靜せるをむねとせしは、一坐の諸君皆知る處にして、我が任ずる處也。我一度足を擧て、此の地を去らば、恐らくは無事を保ち難かるべし云々。

如何にも其通り、果然西郷去りて寺田屋事變は出來した。爰におひて甲東の深憂疑團も氷解して、互に時事を談じける中に、早曙光の東天にほのめく頃しも、又急に走りて、兵庫をさして馳せ下りぬ。

此意想外なる、南洲と甲東の問答の、眞に驚天動地、禍線の曳く處とは、後にもぞおもひ合せらる。

西郷心事

以上を大久保日記（參照 七五）と對照すれば、思ひ半に過ぎるものがあらう。西郷が「予は浪士を誘ひもせず、又嫌ひもせず」の一句は、如何にも其の心事、態度を道破してゐる。然るに久光を始め、其の側近の中山等は、此の浪士を、嫌つてゐた。彼等は浪士の赤心報國の心事を諒せずして、唯だ彼等が輕舉妄動、公武合體の大企謀を、破らんとするを恐れ、且つ瞋りてゐた。乃ち此處に西郷と島津久光

及び其の側近者との間に、容易に合一し難き距離が出来てゐた。

【七七】 會見後の大久保と西郷

久光室津著

却説も鳥津久光は、豫定の如く馬關を出發し、船中にて、京攝の間に於ける、諸國浪士の嘯集の狀を聞き、尙に其の措置を苦慮しつゝ、四月二日、播州室津に著した。當時の口吟に曰く、

自出家郷已二旬。

橋舟渡得幾關津。

此行何意人知否。

欲拂扶桑國裏塵。

其の意氣の昂揚亦た想ふ可しだ。留まる三日、從士の分乗せる諸船の著するを待ち、同六日室津を發し、八日兵庫驛に著した。

大久保引返し

話頭一轉大久保は西郷と徹宵伏見に於て會談し、釋然貫通する所あり、直ちに

久光に其の真相を報ず可く引き返した。

四月七日晴

今九時分(正午)打立歸帆、天氣宜格別之景色にて候。八幡へ參詣心願を凝し候。尤も狐渡りと申處より上陸、橋本え下り、乘舟いたし候。七時分(午後四時)著坂いたし候。今晚則舟手當いたし、大藏谷之様、差向候處、順風宜鋪候。

大久保は四月六日の夜より四月七日の曉にかけて、西郷と互ひに其の所見を交換し、四月七日正午頃より淀川を下り、石清水八幡に詣で、心願を凝らし、同夜大阪より舟にて、大藏谷に久光を迎ふ可く出帆した。

四月八日

大久保大藏谷著

今日八時分(午後二時)大藏谷へ著舟、未御著無之、七時分(午後四時)御著、堀氏(次郎)未滞り居候。先え被參候間、段々咄承り、且大島一條承知故云々申置。

奈良喜士(奈良原喜左衛門)入來、有武士(右村武三)入來云々承、大鐘時分堀士え鳥渡逢、否承候處、不分明、則小松家え差越云々。歸懸堀子行逢、旅宿え同伴云々

論じ候。

御本陣え罷出候處、既に御引けにて候。

久光を見
す

此の如く大久保は四月八日、大藏谷に先著して、久光を迎へたが、同日は遂ひに久光に謁見の機を得なかつた。されど大久保よりも以前に、先著したる堀次郎及び久光隨行の小松帶刀に面接し、論議する所あつた。此れは固より西郷一件であつたに相違あるまい。西郷より面責せられたる堀が、固より西郷に對して味方する筈はない。恐らくは久光の怒に薪を加へ、油を洒いだのであらう。而して小松も亦島津久光に對して、西郷の爲めに冤を雪ぎ、其怒を釋くの態度に出でなかつたことは勿論だ。

西郷の行
動

扱も西郷は如何になせしぞ、彼の大久保と會見以來の行動を知らんとするには、前掲の本田親雄の語る所を、(參照 七五、七六)尙ほ續けて掲ぐる必要がある。

長井建白
草案大要

其翌日(文久二年四月七日)になりて京なる田中國保(陸那京都留守居田中仲右衛門)が許より飛翰來る中に、長井雅樂なる者より、朝廷に建白せる草案あり。

大意は世の浪士不逞の徒等勤王攘夷を名として、討幕の策を内議し、天幕の間を妨げ、機に乗じて自己の慾を逞うせんとする者にして、決して近づく可らず。就中攘夷の策は、幕府に於て深謀あり、大藩巨族に命じて、必ず爲す處あり。又西洋各國は、大砲巨艦の利器ありて、今日の日本十を以てするも、敵すべからず。其軍艦數千艘あり、日本の環海に、木の葉の浮ぶが如く來り圍むこと半年乃至一年ならば、海路全く交通を絶て、帝都も江戸も一步動く事叶ひ難かるべし。

又幕府の深謀をも不知、浪士等薩藩士と結び、島津和泉(久光)を擁して、既に上京近きに在りと傳ふ。若し伏見へ著せば、速に島津を停め、而して天幕の間を調和なさざれば、禁廷の御大事を醸さん。島津に御示諭の事は、命を受けなば、長井躬ら當らん云々。

此建白や密に堂上公卿の間に説き廻りて、稍同意を感ずる方々もありとの説ありし。

西郷等部

翁(西郷)の之を聞くや、是實に輕々看過すべきにあらず。我れ大久保と談したる末、爰に留ると雖、此事至重の關係あり。我れ此建白を携て、公に謁して、深く説破する處あらんとす。堀は是より大坂に下り云々すべし。本田は京都に登り田中と談じて云々すべしと、部署を定め各東西に袂を分てり。

とある。此の中にて、堀は是より大坂に下り云々すべしとの一句は、事實相違であることは、前掲大久保の日記に示す通り、既に去りて大藏谷に島津久光を迎へてゐる。但だ大體に於て、伏見に留りたる西郷が、兵庫に下りたる理由は、此れにて分明する。彼は長井雅樂の運動に對して、其の牽掣運動の爲めに、若しくは其の豫防運動の爲めに、然したるものであつた。

【七八】 兩雄耦刺の相談

西郷兵庫に大久保を訪問したるを訪問

西郷は果然兵庫に下り、大久保を訪問した。大久保日記に曰く、

四月九日雨

今日御供、六つ前出勤、六つ半時分(午前七時)御立、七つ時分(午後四時)兵庫へ御著。

大島風と參り云々、心中中々難堪候。尤、森村(森山、村田)等も參、有村宿え參居候。篤と申含候處、從容として許諾。拙子も既に決斷を申入候。何分右通にて、安心にて無。此上、則御前え相伺候處、奈良(奈良原喜左衛門)海江(海江田武次)拙子同船大坂の様、廻舟可致御沙汰にて候。今晚舟都合致候得共、順風不宣、出帆不相叶。拙者旅宿へ一宿。

とある。此の日記の注釋として見る可きは、本田親雄の語る所だ。

却説予は翁(西郷)の示すが如く、京師に至り、更に大坂に下りて、公(久光)の旅館に伺候す。(邸吏の舊例なり)即時甲東(大久保)の旅寓を訪ふて、西郷翁の馳せ下りし所謂をいふに、主人竊に答へ告げて曰く、去れば其事也、過ぎし夜兵庫な

久光怒り解けず

る公の御旅館に、西郷來りて、長井建白の事に付、拜謁の爲に參上せりと、其趣意は云々也と説き終るを待たず、予は此處大事を談ずるを得ず、外と部に出でんと、兩人は月夜濱邊の人遠き物蔭の砂上に對座して、甲東伏見より歸り、兄(西郷)が浪士鎮撫の始末、其心事のある處を、詳に公に言上せしも、公の震怒の意志、翻すべくも見へず、甲東(大久保)の歸らざる前、既に小監察喜入某に足輕數人を附して、兄を捕縛の命は降りたりと聞く、拜謁の願はさて置きつ、かかる境遇に落入たれば、予も君側を退けらるゝ狀況あり、多年盡瘁せし大計畫も、爰に至ては、畫餅水泡に歸せしは、是非もなし、之れ天命也、願ふに兄謂れなく、奸吏の手に捕縛せらるべきにあらず、必定自裁して死すなるべし、予(大久保)は之を止むる者にあらず、予も今は此世に生きて、何かせむ、只死あるのみ、死せば必ず兄と共に耦刺へて死せん、これ我志なり、志既に決せり、故に此の無人の處に伴ひし也と告ぐ。

如何にも大久保其人の面目が活躍してゐる。乃ち其の日記中の、拙子も既に決

大久保
刺決心

斷を申入候との一句の意味が、此れにて分明だ。

西郷忍耐
論

南洲聞終りて從容として對へけらく、此は大久保の言とも覺へぬものかな、公(久光)の激怒と君側の形勢、如此に至りしは、今更是非もなし、予は君が想ふ如く自裁處決するものに非ず、縱令縲紲の辱めに逢ひ、如何なる憂目を見るとも、忍んで命に従ひ、大計の前途を見んと期する者也、君も亦如此なるべし、若し今にして吾等二人とも耦刺して死せば、天下の大事去らん、かくまでに推し進み來れる例の畫策は、誰か之を繼紹すべき、男兒忍耐力に當るは、此時ならずや、吾人二人なくして皇室を如何んかすべき、國家を如何んかすべき、辱を忍び事に耐るは、只此時也、勉むべし、と懇ろに説くを聞て、予(大久保)も深く此言を信じ、決心を翻せりと。

右談話の
精確

以上は大久保の語りたる所を、本田が記憶のまゝ、手録したるもの、其の大體に於て、要領を得たることは、大久保の日記と對照すれば、自から分明だ、從容として許諾の一句は、即ち是れだ、而して本田は——大久保日記によれば——四月

十一日の晩、大阪にて大久保を二回訪うてゐる。即ち西郷との耦刺の相談ありたる四月九日の晩を隔つる僅かに中一日だ。されば其の語る所、其の聞く所、兩ながら鮮明にして精確なる可きは、勿論のことだ。

英雄の心事

若し兩人が大久保の言によりて、耦刺したらんには如何。人は皆な西郷は猛烈、大久保は沈深と云ふ。人は皆な大久保は硬鐵の如く、西郷は烈火の如しと云ふ。然も以上の談話にして信馮す可くんば、其の役割は、互ひに平生の役目を交換したるか、の如き看がある。英雄の心事、自から淺人の測知す可からざるものがある。

【七九】 西郷再度の流竄

西郷の觀念

西郷は自から觀念した。此上は其の運命を、天に任する外はないと、而して徐ろ

に島津久光の欲する儘に身を處した。彼は四月九日の夜、兵庫から大久保一藏、奈良原喜左衛門、海江田武次に護送せられ、大阪に赴く可く命せられたが、同夜は風に障へられ、大久保旅宿に一泊したことは既記の通りだ。(参照七七)尙ほ大久保日記に曰く、

四月十日雨

今日大雨にて候處、四つ後(午前十時)後晴上り、直様出帆致し候處、八つ時分(午後二時)著舟、尤上陸不致、御届申出候様承知故、則帶刀殿(小松)へ届申出候。大鐘時分御用にて罷出候處、今晚申出帆候舟有之候に付、乘舟致し、御國元之様、歸帆可致承知。

一 今晚申舟仕舞不_レ相調。

歸國命令

此の如く四月十日兵庫より大阪に著船、同夜直ちに出帆、西郷、森山、村田は、歸國を命せられたが、船の都合調はずして翌日となつた。

四月十一日晴

今日四時分(午前十時)出帆に付、本船へ三子(西郷、森山、村田)乗付、拙子共三人(大久保、奈良原、海江田)相送り候。其段、帶刀殿(小松)え届申出候。

一 拙子大島(西郷)一條に付ては、春初御請合申上置候趣有之候に付、帶刀殿え申出候趣有之、出勤差控候。

一 吉仁(吉井仁左衛門即ち吉井友實)海武(海江田武次)奈喜(奈良原喜左衛門)本彌(本田彌右衛門)旅宿え入來。

一 今晚又本田入來。岸良同斷。

とある。乃ち大久保は西郷等の乗船歸國を見送り、而して後自から西郷召還の主唱者たる責任を引いて、出勤を差し控へた。而して同日兩回、本田が訪問したることは、既記の通りだ。(參照 七七)

西郷捕縛命令

抑も島津久光は、大久保を馬關から先發せしめ、西郷に關する風聞を取り調べ、其の真相を報告せしめんとしたが——此れは大久保より請願の上であつたにもせよ——其の復命をも待たず、海江田の報告を聞き、直ちに小笠原喜入嘉

大久保の態度

次郎、横目志々目、献吉等數名に命じて、其の捕縛引致を命じた。此事は大久保は固より預り知らず、西郷と伏見に會見して、大藏谷に到着の後、堀次郎と相見て、始めて其事を知つたのだ。彼は之を聞いて、慨嘆に禁へず、頗る小松、堀等と論議する所あつたが、今更ら致し方なく、久光に隨行して、兵庫に到つた。その消息は、既記の彼の日記に就て、察知す可しだ。(參照 七七)

西郷再配流

而して捕吏の一行は、大阪に至り、西郷に會して、其命を傳へたが、西郷は從容として、其命を拜したから、彼等は今更ら手を下して、西郷を捕縛するを敢てせず、彼に隨うて四月九日兵庫に至つた。斯くて翌十日西郷は、大久保、奈良原、海江田等に護送せられ、與力兒玉某は足輕數人を率ゐて、之を監衛し、舟にて大阪に至つたが、固より上陸を許さず、十一日に至りて、薩藩の汽船天祐丸に乘じ、西郷、森山、村田の三人は、歸國し、やがて山川港に著した。而して西郷は德之島に、村田は鬼界ヶ島に、森山は其の罪案未決を憤慨して、山川の船中にて自刃。西郷は更らに德之島から沖永良部島に移された。此の如くして西郷は大島召還後(二月十

久光對西郷の感情

二日未だ二個月ならずして、(四月九日)再び放逐の命に接した。如何に島津久光が、西郷に對して啣む所あつたかは、同人の手書によりて、之を知ることが出来る。彼が在國の家老喜入攝津に與へたる書中の一節に、

一 大島一件如何相片付候哉、是も誠に心配之事にて、誠に言語道斷之曲者、重罪之者に候得共、先一命は相助け、其地え差遣申候。最早處置爲有候事と存候。

とあり、又た、

一 右に付ては、有川十右衛門、伊東仙太夫、米良助右衛門杯之處、色々異説申立候は、案中歟と察申候。折角無油斷様、簡要に候。若不忠之儀有之候は、無遠慮罪科申付候て不苦儀と存候。

此の如く單に西郷ばかりでなく、其の同情者が、彼の處分に付て、異説を唱ふる場合には、彼等をも併せて處分せよと云ふ、其の權幕の劇甚以て知る可しだ。されば當時に於て、西郷が切腹を申し附けられなかつたのは、せめてもの仕合で

一生不返の流罪

あつた。

尙又島津久光が、大原重徳に伴ひ、江戸發途の當日、鹿兒島なる家老喜入攝津に與へたる書中にも、

一 大島一條、大心配いたし候。於其地色々異説生候由、定て心配之儀と致遠察候。實に逆心之者にて、死罪申付度程之事候得共、一等を減じ、一生不返之流罪に決し申候。尤常人口氣者、讒口候哉に申候由、彌以不届至極之事に候。

とある。此れにて見れば、久光が西郷に對する憎惡の念は、彼が歸國後愈よ旺盛を加へたと云はねばならぬ。西郷たるもの、亦た危いかなだ。然も彼が孤島に生を全うしたるは、寧ろ天祐と云はねばならぬ。

島津久光兵庫に著す

鹿兒島發

文久二年壬戌の春三月十六日上下千餘人を召つれられ鹿兒島を發し玉ふ。(公の御旨を受て附従ひ奉るは、御側役小松帶刀、御小納戸中山尙之助、大久保一藏等なり。御留守なつとめ、太守公を輔佐し奉り、政柄を握るは、御家老喜入攝津等なり)すは御

發駕ありときくや、肥筑あたりの浪人等すがりつき、各々我の望を達せんと上書な
どし、中にも筑後の國久留米の社家眞木和泉守はひそかに御國まで來り獻言す。大
かたは智慮なき荒々しき事どもにて取るに足る者なし。公はあらかじめ、物の心を
わきまへぬ我國の若者ども、或は相和して事を起すの患ひあらん事を慮らせ、おご
そかに仰せを降していましめ玉ふ。(中略)

長井雅樂
運動

陸地をうたせ豊前の國小倉に至り、それより我の火船天祐丸にぞめされける。朝廷
には、公の御發途を聞へければ、御喜びの眉を開かせ玉ひ、日に御著の期をぞ待せら
る。此程より松平大膳大夫殿の旨を受けて、其臣長井雅樂といふ者上京して宇内の勢
ひを説き、夷人の御扱ひぶりを内奏し、關東へくだり、久世安藤の兩御老中に據々と
申こめしが、關東にては年頃の暴政きはまりて、人氣もみだれ、今は朝廷への御會し
らひすべき様なき折なれば、長門より相代りて、朝廷へ御わび申させ、攘夷の嚴命を
ゆるやかにならせまく思ひ、其申旨に任せ、御目附淺野一學を差そへて、雅樂をば急
ぎ上京せしむ。雅樂はやがて議奏中山大納言忠能卿、正親町三條大納言實愛卿等へ
參り、開國の説を主張しけるが、朝廷には、はや其關東の爲に使はるゝ事を知食し、終
にその申旨を許し玉はず。時に浪人等は追々蜂起して、京、大坂の間に群集せり。公の
御國を立せ玉ふと聞て、我江戸詰め侍の内數人、わが儘に脱して上方へ馳のぼり、
竊に浪人田中河内之介を語らひ合せ、遂に事起さんとの企てあり。其ころ堀次郎は

江戸より、京へ來りしが、此人々のなまじひに公の御大業を破り奉らん事を恐れ、頭
立の者共を導びき、しばらく大坂の外御長屋へ留め置て、御著の程を待にけり。公は
京攝のあたり浪人どもの騒がしき事を御船の中にて聞食し、いかにも然るべき御
捌きの道を立ばやと案じわたらせ、四月二日播磨の國室津へ著せ玉ふ。御詩あり。
自出_レ家郷_ニ已_ニ二句 橋舟渡_リ得_ル幾_ノ關津 此行何_ノ意_ヲ人_ノ知_ル否 欲_ス拂_テ扶_テ桑_ノ國_ノ裏_ニ塵_ヲ
こゝにて御供にさむらふ船々を待せられ、三日が程御滯留あつて、同き六日室津を
立せ、八日兵庫の驛に宿し玉ふ。我侍大島三右衛門は先きだつて公の仰を受け、京大
坂の間に在りしが、私に諸浪人を煽動せしにより、罪蒙りて火船より差返さる。(伊
地知貞馨著 紹述編年)

第十四章 島津久光入京

【八〇】 島津久光伏見に到る

久光入京
決心

西郷は既に去つた。此れから浪人の措置は、彌よ面倒となつて來た。而して同時に幕府は、出來得る限りの手を盡して、島津久光の運動を妨害せんと試みた。それには江戸薩藩邸の者共若しくは島津家一門の人々を透して、京都に立ち寄らず、直ちに參府せんことを慫慂したが、久光は當初の計畫通りを實行し、如何なる妨げあるに拘らず、先づ入京を決心した。尙ほ彼が出發以來最初に受取りたる近衛家の消息は左の通りだ。

近衛家消
息

尙以大久保市藏咄に、中山前中將よりの條々承、甚々是は不人物無論之人に候也。

薄暑催候。彌平安令賀候。抑毎々御實情被申越。何も珍重々々の事に候。過日堀

次郎入來にて面謁、何日關東之次第、具に承、珍重珍重之儀と存候。其方上洛候はゞ、入來之事と待入候。中山尙之介、大久保市藏等へは、其方入來之義留置候得共、最早當時之模様、成行候はば、御上洛候はゞ、必御入來之様存候。尙面謁と待入存候事に候。何分即今穩便に御誠忠有度存候。仍何も申入置度存候事。

四月八日

忠 房

内々 亂毫御免

元來近衛大納言忠房は、島津久光の上京を差し留め、中山、大久保等を透して、其旨を久光に申し送りたるもの、然も今となりては如何とも爲し難く、斯く申し送つたものであらう。何分即今穩便に御誠忠有度存候が眼目だ。近衛家の如きは、所謂る漢に懲りて膾を吹くの類であらう。中山前中將云々は、中山忠愛のこと。彼が浪人と交通して、穩健派から指彈せられつゝ、あつたことは當然だ。

久光大阪に人る

中山尙之介(中左衛門)は、久光に向つて、浪人共の氣焰甚だ熾であるから、更らに

藩士調査

兵を鹿兒島に徴せんことを、獻白したが、久光は「關ヶ原の戦を見よ、千人で澤山だ」と肯んじなかつた(島津久光公實記)。而して久光は四月十日、兵庫から大阪に著し、即日左の訓諭を、隨行及び東上方の薩藩諸士に下した。

- 一 諸藩士浪人等え私に面會不可致事。
- 一 命を受ずして、猥に諸方奔走不可致事。
- 一 萬一異變到來候共、敢て不致動搖、下知無之内、其場え不可駈付事。
- 一 酒色可相慎事。

右之趣、先度より追々申渡候得共、以來猶又可相守。若此上違背之族、於有之者、無用捨可處罪科者也。

將た久光は更らに命を受けずして、江戸から脱走し來れる諸士を宥恕して謁見を許した。斯くて四月十三日淀川を上りて、伏見の藩邸に入つた。乃ち西郷等が、大阪を出帆して歸國したる翌々日だ。

大久保謹
憤一日

因に云ふ。大久保は、西郷一件に付、十一日以來引入つたが、其の翌日より出勤す

ることゝなつた。大久保日記四月十二日の項に曰く、

一 九過(正午過)谷愛子(谷村愛之助)入來、帶刀殿より云々御達之趣有之、承知いたし、直に出勤、今夕泊番相勤候。

とあれば、彼の謹慎は、僅かに一日にて済んだ。惟ふに彼は中山一味からは、多少面白からず思はれてゐたであらうが、然も當時に於ては、必須の役者の一人にて、彼を少くことは、大なる差支あつたものと察せらるゝ。

四月十三日雨後晴

今日大坂御立、六つ過(午前六時過)御乗船、暫時雨強く候へ共、晝時分より晴上り、暮前御都合克、御著伏。

直參府の勤め
此の如く久光は首尾克く、伏見の藩邸に入つた。此際一門の島津淡路守忠寛は、使者もて久光に、京都に入らず、直に參府せよと勸告し、又た大目付菱刈奎之介は、江戸から來りて、説く所あつたが、久光は之を聽かず、菱刈を大阪に留め置いた。而して又た其の從士半數を分つて大阪に残し、浪士の鎮撫に備へた。

要するに久光の左側には、討幕論の急先鋒たる諸浪士があり、其の右側には、佐幕の一味があつた。然も彼は斷々乎として、公武合體の素見の實行に努めた。

【八一】 近衛忠房の穩便第一

久光伏見著

扱も島津久光は、一切の障礙を排除し、四月十三日には、大阪より伏見藩邸に入つた。(參照ハ〇)而して其の翌日大納言近衛忠房より、左の一書到來した。

近衛氏狀

此書付所司代より傳奏へ差出し候寫に候。艸々是も御返却之様、伏て頼入存候事。

彌御勇健珍賀候、明後十六日、面會と樂み待入候。正親町三條にも面會之事申入候處、尤承知之趣、乍去酒井若狹守より傳奏へ、此通りの書付差出し候に付ては、全武士へ面會杯差留め候様成次第、乍去其元(久光)さへ嫌疑不被存候事

に候はゞ、大磐石之至、何時成共面謁可仕旨に候儘、何卒唯今直様に右否御報
頼入度候。御報次第にて面謁被仕候由に承候間、以急使早々申入候間、早々御
報頼入候。

此れは鳥津久光が、議奏正親町三條實愛と會見につき、所司代酒井忠義から差
留の書付を出したが、久光さへ無頓著にて憤發すれば、正親町三條の方では、何
時たりとも會見するから、否やの返事を待つとのことだ。

近衛氏魯
便第一

吳々其元(久光)御誠忠之義は、何迄も頼敷存候事に候。乍去唯今御膝元(京都)に
て、騒々敷不相成様、事穩便にして、關東改革在度事に候。吳々於御膝元(京都)人氣立、
騒々敷相成候ては、却て誠忠も難立、先以穩便之手段にて、被爲安宸襟候様、良
策在度事に候。

之を見ても、如何に京都、伏見の間、人心恟々であつたか、想像せらるゝ、而して
近衛家などは、何よりも先づ穩便第一であつたことが能く判知る。

長州提携
要望

長州にも誠忠決當之趣にも候はゞ、一致にて良策勘要に候。

此れは長州と提携して此事に當りて吳れとのこと。

吳々大磐石之賢慮專にて、精々誠忠被盡候様、偏に仰處に候。乍去帝都戰場地
と相成候ては、不容易大亂、吳々御膝元(京都)にして、被爲安宸襟候様、長藩杯一致
良策勘要之事に候。

如何にも心配の模様が、手に取る如く描き出されてゐる。

慎重要望

吳々卒事ヶ間敷次第有之ては、事成就難成候間、何分御如才は無之哉とは存
候得共、靜に被爲安宸襟候様、良策伏て頼入候。

元來鳥津久光は、注文しても、卒事ヶ間敷次第は出來ない漢だ。左程心配は無用
だ。然るに斯くも繰り返し捲き返し、此事を申入れたるを見れば、近衛家杯の心
配が異常であつたことが想ひやらるゝ。

先者大急々々正親町三條へ面謁被致候否に付、態々申入候。大亂書大亂書、推
覽々々にて、何卒唯今直様御報頼入度候事。

四月十四日(文久二年)

忠房

島津 和 泉殿へ

極密早々

以上の書面を見れば、正親町三條と島津久光との會見の事を、久光に確むるが主旨の様であるが、其實は島津久光に向つて、穩便を請要したるものだ。

久光寧ろ右傾

要するに島津久光が、如何なる物を持ち出す乎、鬼を出す乎、佛を出す乎、恐らくは近衛家杯にも、それが付度しかねて、斯くは鄭軍、懇篤に、手荒らき仕事をせぬ様に申入れたるものと察せらるゝ。然も島津久光の意見は、當時の改革意見としては、寧ろ右傾とも云ふ可きものにして、そは其の一門佐土原藩主島津忠寛への返事にも、

此節小子出府(江戸行)に付、諸浪人等多人數上阪、不容易企いたし候哉之風評有之、至極御懸念の故を以、樺山直記爰許迄被差遣候御所存之趣、委細承知、別て忝次第奉存候、小子儀毛頭右様之存慮に無之候處、家臣之中、趣意心意違之

者有之、筋無儀申散候所より事起り、聊にても公邊御疑を蒙り候事と、誠以心痛至極に御座候。此上は浪人取鎮不申候ては、逆も無事通伏出來兼申候間、貴意には難叶候得共、暫時滯伏いたし候事に御座候。心配之程御遠察奉願候。通伏とは伏見通過のこと、要するに浪人取鎮めの爲め、直ちに參府せず、當分伏見に滯在するとの事だ。而して更らに、

浪人同意にあらす

先度堀次郎より大略申上候一條も、實以天下之御爲と奉存候趣意に有之、浪人同意には更に無之事に御座候。逆も當時通之形勢にては、永久太平の姿に無之儀は、人心有之者、誰も存付候事にて、贅言に不及事に御座候。

とあれば、島津久光其人の心事及び改革意見の程度も、之を察するに難くあるまら。

〔八二〕 島津久光近衛邸に伺候す

久光改革
意見手控

島津久光は、四月十六日(文久二年)伏見を發し、京都に入り、近衛邸に伺候し、大納言忠房に謁し、議奏中山大納言忠能、正親町三條大納言實愛立合の上、其の懷抱したる改革意見を開陳した、其の口演の手控は、左の通りだ。

此節私儀關東え出府候趣意、表通は去々年(萬延元年)以來、修理太夫(茂久)參府兩度迄御猶豫之御禮、且は屋敷燒失後、下知不仕候ては、不相叶用向有之筋に御座候得共。

此れは表向き一偏のこと。

其大主旨

内實は公武御合體、皇威御振興、幕政御變革被爲、在候様、建白仕度所存に御座候。

大主旨此に在り。

幕閣暴政

尤此儀者一朝一夕之事に無之、去る午年(安政五年戊午)已來幕役共勅諭を遵

奉不仕、外夷通商免許仕、刺正議之親王公卿を奉始、一橋、尾張、水戸、越前共外有志之大名禁鋼仕、庶人は死流之刑に取行候處より、乍恐被爲、僞宸襟候御模様傳承仕候。

以上は幕閣の暴政を痛言す。

引續き諸國之町人商人等え迫り、金子を買上候上、自儘に其位を上げ、洋銀と稱し、白銅を以、國家之通用金を吹上げ、引續き列國之諸侯え川々手傳と申て、上げ金を申付、追々逆政相募候に付ては。

此れは更らに一層を進めて、其の逆政を痛言す。

人心却

諸國之人心致紛亂、浪人共尊王攘夷を主張致し、慷慨激烈之説を以、交を四方に結び、或者大老を刺し、或者夷人を戮し候より、幕役共取締の嚴命を下し候處、彌奮發仕、近頃相成候ては、殊に致増長、終には不容易企に及候哉に傳聞仕候。

人心の激昂底止する所を知らず。

右之通にては、皇國一統騷亂之基と相成、勤王之趣意にも不相叶、却て外夷之術中に陥り候儀にて、實以不可然事に御座候。

以上は戊午以來の天下の大勢推移の實相に付て語るところ。

久光發向の次第

私儀家督之者にも無之候得共、三百年來徳川家之鴻恩を蒙り、殊に亡兄薩摩守臨終之節、國政之儀は勿論、天朝幕府之御爲、宿志致繼述、精々盡力仕候様分て遺託之趣も承居候に付、右次第傍觀猶豫仕候ては、不忠不孝之罪難遁と存詰、修理大夫(茂久)申談、是非關東え出府致し、所存十分言上仕候含にて、去月(文久二年三月)十六日、國許發足、當月六日播州姫路え著仕候處、諸浪人共、追々上坂仕、私通伏(伏見通過)相待、事を起し候趣に相聞得候に付、道中差急候儀も出來兼、漸去る十日大阪え著仕候處、浪人共、多人數滯坂仕居、紛々之次第御座候て、連も通行難仕候に付、家臣之内内々差出、其方共實に勤王之志有之候はゞ、此方上京致、叡慮可奉、伺候間、暫時潜居可仕旨、精々理解爲仕候處、乍漸承服仕候に付、十三日伏見え到着、今日參殿仕、叡慮奉伺所存にて、建白仕候。

入京豫定の方策

以上は島津久光の、亡兄の遺託を受けて、大事に任ずる身分から説き起して、其の叡慮を奉伺するに至りたる顛末を説明してゐる。其の下半に、浪人共が大阪に滞在して、騒ぎ立つるから、姑らく足を伏見に留めて、參府を延引し、取り敢へず叡慮を奉伺することとなつたと云ふのは、單に辭令を飾りたるものにして、久光が鹿兒島發足以前から京都に入りて、叡旨を奉じ、之を以て幕政を改革する方針であつたことは分明だ。されば其の入京は豫定の方策にして、決して浪人の大阪に群集すると否とは關係は無かつた。然も斯く云ふは、此れが尤も口實とするに、好都合であつたからだ。

粗暴事を好むに非ず

更に粗暴事を破候儀に無御座、天下人心之安堵仕候様、御處置被爲、在度所存に御座候間、不惡御聞取委細奏聞被成下候様、伏而奉、希上候、誠惶謹言。

以上は島津久光の建白の緒言だ。彼は此の如く自から其の地歩を占め、叡旨を奉伺せざる可からざる所以を陳述した。此處に浪人を援き來りたるは、畢竟滿朝の公卿をして、建白の止む可からざる所以を覺醒せしむる好方便としたも

のであらう。而して浪人一件が、近衛家を始め、中山、正親町、三條等をして建白御嘉納に盡力せしむる、大なる刺戟となりたることは、固より疑を容れない。少くとも恐怖は、時に取りて人を動かす手段である。

〔八三〕 島津久光の改革意見

改革條項

長井雅樂の文久元年五月十五日朝廷に上りたる建白は、堂々たれども、總括的の議論に止つたが、島津久光の文久二年四月十六日のそれは、何れも具體的に、改革の條項を列擧してゐる。

暴政平反

一 粟田口宮(青蓮院尊融親王即ち後の久通宮朝彦親王)左府公(近衛忠熙)鷹司公御父子(鷹司政通、鷹司輔熙)御愼被爲解、且於關東、一橋(慶喜)、尾張(徳川慶恕)越前(松平慶永即春嶽)等御愼解有之候様被仰出度事。

松平慶永起用策

此れが井伊暴政平反の第一だ。

一 右御愼解之上、左府公關白職被仰出、於關東者、越前前中將殿大老職に被爲任度、此儀者家格に付、先例者無之筈に御座候得共、非常之時節、非常之處置有之候様、被仰出度事。

時勢急轉

如何に時勢は急轉したるよ、外様大名の當主でもなき、其の實父たる島津和泉が、朝廷に向つて、朝廷の事を申し上ぐるは、まだしも、幕府の政事更革を申請するなど、之を三代家光や、五代綱吉や、八代吉宗の時代は、愚るか、とても文政、天保の大御所(十一代家齊)時代にさへも、夢想だに克はざることだ。然るにそれが一方に於ては生温るしとして、志士から反對せられ、世間に於ても、更らに意外とも、不思議ともせざるに至りたるは、實に驚く可き推移である。

一 田安(慶朝)後見名有て實無き事御座候に付、免許致候様被仰出度事。

田安は要するに井伊直弼の傀儡であつた。罷免が當然だ。

一 安藤對馬守手疵平癒出勤仕候由、是者第一天下之人心に關係仕、不可然

安藤退職の要

事御座候間、速に退職仕候様被仰渡度事。

安藤は井伊の政治的相續者だ。井伊の政治を一變するに際しては、同人の罷免は當然だ。況んや彼は坂下門外の一件にて、天下の人心を失うたるに於てをやだ。〔參照 一六一—二〇〕

久世上京命の事

一 久世大和守早々上洛仕候様被仰渡前件之儀、速に取行候様屹度被仰渡度事。

久世は幕閣に於て、首席であれば、彼を上京せしむるは當然のこと。

幕役辯賞の事

一 前件之儀被仰渡に付て者、乍恐朝廷御威光不被爲立候ては、幕役共遵奉仕候儀、懸念奉存候間、大名二、三家え御内勅被相下、若幕役共、違勅之趣に有之候は、速に辯責仕候様被仰渡度事。

此れは島津自から任ずるところ。其他長州たり、何たり、固より問ふ所ではない。若し他藩之に任せざれば、薩藩主として、之に當る決心で、斯く申上げたのであらう。

浪人を疑ふ

一 此已後者、叡慮之趣、浪人等え不相洩様、御取締嚴重有御座度奉存候。

一 浪人共之説、妄に御信用不被爲、在候様奉存候事。

一橋後見の策

島津久光は、浪人嫌だ。此れは乃兄齊彬も、屢ば朝廷が浪人共の言論を、餘り御信用なき様、希望を陳じてゐた。而して久光は寧ろそれに輪を掛けてゐた。

一 越前在職之上者、上洛被仰出、將軍未若年之事候付、非常之時節、御懸念被思食候間、一橋後見被仰付、朝廷御尊崇之道、於關東精々奉盡、邪正之辨明白に相立、外夷御處置、天下之公論を以、永世不朽之明制被爲定、皇威海外に被爲振候様罷成度、乍恐奉存候事。

此れは一橋慶喜を、將軍の後見職とし、將軍に上洛せしめ、恭順の誠を竭さしめ、而して京都に於て公武合體の上、天下の公論によりて、對外の政策を定む可しとのことだ。島津が此處に於て、攘夷鎖國と、明言しないのは、彼も亦た此事が、容易に實行し難きを知つてゐたからであらう。

右條々、至愚之身を不願、存慮之趣申上候間、厚御評議被爲盡、若御取用被爲成

齊彬遺策の踏襲

御事に御座候はゞ、一日も早く勅命被爲、在度御事と、偏に心願に御座候、敬白、惟ふに島津久光の此の意見は、恐らくは乃兄齊彬の遺策を、踏襲したるものであらう、若し齊彬にして在らしめば、彼は安政五年に、此事を行つたであらう、或はより以上を行つたであらう。

久光の最善努力

然も文久二年は、安政五年を去る足掛け五年、中間三年を隔てゝゐる。齊彬をして、文久二年に在らしめば、或は此の意見以上の問題を提起したかも知れない。そは兎も角も、島津久光としては、此れが最善を竭したものであつたことは言ふ迄もあるまい。而して此れは小松、中山、大久保、堀等が、參畫したることも勿論だ。

【八四】 島津久光輦下の鎮撫に任ず

久光に勅諭

島津久光の近衛邸に於て、四月十六日、近衛忠房、中山忠能、正親町三條實愛の三卿に向つて陳述したる意見書(參照 八二、八三)は、既記の通りであつたが、中山、正親町三條兩卿は、直ちに之を携へて參内し、日暮兩卿は、近衛邸に參じ、奏上の次第を久光に報じ、且つ左の勅諭を傳へた。

浪士共蜂起不穩企有之候處、島津和泉取押候旨、先以叡威思食候、別而於御膝元、不容易儀、於發起者、實に被惱宸襟候事に候間、和泉(島津久光)當地滞在、鎮靜有之候様、思食候事。

公卿思惑

實を云へば京都の公卿は、安政戊午以來、井伊の暴政に懲りて、今は時勢の一變したるに拘らず、幕府を怖るゝ虎の如く、唯だ平穩無事を是れ祈り、その爲め近衛忠房の如きも、島津久光の入洛を、極力阻止せしめんとした程であつた。(參照 四九―五四)然もそれにも頓著なく、島津久光は、大兵を率ゐて東上したから、今は餘儀なくも、之を迎ふることとなつたが、然も近衛家を始め、所謂正義派と稱せらるゝ公卿も、浪人の嘯集には、其の肝膽を寒からしめたるものと覺え、遂

ひに「穩便無事」を專一とするの依囑を、近衛忠房から、島津久光へ申送りたる次第は、既記の通りだ。「參照 八〇」されれば今更ら前掲の如き勅諭が、島津久光に下るも、決して不思議ではあるまい。

久光入京

此の如く聖旨は、久光をして京都に在りて、鞆下鎮撫の任に當らしめ玉うたから、久光は四月十七日伏見假屋より、京都錦小路の藩邸に移り、専ら此事に任じた。近衛忠房の書に曰く、

尙以其許誠忠御満足にて、不存寄愚拙へ厚御沙汰之勅書拜領仕候事に候。此儀も一寸申入置候事。

叙慮安心

追日薄暑催候、彌以勇猛珍賀不斜候、抑過日者、光駕初而面謁、段々誠忠之旨趣、從兩卿（中山、正親町三條）被及言上、深御満足之叙慮、就ては爲鎮靜、滯留被仰出候御事、且亦老中（久世大和守）上京之上、何かの御都合にも、御安心之叙慮、旁以兩卿、且於愚拙（近衛忠房）心慥に存居候事に候。以上は島津の入京が、主上にも御安心を與へ奉り、且つ近衛、中山、正親町三條の

浪人抑制の要

三卿に於ても、満足であり、且つ安心したとの事。

一昨烏者、帶刀（小松）入來、何も承知仕候事に候、扱亦昨夜田中仲右衛門（京都留守居）入來、何か浪人共之儀、承知仕、甚心配仕候、折角厚叙慮にて、滯留被仰付置候事故、唯今浪人共、不慮に騷亂に及候而者、實に不容易次第、其元御誠忠も急には難立哉と心配に存候、何卒精々分散之浪人共、被取押候、勘考在度存候。吳吳唯今者大事之場合と存候事故、乍如才御座無哉、心底之程申入置候事。

島津 和 泉殿へ

忠 房

例之亂書、御推覽、極内密々々

當時の浪人

此れによりて見れば、近衛家其他の公卿は、幕府よりも、更らに一層浪士を怖れつゝあるの狀が分明だ、固より當時の浪士は、安政戊午の浪士とは、其の意見に於ては、同一であつたが、其の意見を實施するの手段に於ては、頗る逕庭あり、前者は勅諭を雄藩に下し、その力によりて、初志を達せんとしたが、後者はさる手

緩き方法を藉らず、自から一舉して、義旗を掲げ、直に奸魁を誅戮して、天下の爲めに義を唱へんとするにありて、京都の長袖者流が、之を怖れたるも、未だ必ずしも其の理由無いでは無かつた。而してその頼みの綱は、幕吏にあらずして、島津久光であつたとすれば、彼等が久光に向つて、此事を再三再四懇請したるも、決して不思議はあるまい。

島津久光の入京

久光密奏

謹按するに、忠房卿の數通の書を觀て、公(久光)の密書秘策及び中山、大久保等を上京せしめし深意推測に難からず。今此際、消息を記さんに、公の忍耐と勇斷とは、志士をして九回の勝を斷しむるものあり。始公勤王の大志を抱き、朝廷の式微を救ひ、幕府の跳梁を抑へんと、之を近衛公父子に獻策し、九重に密奏云々するに至り、皇上太だ嘉納すと雖、萬一墜跌せば大事去んことを懼らせ玉ひ、公卿番紳多くは意氣消沈、關東の暴威を懼るゝこと虎狼の如く、朝夕惴々として禍の躬に及ばんことを思ふのみ。敢て帝室の爲に奮ふて公の盛舉を扶くるの意あるを聞かず。近衛公の如きも初は公の入京を肯せず、之をして關東に參府し、問老等を説かしめんと企望し玉ふ

入京反對者

に至る。外には親縁の二大侯、佐土原の島津侯、内には江戸在勤の藩邸の重臣等、公の此大舉を危懼して、幕府の嫌疑を避けんと勸るあり、此時に至り、公毅然として初志を罷さず、遂に慶城を發し、衆士を率ゐて上京の途に就く。既に播州室津に至る。堂々たる威風近畿沿道を震駭す。近衛公父子も今は勢の不可止を以て書を贈り、公上落せば私邸に迎へて會談せんと云に至れり。尋で公陽明邸に至り、聊も既往の談に及ばず、中山、正親町三條兩議奏と會同し、時事を論ずる。滔々數千言、其誠意剴切、懐中の秘策數條を奉る。三卿深く感歎し、即日直に奏上に及ぶ。皇上深く嘉納す。是れ王政復古萬機維新の濫觴なり。(島津久光公實紀)

【八五】 薩長軋轢の淵原

當時京都を中心として、各個の勢力が、互ひに對峙した。之を議論の上より區別すれば、穩派と激派だ。即ち公武合體論と、尊皇攘夷論だ。別言すれば尊皇佐幕論

各個勢力の對峙

と、尊皇討幕論とだ。之を地方的に區別すれば、薩派と長派だ。而して薩にも島津久光を主とする公武合體論と、有馬新七等の純一本の勤王論があり、長派にも長井雅樂の公武合體論と、久坂玄瑞等の尊攘論とがあつた。而して薩藩では八分迄は、久光の意の如く行はれ、他の二分丈が意の如くならなかつたが、長藩では長井の意見は、極めて少數者によりて支持せられ、若し多數と云ふ能はずんば、多勢は、却て久坂等と一味であつた。

形勢綜観

此の如く各個の勢力が、互ひに京都に於て對峙し、互ひに原動力となり反動力となり、或は働らきかけ、又た働らきかけられ、其の間の錯綜、交闘、殆んど端倪し難きものがあつた。

公武合體論提唱者

何と云うても公武合體論を、檜舞臺に持ち出したのは、薩藩よりも長藩が先であつた。長井雅樂は、島津久光の出京より、約一箇年以前に、其藩を代表し、正親町三條實愛卿によりて、其の建白書を上つた。薩藩の主力者が、之に刺戟せられたるは、固より云ふ迄もない。されば長藩では藩主慶親、及び其の世子元徳父子が、

此間に若干の奔走若しくは交渉をしたが、然も彼等は成る可くは、其の當面の衝に立つを回避したから、其の勢力は、未だ朝幕の間に震ふに到らず、未だ天下を響應せしむるに足らなかつた。

久光厚望

然るに西國の一大雄藩の當主の實父にして、其の後見役たる島津久光が、自ら大兵を率ゐて、東上せんとするの風聞、世間に播布せらるゝや、久光が未だ趾を擧げざるに先ち、既に其威は天下を動かし、其聲は天下に轟いた。而して先鞭を著けたる長藩では、却て薩藩の牛後たらんことを虞れ、頻りに之に對する應急運動に苦心し、焦躁した。其の顛末は既記の通りだ。(參照 六〇一―六二)

長井相反の夢

島津久光の未だ鹿兒島を發せざるや、其の腹心の臣堀次郎は、江戸に於て長藩の長井と妥協し、互ひに公武合體説を上下した。此の爲めに堀が諸の有志者の、特に西郷隆盛の瞞に觸れたる次第は、既記の通りだ。(參照 七一、七二)
若し長藩の大多數が、長井を支持するに於て、而して所謂長藩の全力ならざるも、それに幾きものを以て、他迄公武合體論を支持したらんには、薩長の間は、

未だ必らずしも圓滿なりと云ふ能はざるも、左程乖離し、反撥するには至らなかつたかも知れない。それさへ佐々木、梶原、宇治川の先陣の如く、互ひに先を争ふは、餘儀なき勢としても、然るに長藩の過大半の勢力は、寧ろ薩摩の過少半の勢力と合致し、薩藩の過大半の勢力は、長藩の過大半の勢力と、寧ろ間接であつたとは云へ、相ひ衝突する姿となつた。云はゞ長藩は、其の藩力もて、薩藩の不逞の徒を援助するが如き姿をなした。

兩雄併立の難

左なきだに兩雄並び立ち難き場合に於て、斯る情勢を惹起したるに於ては、兩藩の間に、互ひに釋然たらざるものあるは、決して異しむに足らない。然るを況んや長井雅樂の建白より出來したる、長藩の公武合體運動なるものは、假令幕府及び朝廷よりの依囑によりたるものとすも、何となく薩藩に取りては、其の獵場を荒らされたるが如き情態なるに於てをやだ。即ち久光が綱を投せんとするに先ち、長井が其淵に石を投じたるが如きに於てをやだ。薩人が長人を快とせざるや、未だ必らずしも其の理由なきにあらずだ。假令其

相互不快

の理由が正當にもせよ、不當にもせよ、而して薩人が快とせざるに於ては、長人が亦た之を快とせざるは、當然と云はんよりは必然だ。此の如くして薩長の葛藤は、何時の間にやら、其の萌芽を、長井雅樂と、島津久光の公武合體運動及び長藩有志の否長井、薩藩有志の否公武合體運動の間に生じ來つた。

【八六】 島津久光に先じたる長井雅樂の運動

長井の運動依然繼續

長井雅樂は、文久元年五月以來、藩主の命を奉じ、京都と江戸の間を奔走し、公武合體、開國航海の説を持して、大いに運動する所あつた。而して朝廷も、幕府も、彼の雄辯宏辭に動され、就中久世閣老の如きは、彼を尤も信賴し、彼によりて、朝幕の間を彌縫せんと欲したるは、既記の通りだ。(參照 三九) 而して彼の運動は、島津久光東上の風説の爲めに、將た其の藩の有力者の間に、否長井の空氣醗酵し

たる爲めに、聊か頓挫したるに拘らず、(參照 四五) 彼は依然其の運動を持続したることは、左記を見ても知らる。中山忠能日記に曰く、

長井中山
訪問

三月廿六日、永(長)井雅樂來、甲谷兵庫(原注、正親町三條家人)同伴、重德卿(大原)、具視朝臣(岩倉)同席謁之……四月七八日頃、薩州島津和泉上坂之旨有諸説と。又た、

四月十日、永(長)井雅樂來面、安藤(對馬守)再出、威勢更張申立、早々歸府申來由也、書付之事申立、

實愛卿(正親町三條)等參内、參御前言上。

所謂書付とある、而して所謂る書付なるものは、朝廷より御交付の文書のことだ、其原文は、

奉爲皇國長州家より關東へ建白(參照 四二―四四)且役々示談之上、所存先内内申立之儀、被聞食、爲國家苦心周旋之段、深御満足不斜候、

彌大樹家へ被談合可相成は申立之通、被上京候は、尙思召之程をも、御沙汰

可被爲在候事。

書付修正とあつたが、遂ひに左の如く修正して、交付することとなつた。中山忠能手録に曰く、

四月十二日奉仰〇印之儀、殿下(九條關白)へ、三條(正親町三條)と兩人參入申入候處、今日又候從所司代申來候次第も有之、言上にて彼是御沙汰は不可然由に付、書改伺定如左、
として、

修正書付

奉爲皇國關東へ被建白、老中へ示談之上、所存先内々被申述之趣、爲國家苦心周旋之段、皇國之御大幸に候、演説之通、大樹家へ被談合候後、上京も有之、以其筋被申上候は、御沙汰之御次第も可被爲在と存候事、

但右之通に相成候節は、自大樹家も、其子細以其筋被言上候儀と存候。

とあり、而して原文には、別に御沙汰書とも見る可きものを添へ、その中には、扱又右之内、航海貿易之一個條、時勢可如此儀にも被思召候得共、初發以來夷

族之心底、皇國を十分輕蔑之致方にて、實に皇國之御瑕瑾、御恥辱、無此上儀に候へば、右様之蠻夷には、和親貿易など之儀は、唯偏に被及拒絶、度段、唯今に到り、御同様之叡願、

との文句ありて、全然長井建白の眼目は抹殺せられてゐる。尙ほ長井雅樂が、議奏中山忠能、正親町三條實愛兩卿に對し、四月十二日演舌したる筆記は、左の如し。

長井演說筆記

- 一 毛利大膳大夫、公武之御間に立入、是迄御隔意邊之儀、御氷解、眞實に御一致、周旋存念之事。
- 一 君臣之名分を正し、先年來違勅之廉、御斷之ため、大樹公、或田安大納言上京周旋之事。
- 一 御國政御委任之筋に泥ませられ、幕府へ御斟酌にて、婉曲に被仰出候故、却て思食徹底不致候間、此後は何事も斷然と可被仰出、叡慮之儘に、周旋可致と之事。

長井島津大體同意見

一 幕府へ建白二帖(參照 三三―四五)航海之儀、方今國是と心得候得共、國論のみ、(此れは長藩限りの意見と云ふ意味)此旨趣御採用と之儀に無之、朝議は勿論、他に高等之說有之候はゞ、其議に隨ひ、違議無之旨に御座候と之事。

以上によれば、長井自身も亦た開國貿易の議論を、撤回したるものと云ふ可く、如何に當時の衆論が、此の一點に就ては、長井の意見に反對したるかを卜するに足る。されど大體に於て、長井の演舌は、島津久光建白の筋と、大同小異にして、然も長井は之を四月十二日に於て、島津は之を四月十六日に於てす。其間僅かに二日を出でず。而して長井は上記の書付を携へて江戸に還つた。

四月廿二日、長井雅樂事、從京都罷歸、正親町三條殿御書取物取扱候事。(毛利敬親事蹟)

とあれば、長井は伏見に於ける寺田屋事件の際は、江戸なる安全地帯にあつたことが判知る。

第十五章 諸藩志士の京畿學義策動

【八七】 有馬新七の勤王唱首

薩摩勤王派

安政年間までは、薩摩に於ける勤王一派、若しくは齊彬の遺志を遵奉する一派は、何れも水戸有志と提携して、上國に突出を企てた。それが在藩の諸士は、藩主の慰諭によりて、姑らく思ひ止まり、而して在江戸の士有村兄弟は、水藩の有志と與に、櫻田一件に参加した。爾來在藩の諸士は、何れも其期の至るを待つてゐたが、その中に天運循環、漸く彼等が擡頭するに至つた。此れは専ら精忠組領袖の一人たる、大久保利通其人の力と云うても差支あるまい。同時に精忠組の大部分は、秩序的改革派となつて來た。此れも専ら大久保其人の意見に引きずられたるものと察せらるゝ。

有馬の人

然るに此中に於て尙ほ突出氣分の未だ銷磨せざるものがあつた。それは有馬

新七、田中謙助、柴山愛次郎、橋口壯助等の仲間であつた。而して其中にも、有馬は中心人物であつた。元來有馬は年輩に於ても、西郷に二歳の兄、大久保に五歳の兄であつた。彼は一般薩藩士と毛色の變りたる漢であつた。それは薩藩人士は、一方に於て氣節を尙び、武勇に逸りたると同時に、極めて常識を旨とし、妥協を忘れず、變通の道に疎かならず、功利に専らにして、實行を重んずるの風があつた。その點は、薩士の兩横綱たる西郷南洲、大久保甲東に於ても、其の性格が、南北兩極に殊りつゝ、あるに拘らず、此の一點に於ては、互ひに相ひ通ずるものがあつた。

主義の人

但だ有馬新七其人は、何れかと云へば、所謂主義の人であつた。彼は一藩の人士が、實際的であるに反し、寧ろ理想的であり、その理想を實行せんと努めた。則ち此處に有馬新七其人の獨自一己なるものを見出すことが出來た。此れは彼の天性であつた乎、將た學問の功であつた乎。

有馬勤王心の來由

そは何れとも斷言は出來ぬが、彼が本居宣長の古事記傳を愛讀し、且つ江戸に

於て、當時山崎闇齋の學統を繼ぎたる一人山口管山(重昭)に從學し、崎門の學を修めたるを見れば、其の勤王論には、自から素養の淺くなかつたことが想像せらるゝ。而して彼が父四郎兵衛は、島津家より近衛家へ嫁したる夫人の附人として、島津藩士にして、近衛家に仕へ、京都生活をなし、從つて新七彼自身も父四郎兵衛の縁によりて、御所向の事にも、相當の接觸あることを得たれば、彼の理想的の勤王心は、實際的の知識によりて、更らに其の熱烈を加へ來りたることは、固より疑を容れない。

有馬の運
勤王の來由

有馬新七其人が、如何に安政の末期に於て、國事に周旋したるか、彼の手著都日記が能く之を語りてゐる。而して其の要領は、既記の通りだ。參照 安政大獄上篇 九五―九九。爾來彼は百事齟齬して、歸國の上雌伏したが、其の勤王報國の念は、一日も休まず。然も時機未だ可ならず、鹿兒島城下を去る西三里、藩の重臣町田氏の采邑石谷に聘せられ、萬延元年二月より約二個年を、その地方に送つた。而して其間にも藩主に上書して、時勢を論じた。彼は又た此間勤王の實を擧ぐ

近衛家奉仕の企

可き方便として、父の縁故を辿りて、近衛家に奉仕せんと企てたることもあり、文久元年九月四日には、楠公社に祈願して、

此事成熟ば、諸藩有志の國々を語らひ、勤王の兵を起て、宸襟靖奉らむ物ぞと思起し侍りき。

有馬大久保關係

とは、若し神が近衛家奉仕の願を聞き玉はゞ、斯くせんとの言であつた。然るに精忠組の擡頭と與に、彼も亦た文久元年十月二十二日、造士館訓導師に任せられた。然も彼の志は天下にありて、其の十一月二十二日には、更らに藩主に建白する所があつた。當時彼と大久保との關係は、依然たる同志の交際であつたことは、大久保が御小納戸に拔擢せられたる自祝の宴の招待客中には、有馬新七の名を其の文書中に、書き列ねつゝ、あるを見ても判知る。

有馬決死上京

若夫れ彼が鹿兒島に於て、四方有志者の入薩に對し、如何に交際し、如何に談合し、如何に肝膽を披瀝して、其の快舉を約したるかは、既記の通りだ。參照 五五―五九斯くて彼は島津久光東上の隨行を命せられ、文久二年三月十六日、自から

死を決して、其妻を離別し、鹿兒島を出發した。其の自傳の末節に曰く、

壬戌(文久二年)正月、和泉様江戸御參府の旨を被仰出、同二月六日、予にも主衛として、參るべきとの仰を蒙り奉りき。同三月十六日發足す。此度は九州の有志勃興の様子にて、予等に議論に及ぶ賦に候故、是非復古の所、相謀り度存じ候事。

と、而して更らに、

有馬志情

予志大にして才疎く、位卑しくして言高く、百事成らずと雖も、然れども朝廷を尊崇し、忠敬を君父に盡すの志情は、萬古も不磨。汝輩能く之を思へ。

と結んだ。是れ實に彼が末期の一句である。彼は此の如く決死して郷關を出でた。固より島津久光護衛の一人であつたが、彼の志は勤王の唱首にして、決して公武合體ではなかつた。彼は事の萬全を期しなかつた。自から王政復古の源三位頼政を以て任とした。

〔八八〕 眞木保臣の討幕意見

九州志士の首領

匹夫も志を奪ふ可からず、況んや有馬新七一味の薩藩有志に於てをや。彼等は其の主君筋の島津久光の公武合體運動を手緩しとなし、彼等の自から信じたる所によりて、其志を行はんとした。而して其の一味の中に於て、九州の有志中の首領とも云ふ可きは、眞木保臣であつた。

眞木の運動

彼は久留米水天宮祠官の家に生れ、弘化元年三十二歳にして水戸に遊び、嘉永五年四十歳にして、黨獄の禍に罹り、蟄居申し付られ、水田に竄棲す。幽囚九年、萬延元年九月、肥後の松村深藏、筑前の平野二郎等、彼の幽居を訪ふ。此に於て、九州に於ける有志者の運動は、彼を中心として開始せらる。平野は同年十二月再訪し、翌文久元年十月三訪す。而して此れより肥筑の志士の彼を訪ふもの相ひ接し、出羽の清河八郎亦た來訪した。文久二年、彼は五十歳にして、幽囚十一年目に、其の幽居中に拘らず、同志との運動頻繁の爲めに、藩の護察を招き、捕吏其門に

臨むに先んじ、二月十六日去つて肥後を經、鹿兒島に入りたる顛末は、既記の通りだ。(參照 六三)

有馬中の最年長者

當時五十歳と云へば、既に老境に入りたるもの。有馬新七三十八歳、西郷隆盛三十六歳、大久保利通三十三歳、清河八郎三十三歳、平野二郎三十五歳、其他何れも二十代若しくは三十代にて、四十を超えたるものは稀に、五十以上のものは、尤も少かつた。されば年齢の上にも、眞木保臣が、隱然重きを、有志の間に爲したるは、決して異しむに足らない。

眞木の人

眞木保臣には、兎角人間を軽く見る癖ある清河八郎さへも、推稱の辭を吝まなかつたことを見れば、(參照 二七一、二九)彼の如何に同志間に、長老扱ひをせられたか、判知る。彼は和漢の學問にも長じ、且つ其の人物も沈重にして矜持、自から人に信頼せらるゝの風があつた。而して其の義に勇み、忠讜、侃諤、身を以て、難に先んずるの意氣、亦た自から多しとす可きものがあつた。

討幕勤王論由來

彼は固より勤王論者にして、決して公武合體論者ではなかつた。彼の眼中に幕

府無かつたことは、何時頃よりであつた乎を詳にしない。されど彼が三十五歳弘化四年九月二十三日、孝明天皇御即位の大禮を拜觀の爲め、上京したる際の紀文を讀めば、彼が勤王の精神は、決して一朝一夕のものでなかつたことが判知る。而して其の萬延元年庚申五月十日附にて、幽居中に艸したる「密書艸案」の如きは、單に討幕の大義を宣べたるばかりでなく、亦た實に討幕の方法を説きたるもの。固より其の策としては、果して實際に行ひ得可きものなる乎、否乎の詮議は、姑らく措き、

有馬と同一事情

先づ保臣自由の身となりなば、或國に漫遊して行き、忠義の人々に交りを結び、漸々に大義を説き、其國是と人心とを見定めて、直ちに洛に入、梯は曾て造りおきたれば、高き所に登りて、天命人心、今日只今にあり、一時の苦勞を堪へさせられて、長き太平をつながせられんことを、親切に説き奉り、其しるしを奉受て、前に所説の國に下り、彌々義旗を擧げさせん。との一句を見れば、彼も亦た有馬新七同様、源三位頼政を期したるを見る可し

だ、其の或國とは薩である乎、長である乎、何とも分明でないが、眞木は其言の如く、最初には薩に頼り、後には長に頼りて、其志を達せんと試みたることは、彼の行歴が、逐一之を證明してゐる。されば此れは單に彼の夢想でなく、少くとも其の一半は、彼によりて實現せられたのだ。

義舉三策

彼は又た其の翌文久元年十二月十二日附にて「義舉三策」を宣べてゐる。其の一は「勸諸侯舉事得失」、其二は「假諸侯兵舉事得失」、其三は「義徒舉兵得失」である。而して彼は「義徒舉兵」を以て、下策は勿論危くして用ふべからずといへども、人材と時機の宜を得ば、笠置行幸に比しなば、遙に上策なるべし」と云ひ、而して遂に此の一舉に出んとしたることは、やがて事實が之を證明してゐる。

【八九】 清河八郎訣別の家書 (一)

清河の人
となり

九州の有志をして、決然として起たしめたるには、清河八郎の遊説の功、與りて最も大であつた。清河は當時の志士中にて、劍客であると同時に、學者でもあつた。而して家は出羽鶴岡藩の郷士にして、家道殷富であつたから、其の運動、周旋、奔走には便宜があつた。彼は江戸に遊學したるばかりでなく、自から門戸を張りて、私塾を開いた。隨て其の交道も廣く、且つ自から天下を狭しとするの氣分も、十二分に貯へた。然も彼自身が、本來傲岸不羈にして、自から豪なりとする男兒であつた。

清河の志

彼は有馬新七、若しくは眞木保臣の如き主義の人と云ふよりも、寧ろ戰國時代の縦横、傾危の士と云ふ可き類にして、彼の志は尊皇よりも、寧ろ攘夷が主であつた。彼は固より其の目的の爲めには、手段などを頓著する漢ではなかつた。而して其の言行を見れば、誇大妄想狂者とも猜せらるゝ點が無いでも無かつた。が、然も亦た決して非常漢では無かつた。彼の意見は、九州の義士を募り、薩藩の力に頼りて、京畿に義旗を揚げ、主上を擁して、攘夷を斷行するにあつた。彼が

其の心事

文久二年四月七日附、及び八日附にて、大阪薩摩邸より、故郷の父母に寄せたる二通の書翰は、彼が一死を決して、訣別の爲めに認めたるものなれば、彼の心事は、此の二書簡にて分明だ。

蘇張の周
旋

いゝ／＼工夫の上、再舉の事も相企て、遂に去冬中京師に至り、中山家の侍奉公いたし候。田中河内介と申すものを相尋ね、千萬及談合、遂に計策を運らし、五郎(安積武貞)も同伴いたし、去冬中鎮西に罷下り、肥後、筑後、豊後等の諸有志輩を相訪ひ、尊王攘夷の義兵を相すゝめ、或は文章を投じ、或は詩賦にて感動いたし、古時蘇秦、張儀の周旋致したる如く、千辛萬苦にて説諭致候處、各國の義士連も大に奮起いたし、然らば今春を以て、義兵を揚げ候事に、期約致申候とあるが、此れは大體に於て先づ事實と認む可きものであらう。

薩摩との
關係

且薩摩には去夏以來同志のものも多く有之故、拙者よりも、撤文三通相したため、義兵相すゝめ候處、幸哉去冬以來薩侯も専ら義舉の事を企てある機會に相投じ候爲め、拙者の文章、外に述懐詩序等不殘、薩侯の御手に入り候て、各

國義徒の一舉におくれ不申様とて、薩國一圓大震ひと相成、誠に以て志望に過たる大擧と罷成申候。

此れは當人に取りて、聊か自惚れが過ぎてゐる。彼の文書は決して島津久光を動かす程の効能は無かつた。而して薩藩の運動は、殆んど彼の遊説とは、没交渉であつた。

中山氏との關係

そこで拙者は正月中(文久二年)歸京致し、田中氏に潜居……此方は可然公卿方をいざなひ、田中同伴九州に罷下り、彌義兵を催し候事に工夫致し、千萬の辛苦申ばかりなし……右に付中山大納言の子息中將殿(忠愛)は、公卿中にも最も英發の人故、此人を薩摩に御出を可相願とて、いろく工夫時々得拜顔、至而親敷罷在候中、追々切迫に相成、東都にては安藤の一條(坂下門一件)も有之、俄に義兵を揚可申と取急ぎ申候。

此れは彼の歸京後の計企だ。

九州同志招集

然る處薩摩侯の實父和泉と申御方は、内實軍兵を引連、東都に御下りの由申

來り、實は京師にて、此方共はじめ、各邦の義士と共に、義兵を揚げ、奸賊を斬り、遂に皇威を回古し、攘夷に及可申との事にて……此方共又々九州に下る間も無之相成候爲め、飛使にて肥筑豊の諸同志を招き集申候……此れも彼の立場から見、且つ行うたるところ。

【九〇】 清河八郎訣別の家書 (二)

清河八郎は、尙ほ前掲に續いて、左の如き家書を認めてゐる。

西國諸藩兵士上京

先月(文久二年三月)十六日出立にて、右の薩の和泉(島津久光)と申御方、千餘人の士引連れ、當所(大阪)には、當月(四月)十五日著の積り(事實は四月十日、即ち本書の日附四月八日の翌々日入坂)此を相圖として、豊後中川家よりは五十餘人の義兵來る。(原注 内實國主承知の由)筑後馬家よりは、水天宮の神主眞木和泉

守(原注、九州一の英雄なり)の一族不殘、彼是二十餘人相出申候。(原注、中に五人有馬にて差留めらる。有馬家ばかり關東に附居る風なり)肥後よりは、有志連三十餘人(原注、これも勤王の志深く、様子に寄り、國主の二男表向打出候積りなり)長州毛利家よりは三十餘人(原注、これも勤王の志甚く、一舉のあとにては、夥しく相振へし)土州よりも五十餘人、彼此亡命、浪士及び京都にても少々有之、いづれ馳集の浪士組も餘程あるべし。

志士の打算

此れは四月八日、即ち寺田屋事變——四月二十三日——約二週間以前の文書にて、固より取らぬ狸の皮算用なれば、當てにならぬは勿論のことだけれども、當時の浪人志士連中は、全く斯く信じてゐなかつたとすれば、少くとも此れと大同小異の程度に信じてゐたものと察せらるゝ。

清河の覺悟

最早此一舉にて、天下も瓦解震動可有之、此事早く御知らせ申度心得居候共、何分爲天下萬民相企候事にて、機に先だち泄れ候ては、不忠無此上、……苦辛も時至り、天運に叶ひ、生前には回古の先倡と相成、死して忠義の鬼と成り、萬

大坂薩邸に移る

古不滅の名を留め候上は、一家一族の面目とも可相成、何卒御安意可被下、猶此あとのうはさを御樂しみ御待可被下候。讀んで此處に至れば、何となく赤穂義士が、打入の前日に認めたる文書であるかの如き心地する。清河八郎其人も、此書を認めたる際は、全く本文通りの覺悟であつたと信せらるゝ。

右に付京師に罷在ても至て盛に罷在候得共、追々右の志士方も參會多人數に相成、萬一事前に誤りありても不宜爲め、先月(三月)二十日よりして、諸同志五十餘人相伴ひ、大坂の薩摩屋敷に引移り居候間、猶更安堵只々一著の工夫而已仕居候、尤薩侯より招かれ候爲也。

此れは決して薩侯より招かれたるでは無い。島津久光の近臣——御小納戸——堀次郎が、清河等の、井伊直憲が、和宮御降嫁御禮の爲めに、將軍の使者として入京するに際し、幕府の譏察の嚴重なるを虞れ、京都薩邸に身を寄せんとし、薩邸に拒まれ、更らに大阪薩邸に投せんとせるを奇貨とし、彼等を薩邸に收容し、

封事献上

久光來著以前に、暴舉を爲さざらしめんと企にて、斯くなりたるもの。

天子にも此迄の子細を、長文にしたゝめ、封事として献上致申候。萬事主執、決而人下に立不申罷在候間、かならず御安意可被下候。……いづれ錦旗の下に、身を奉り、必死を期し罷在候得共、此度は井伊、安藤を切りしなど、事かはり、天子を奉ずる大義舉に付、天命に叶ひ、生あらば猶天下に周旋、縁あらば再會可仕……併し奇男兒を御生みなされしなれば、奇なる禍福を御受け被成候事、不能是非と御あきらめ、後のことはよき様、御貽謀被遊度御懸念無之候。今度の義舉に、父兄とも來るものも多く有之、水天宮(眞木保臣)などは、一族十四人不殘打出で、義の爲めに身命を抛ち候所存にて、誠に感ずるに餘りあり候。天子に封事云々の事は、彼が漢文にて、是迄時勢の成行を敘し、其の結論として、今や夷狄其外を侵す、幕府之を征する能はず、而して屢ば詔旨に違ふ矣。是に於て乎天下士民始めて王權の衰廢を憂ふ、皆な徳川氏に背き、皇室を戴くの心有り、此乃天の此の際會を生ずる、誠に偶然ならざる也。陛下善く此の際會

封事の内

に乗じ、赫然として奮怒せば、數百年頽廢の大權、復興す可き也。百姓數百年の罪、復謝す可き也。

而して此れは清河の友人飯居簡平によりて、正親町三條實愛卿の手を経て、乙夜の覽に供したとは、清河が自から記する所だ。

【九一】 平野二郎の尊攘英斷錄

平野の人

平野二郎は、筑後黒田家の足輕にて、身分は常士以下であつたが、蚤に尊皇の志を懷き、國典を修め、音律を好み、和歌に堪能であつたが、それよりも彼に多しとす可きは、國事の爲めに、一身を忘れて、遑々奔走することであつた。乃ち彼は月照和尚を護して、安政五年の十一月薩摩に入り、十一月十五日の夜、西郷、月照の相抱いて薩摩灣に投じたる舟中に在りて、其の介抱をしたる一人であつた。

薩摩との關係

彼は此れからして薩摩とは縁が出来、爾來薩摩に入ることに二回、他國人の入國を嚴密に拒絶したる薩摩としては、彼が實に他藩有志と、薩摩有志との連鎖であつたと云ふも、過言ではあるまい。乃ち眞木保臣を、薩摩有志に紹介したるも彼であり、清河八郎の遊説も、彼によりて始めて鹿兒島に傳達せられた。要するに彼は、安政の末期より、文久の初期にかけて、専ら九州志士の間にかける、周旋者の重なる一人であつた。

生一本討幕論

彼は決して公武合體の生温るき論者ではなかつた。彼は生一本の討幕論者であつた。彼は何れかと云へば、尊皇が主で、攘夷が客であつた。此の意味に於て、尊皇が客で、攘夷が主であつた清河八郎とは、均しく同志でありながら、頗る其の趣趣を殊にしてゐる。彼の文書を見ても、詠歌を見ても、彼は全く尊皇一天張りであつた。此處に彼の本領と眞面目は、存すと云ふ可きものであらう。

西郷との關係

西郷が如何なる程度に、彼を認めたる乎は分明でない。されど彼は西郷と月照とが、相抱いて海に投ずるまで、兩人が死を決したることを、其の小舟中に在り

西郷と語る

ながら知らなかつた。固より此れは兩人の死の相談が、突嗟の間に成りたるが故でもあらう。されど西郷は平野を同志の一人と認めつゝも、それ程迄立ち入りては、心事の奥底を開かなかつたものであらう。

然るに西郷が大島から召還せられ、文久二年三月東上の際には、彼は平野と馬關附近の竹崎なる白石正一郎と相見て、其の腹心を披いたらしい。西郷が自ら平野に語りたる所を、平野が同志の一人と認め、有村俊齋——海江田信義彼も亦た月照和尚を上方から護送したる一人であつた——に語り、それに尾緒をつけて、有村が島津久光に報告し——西郷の見る所では讒言し——その爲めに、二度の流罪とはなつたと云うてゐる。(參照七〇—七二)それは何れにしても、西郷が平野を以て、共に談ず可き者と認めたることは、間違あるまい。

尊攘英斷錄

平野が其の力量、手腕に於て、經世家であつた乎、否乎は、姑らく措き、其の意見は、決して固陋、退嬰ではなかつた。彼が文久元年の春、薩摩藩主に建白する積りにて、著述したる尊攘英斷錄は、一名回天管見録と稱し、無慮七千餘言の漢文長篇

王政復古
條目

であるが、其の結論は、討幕の一點に歸著してゐる。而して彼は王政復古後の經綸として、左の條目を歴舉してゐる。

- 一 兵を練り武を講じ、航海の術を習ふべし。
- 一 天下の罪囚を驅役して、蝦夷、八丈島、無人島を開拓すべし。
- 一 内は騎射を講じて、陸戰に設け、外は砲艦を練つて、外寇に備ふるは今日の急務なり。
- 一 砲艦能く整はゞ、先づ朝鮮を討つて、成府を建て、或は渤海の不貢を責めて、師旅屯營の地と爲さん。
- 一 朝鮮の土兵を養ふて、我國の用を爲さしむべし。
- 一 常に商船を觥し、上海、香港に至つて、夷情を探索すべし。
- 一 帝都を恢濶の地に移すべし。京都は定めて永世の帝都と爲すの地にあらず。
- 一 王室の興廢は、武の振ふと否とにあり。

將軍は必ず皇族の任とし、兵權は斷じて、臣下に委ぬべからず。
 天子は萬機の暇、自ら兵仗を帶し、皇子、親王、及び群臣を率ひ、親しく武を練り、兵を閱せらるべし。

- 一 國の大事は、戎と祀とにあり、大に祭祀を興すべし。
- 一 僧侶には産を興へ、妻を興へ、佛寺を廢すべし。
- 一 大學、國學の制を興し、國體を明かにし、學風を革むべし。
- 一 貨幣を改鑄して、以て信を天下に示すべし。
- 一 衣服の制を定むべし。〔平野國臣傳〕

以上によりて考ふるも、彼は單純なる國學者流でなく、又た徒らに自國籠守的の管見に局限せられてゐなかつたことが分明だ。

平野二郎等久光に建言

五更すぎしのち久光公御退殿にて、伏見の御館へ歸らせらるゝ頃は、夜もほのく

とあけにけり。明れば十七日御滯京の仰蒙せらるゝにより、錦の御館へぞ移らせらる。此日に傳奏衆より御所司代酒井若狭守殿へ、御老中久世大和守殿を御召しの旨仰せ達し玉ふ。公は錦の御館におはして、衰へたる世を扱ひ起し、再び朝威の立せ玉ふを案じわたらせられ、小松帶刀、中山中左衛門、大久保一藏、堀次郎等をして、かばるがはる陽明殿または兩儀奏衆、岩倉少將具視朝臣のもとへ献言せしめ玉ふ。弄人どもは、かならず我手より事を企て起さんとや思ひけむ、公の御諭しの趣きどもを手ぬるき事と存じ、あら／＼しき論を立て、烏合の人数を騙り催し、猶も色々の企てあるよし聞えけるが、出羽の國の浪人清河八郎、書を公に奉る。(中略)筑前の國の浪人平野次郎等もまた上書せり。されどもみな、公を危き地におとし入れ參らせ、妄りに兵を起し、其手にて事を成んとのおさ／＼しき結構にて、すぢに叶はぬ事がらなれば、拾置せ玉ひけれど、日に振舞の常ならざるを御念遣はせらる。(紹述編年)

〔九二〕 平野二郎の密奏三策

平野回大
三策を上
らんとす

彼は九州同志の徒と與に、島津久光の東上に、多大の希望を囑し、薩藩の力に頼りて、回天の事業を做さんと欲したる一人であつた。而して當時彼が畫きたる回天三策は、文久二年四月八日、京都なる村雲御所曇華院の候人吉田玄蕃重義を訪ひ、同人に頼りて、乙夜の覽に供す可く、其の一文を囑して、大阪に還つた。而して其の前日——七日——は、平野は小河彌右衛門と與に、伏見に於て、西郷大久保、森山新藏、村田新八等と會見してゐる。大久保は實に西郷と徹宵論談し、同日を以て、島津久光に、其旨を報告す可く、淀川を下らんとする際であつた。(參照七五—七七)

回天三策
要領

右の回天三策は、其の要領を擧ぐれば、島津和泉の東上を機とし、其の滯阪中、繪旨を下し玉ひ、直に大阪城を抜き、彦根城を焼き、二條城を屠り、續いて和泉は入洛し、幕吏を追ひ攘ひ、栗田宮法親王の幽屏を解き、聖駕を奉じて、大阪城に行幸

を謀り、而して陛下は、親しく兵を進めて東征あらせられ、暫らく箱根山を行在所として、幕府の罪を問ひ、下して諸侯の列とせられ、幕府若し命を奉せざれば、速に討伐の兵を加へ玉ふ可しとのこと、此れが其の上策であつた。

上策

上策

一 鳥津和泉滯阪中、綸命下り、直に花城(大阪)を抜き、彦城(彦根)を火し、二條之城を屠り、同時一勢に率て、和泉將帥として上京し、幕吏を追拂ひ、栗田の宮(久通宮朝彦親王)の幽屏を解奉り、參廷之上、聖駕を奉じ、蹕を花城に奉還、皇威を大に張り、七道之諸藩に命を賜ひ、陛下親しく兵衆を率ひ賜ひ、直に函嶺を以て、暫く行宮とし給ひ、幕府之科を正し、即前非を悔罪を謝する時は、官職を剝ぎ、爵祿を削て、諸侯之列に加へ、若し命に叛き候時は、速に征伐するを第一上策とす。

此の如く之を上策とし、更らに中策、下策を陳べてゐる。

中策

中策

一 和泉出伏(伏見)之上、綸命下り、上京直に幕吏を拂ひ、栗田宮の幽屏を解き、二條城を抜て是に據り、大に皇命を四方に下し、義侯を募り、其後華城を抜て、大駕を遷し奉りて幕罪を正す、是を中策とす。
此れは鳥津久光が伏見に出づるを俟つて、綸旨を下し、上京して幕吏を拂ひ、栗田宮法親王の幽屏を解き、二條城を取りて、先づ此城に據り、義氣ある大名を募り、而して大阪城を取りて、聖主遷幸あらせられ、大阪城を本據として、幕府を處分することだ。

下策

下策

一 和泉出京、陽明家へ參殿之上、漸次決議して、幕吏を攘て、栗田宮之幽屏を解き、二條之城を抜て是により、官軍を募り、皇威を張て、幕罪を正し、花城を抜て、尊攘を議するものを下策とす。
此れは只だ鳥津久光が上京、近衛家へ參候し、而して後著手すると云ふ丈けにて、其他は殆んど中策と異なる所なし。

上策に出
ずるを要

右三策の外、凡公武御合體、夷狄掃攘杯と申候趣は、根元姑息平穩を好み、不斷
隘慮の胸臆より出る處にて、假令事行はれ候ても、十分の落著は無覺東、六大
洲の末までも、皇威を輝し、萬々歳神州安全之基は、開け間舖候。御合體之機會
は、已に五ヶ年以前に有之、即宗族には尾水越、外侯には土因薩の如き、英傑俊
才之面々、之を謀ると雖も、整はざりし故轍にて、其後益衰弱窮まりたる幕府
を馮み、攘夷を策するは、古今の愚策にて、決して行はれ間舖候。殊に如此醜虜
と親睦仕居候幕府へ御合體之儀は、乍恐矢張り外夷御合體御同様にて、自今
三ヶ年も過ぎ候中に者、乍居腥羶之屬國に成果候は、必然之義と奉存候。此度
者一際拔群之叡斷を以て、海内蒼生之弊心一洗憤發候様、聖志を不被勵候て
は、皇邦之存亡、乍恐玉體之安危も、此一舉に御座候。何卒一等之上策に出候様、
神速に天決奉仰願候。誠恐誠惶、頓首敬白。

文久二年四月八日

筑前浪士 平野二郎國臣

平野述懐

而して彼は更らに、

文久壬戌(二年)の年の卯月(四月)朝廷にもの奉りける時

天津風ふけや錦のはた手には靡かぬ草もあらじと思ふ

の一首を詠じて、その忠忱の至情を叙べてゐる。然も彼の畫きたる三策は、何れ
も當時に於ては、畫餅に歸するの外はなかつた。

【九三】 志士京都に集る

志士集合
所

有馬新七等、薩摩の直接行動派の計畫は、萬延元年櫻田一件以前に仕組みたる
東西相應じて、義旗を擧ぐることであつた。(參照 五六―五九)清河八郎等の企て
は、中山中將忠愛を奉じて、九州に下り義徒を嘯集することであつた。然るに江
戸に於ける一舉は、安藤對馬守を坂下門外に要撃したる一件(文久二年正月十五

第十五章 九三 志士京都に集る

且以來頗る困難となつたから、柴山愛次郎、橋口壯助の二人を首として、薩藩有志の在府者は、何れも上方に來つた。而して清河八郎は、既記の如く〔參照二九〕文久二年正月十一日京都に還り、田中河内介の家を主とし、此れよりして京都なる田中の家は、宛も四方有志者の集合所と化した。然るに柴山、橋口の兩人が、參府の途次、京都に立ち寄り、有馬等との計企を告げたから、彼も早速之に同意したことは、左記の通りだ。

義士催促

二月十五日に相成て、薩摩より橋口壯介、柴山愛二郎の兩人參られて、當月(二月)廿五日出立にて(其後三月十六日迄延期せり)薩摩侯の御實父和泉殿、多分の人數を引連れて、當表來月廿日著の積にて參られ候。尤も薩侯御參府延引に相成候御禮として、東都に罷下るよし、然し此人を此京地に著候時、首尾とも差留め、一舉を勸むる外あるまじとて、其前方に肥後、筑後、豊後の諸義士、京地に參會すべきよし、鎮西にて談合いたし來る由、兩人申されける故、此こそよき機會なれ、然らば此方共西下する間も無し、直様此元にて、右和泉殿をす、

京畿舉義決定

め、義舉すべしとて、猶又催促の爲、其趣意を認め、河州(田中河内介)及此方名前にて、喜助と申す岡(豊後竹田)より參られある奴を、早飛脚とし、和泉殿上京前早々參會あるべしと、肥後及筑後、豊後の諸義士頭領に申遣はす。然して伊牟田尙平を添へて、兩人は東都に罷下る。但尙平を遣すは、兩人を誘ひ、直様水戸に行きて、諸義士をひき起し、東方にて一騒動致させ、東西一同に事を掲げ申すべき工夫なり。兩人は皆薩侯近習の面々にて、何れも壯士なりき(譜中始末)此の如くして、中山中將九州下りの企ては、變更せられて、愈よ京畿舉義の事に、有志の全力は、集注せらるゝこととなつた。

薩士著京第一

薩士にて著京第一は、是枝柳右衛門であつた。彼は文久二年正月二日郷里谷山を出で、肥後、豊後の同志を歴訪し、二月十八日京都なる田中河内介の家に投じた。

薩摩よりは、是枝柳右衛門貞至と申す人來る。是は薩にては卑賤の人ながら、至て赤心厚く、其國の有志中にも珍らしき盛なる人なり。最早四十六七歳に

て、歌を好み、且先年より度々上京いたし、田中と兄弟の約をせしとぞ。此度來る所存は、國元の大義を起す事の延引あるかと、此を心配、獨亡命して、先づ九條殿下を刺殺さん心得にて來る由、誠に壯なる事なり。然るに今度の一大義を、委細に談合に及び、必ず一人一箇の事を致すまじきと差留る。當人も然らば、其程の事なしとて、則河州の宅に潜居す。(潜中始末)

此れは清河八郎の記する所だ。

同(三月)二十六七日頃、豊後國の加藤條右衛門、渡邊彦左衛門參らる。

藤本津之助(鐵石)……畫家は表向にて、内實は珍らしき報國の志あれば、我も幸と存じ、今度の企を委細話しけるに、彼飛動いたし、兼ての赤心是時こそ達すべしとて、此れよりは無二の同志となりて、河州(田中)とも引合せ、時々往來、専ら談合中に加る。

其中に伊牟田も歸り來る。元來和泉殿は内意京都の方にて、直様義兵を擧ぐる所存にて來る故、東方などにて、彼此とするに及ばぬ事に、東都屋敷の堀仲

左衛門に差留められけるとなり。

とある。されば東都の連中は、甘くも堀次郎に賺されて、其事を思ひ止まり、随つて何れも上方に下り來りたるものと察せられる。

久留米の士來る

三月十日頃に、久留米の同志四人參らる、故、河州の内に潜ましむ……東都表より、薩の亡命人も追々來る由なり。

此の如くして京都は今や志士の集會所となり、而して田中河内介の家は、亦た京都に於ける志士の集會所となつた。

第十六章 清河一派の分離

〔九四〕 志士大阪に集る

京都田中
の家注目
さる

然るに和宮御降嫁に就き、將軍家より御禮の使者として、井伊掃部頭直憲上京の事あり、其の爲めに幕府の譏察頗る嚴密となり、田中河内介の家は、幕吏注目の焦點となり來つた。此に於て衆議薩藩の京都屋敷に入りて、其難を避けんと、伊牟田尙平をして、邸監鶴木孫兵衛に照會せしめたが、鶴木は京都では邸内に潜居するも、危険である。寧ろ大阪が安全だ。即今江戸から上京したる柴山、橋口の兩士をして、大阪の薩藩邸に交渉せしむるからとて、用意の爲めに、金三兩を與へた。

堀の同志
牧容の計

此に於て伊牟田は、久留米の有志四人と、三月二十日下阪し、田中河内介は、残りの同志と與に其の翌二十一日に下阪したが、大阪留守居の松崎平左衛門は、彼

等を藩邸に入る、ことを拒んだ。然るに柴山、橋口の兩士は、當時江戸から上京したる堀次郎（仲左衛門）と相談したところ、堀は直ちに下阪し、松崎を説得し、遂ひに大阪薩摩屋敷の二十八番長屋に收容することゝなつた。堀は諸有志を制して、江戸に事を擧ぐるなからしめ、而して上京して、在京の諸有志を、大阪の藩邸に收容したるは、戰國策の所謂守ると稱して、實は之を囚るものにて、鳥津久光の上京以前に、彼等を爆發せしめざる計策であつたことは、彼も流石に西郷南洲より、非難せらるゝ程の知術は有つた漢だ。（參照七一、七二）尙ほ此事に就て、清河八郎は左の如く記してゐる。

志士大阪に下る

三月二十日に相成り、最早井伊も程なく上京の由にて、餘程やかましく、河州（河中）の内など察する様子なれば、爰元諸同志に示し合せ、薩邸の者に申談じ、大阪のやしきに一先引取申すべしとて、廿日の夜、高瀬川に浮穴、河州共都合十一人、竊に大阪に到る。彼此と繁多申すばかりなし。廿一日の朝、恙なく著阪に及び、則ち先づ江戸堀の兵庫屋なる旅舎に到る。薩邸の出入町人虎屋に、柴

薩邸に入る

山、橋口其外東都より亡命し來る益満新八郎にあふ、一別已來の舊情を述べ感慨せり。兵庫屋に二日滯留、それより薩邸二十八番座に移る。此元やしきの留守居と談合不熟の中に罷下り、大に支吾せる事もありて、殊の外心配せしも、橋口、柴山の兩人、伏見などに奔走、堀仲左衛門なども罷下りて、漸く取極む。最早やしきの人別に相成る上は、たとひ俗吏共より、どの様に申來るともさら／＼頓著せぬ薩邸の覺悟、相究め候上は、誠に十分の首尾となれり。從此は只和泉殿の上京を相待つのみなり、不思議にも潜匿遁逃の身として、斯なる大事を企て起し、此大藩邸に身を引移して、客分のあしらひ、殊に多人數中にも、此方は別して上座にありて、萬事を指揮する事の冥加、實に竊に愉快にぞ思はれける。（滯中始末）

小河來會

此の如く、清川八郎は、例の通り頗る自得の氣分を現はしてゐる。二十三日に相成り、豊後岡城中川家より、小河彌右衛門十九人の義士を引連來る。此も同じく一處に會在す。藤本津之助も來るを、妻を伴ひ備前に到らし

平野亦來

む。五日頃に歸る積なり。彼此都合三十五、六人と相成、混雜申すばかりなけれ共、其盛なる事、飛動する勢あり、實に斯様に大勢相會するは、偏に天地の擁護、夢の如くにぞ思はる。中川家(岡藩)は、一家中殊の外相振ひ、時に寄り、家老も來る由、あとより三十人は必ず來る由、目出度事ならずや、平野二郎も來る、薩の同志中は中々多勢にして、筆記するに堪えず、和泉殿は彌十六日出立にて、途中より抜け來る士も追々ありて、盛なる事甚し。(譜中始末)

此の如く今や志士は、大阪に集合し、大阪の志士は、薩摩藩邸二十八番長屋に集合し、只管島津久光の到着を待ちつゝあつた。

【九五】 平野、伊牟田、大阪薩邸を去る

大阪集合
三人者

大阪に志士の集合を來したるに、與りて最も力ある一人は、清河八郎であつた。

久光大阪
著

而してその次には平野二郎を擧げねばならぬ。又た其次には伊牟田尙平を數ふ可きだ。然るに此の三人が、いざと云ふ場合に、在らなかつたことは、意外と云へば意外、不思議と云へば不思議であるが、然もそれ／＼の譯合がある。先づ平野、伊牟田に就て語るであらう。

島津久光は、四月十日に大阪に著し、土佐堀の屋敷に入つた。而して彼は既記の如く、從士の外間の志士との交通を嚴禁した。(參照ハ〇) 而して西郷、森山、村田の歸國の如きも、四月十一日天祐丸にて大阪川口を出づ。薩藩壯士の心を動搖せしめざらんが爲めに、極めて秘密に行ひ、之を知るものは、直接此事に干預したる者に止つた。而して平野と伊牟田が、薩邸の二十八番長屋を去りたるは、其翌四月十二日であつた。

黒田氏島
津の人京
阻止策

當日平野は二十八番長屋に於て、清河八郎、田中河内介、小河彌右衛門、藤本津之助、伊牟田尙平、富田猛次郎等と、何やらん相談をしつゝある際、黒田支藩秋月の志士海賀宮門、外から歸り來りて申すには、筑前藩主黒田美濃守には、江戸參觀

の筈であつたが、島津和泉の東上を聞き、伏見邊にて會見の都合を計り、近日到着の由、それは和泉が勤王の志を抱いて、京都に立ち寄るに於ては、其の實家たる島津家に取りて、容易ならざる難題を出來するから、美濃守には和泉に向つて、其旨を告げ、伏見より京都に入らず、直に關東に赴かる、様、取り計らはる、つもり、の由、右は秋月藩の藏屋敷に在勤する田中萬太夫より聞き込んだる次第と語つた。

平野の黒田島津會見阻止策

云ふ迄もなく、黒田長溥は、薩摩藩主の子にして、黒田家に養子となりたる一人だ。而して彼は本來の開國論者にして、鎖攘の愚策たるを蚤に看破し、その爲めに彼は世間からも佐幕の大名と認められ、當人も亦た藩中の尊攘一派を、手厳しく取り扱つた。斯る事情を熟知したる平野は、如上の説話を聞いて、果して黒田美濃守が、島津和泉と會見することあらば、由々敷大事と認め、それを阻止する方便を考へ、且つ行ふ必要を感じ、蹶然起つて美濃守の駕を、途中に要す可く、二十八番長屋を去らんとして、久留米の原道太を誘うた。清河は平野の一身の

平野伊牟田を誘ふ

危きを慮りて、之を諫め、且つ原は眞木の子弟である、眞木の未だ到着せざる以前に之を携へ去るは、義に於て不可と云うた。此に於て平野は伊牟田尚平を誘うて出でた。伊牟田は曾て麻布一の橋畔にて、米國公使館書記官ヒューズケンを斬りたる壯士だ。此の消息は清河も亦た語りてゐる。

平野二郎挺進行て説かんと欲す、原道太を誘ふ。余以爲らく、筑侯（黒田美濃守）既に此に至る、假に子の説を容るも、子既に其の亡命者たり、懼らくは其の擒獲する所と爲らむと、二郎奮うて曰く、壯士艱難を躡まざれば、豈に能く非常の大功を爲さんや、我が意決矣、余曰く然らば則ち道太を止めよ、説の行はると行はれざるとは、子一人に在りて、原の有無に拘る可からず、或は誤りて獲ふる所とならんか、獨り足下を亡ぶのみに非ず、又た一壯士を亡はんのみと、是に於て強て原氏を留む、二郎更に眞風（伊牟田尚平）を誘ふ、眞風固より輕趨、甘じて其言に従ふ、二子既に行く、筑侯遂ひに途より還る、而して二子亦た擒獲せらる、二郎筑國に銅し、眞風薩國に投ず、吁悲夫（藩中紀略）

兩人奏効

平野と伊牟田は大藏谷に至り、美濃守の四月十三日到著に際し、伊牟田は薩人なれば、僞りて島津和泉の使者と稱し、平野はその隨行者となり、一封の書を上つた。此れは平野が執筆して、伊牟田の名を以て上りたるものにて、京畿に於ける勤王志士の氣焰大いに騰り、若し美濃守にして、佐幕の舊態を改めずんば、駕前に鮮血を濺ぐも敢て辭せざる情勢を説いた。此に於て美濃守は、遂ひにその爲めに病と稱して參府の駕を回らし、歸國するに至つた。而して伊牟田は彼を追跡したる薩藩の捕吏に縛せられ、鬼界ヶ島に流竄せられ、平野は途中までは故らに優遇せられた。此れは長湊の途中安全の方便として、あつた。故に其の筑前に接近して、其の必要なきに至りて、彼は直ちに拘執せられ、歸國の上は、獄舎に投せられた。

兩人捕はる

【九六】 清河八郎薩邸退去の始末 (一)

平野、伊牟田の薩邸を去りたるは、其の理由も甚だ公明だ。然るに清河の薩邸を去りたるは、何等國事には交渉なき事件であつた。其の顛末は、清河當人の自から語る所を以て足れりとする。

志士決心

和泉既に京師に至る、其の報期十五日前後に有り、是に於て乎、各邦の諸士、皆な郷書を作りて、各之を其の父母族類に致す。吾亦書若干を東都の諸舊知に投ず。皆な時狀を告ぐ、且つ別を識す也。最も郷書を作る……既に決す。又た天地に顧慮する所有る莫し。快々愉々、回天の大事業、既に目前に在り、衆悉く踊躍す。亦た壯ならず哉。

此れは二十八番長屋の諸士が、愈々一死を覺悟して、皆な訣別の書を作つたことを云ふ。

志士中の浮才薄行

頃日肥後の浪士松田某(重助)越後浪客本間精一(精一)等皆な此舉に會して

者

來る。而して彼皆な浮才薄行、勉めて容色聲貌を飾り、頗る周旋を以て自ら任ず。言其行に稱はず、往々笑て之を斥く。然も新進の徒、或は之が誣説に感じて、稍之を容る。識者皆な之を患ふ。〔潜中紀略〕

此れは松田重助と、本間精一郎に就て云ふ。尙ほ、潜中紀事にも、同様の記事あり、但だ、而松田比本間頗有膽氣の一句を挿んである。されば兩人の月旦に就ては、清河もや、尋酌する所あるに似たりだ。而して、言其行に稱はずの一句は、單に本間輩のみならず、夫子自から道ふものと見ても、差支あるまい。

本間と清河

而して本間なる者、久しく東都に在り、余眞金〔藤本鐵石〕武貞〔安積五郎〕と固より相知る所の者、情已に之を拒む可からず。是を以て儘邸中に往來す。本間精一郎との舊交を云ふ。

本間の人

曾て余を請ふて魚田屋に至る。魚田屋は薩士亡命客の寓する所也。既に至る、橋口傳藏忽ち怒氣を含み、醉間に乘じて本間を屠らんと欲す。言頗る奮勵、余〔清河〕更に其意を釋かず。偶ま益滿新八間に吾を呼びて曰く、君何故に本間を

誘ひ來る。彼は固より邸士の大に擯斥する所、今日事を生ずる亦た策に非る也。是に於て事に託し、急に本間を誘ひ去る。其の人の爲めに捐棄せらるゝ此の如し。唯だ夫れ虚誕人を欺き、所謂る慷慨を以て人を欺き、自ら利する者乎。以上は本間の人物、諸有志に擯斥せらるゝ所以を云ふ。

安治川舟遊

十三日〔文久二年四月〕本間、眞金〔藤本〕及余と武貞〔安積〕とを誘ひ、舟を津口に泛ぶ。余既に旬日苦思、偶ま此請あり、遂に衆と俱に出づ。士士吉田某亦た會す。午後舟を安治川に放ち、妓を乗せ酒を命ず。已にして譏察所〔檢見所〕に至り、舟子名を通ず。本間、武貞醉に乗じて悉く奇名を記し、以て長藩の河に泛ぶ者と爲す。舟子且つ怪み且つ通ず。而して舟中扇を振る者あり、官吏之を譏す。精一〔本間〕直に刀を携へて官亭に上る。武貞繼いて上る。舟中悉く警しむ。而して之を如何ともする莫し。既にして悉く抗辯して還りて云ふ、何の懼るゝ所ぞ。遂に津口に至る。鼓紘放歌、薄暮舵を回らし、向きの譏所〔檢視所〕を過ぐ。復た之を誰何する莫き也。乃ち還る。

嚴察甚だ

舟遊の狂態を敘す。大事を前に控へて、此の狂態では、頗る覺束なき心地がする。諸有志の擯斥も、亦た理由ありと云はねばならぬ。是夜人静り、精一潛に來り余に語りて曰く、今日の事、已に官府に達す、譏察甚だ諱し、以て客舎に居る可からず、而して子輩邸中に在り、官疾くに之を知るも、物情穩ならずと爲し、以て恙無きを得るのみ。

此れは本間が身を薩邸に托せんとしての來話だ。

清河本間保護

余曰く、夫或は然らむ、既に此に至る、何の避くる所ぞ、足下之を安せよと、而して薩士及び老輩田河内(田中河内介)小一敏(小河彌右衛門)等、悉く精一の姿貌言辭を惡み、敢て之を近くる莫し、而して我等既に已に之と與に同じく遊ぶ、義之を棄つ可からず、乃ち相與に之を邸中に潛ましむ。

清河が本間の依頼に應じて、彼を薩邸二十八番長屋に潛匿せしむるに至れるを云ふ。

【九七】 清河八郎薩邸退去の始末(二)

退邸を促さる

此の如く清河八郎は、本間が薩士に嫉視せらるゝを熟知しつゝ、も、本間が其の一身の安全を托し來つたから、彼を薩邸二十八番長屋に潛居せしむること、した。

既にして橋口(壯助)柴山(愛次郎)二氏至り、吾輩に語りて曰く、諸君是邸に寓す。幕吏固より疾く之を知る、而して百方之を護る。唯だ事に先ちて過敗を致さんことを懼る矣。往日米藩士(久留米藩志)の事、諸公之を警しむ、今や自ら之を犯すは何ぞや、幕譏甚だ諱、殆んど之を如何ともする莫しと、其意我徒をして姑らく邸中を避けしめんと欲する者に似たり。何となれば則ち既に一たび之を諾し、今や官譏に因りて而して之を拒む、彼に在りて信無き者に似たり。故に其辭を婉曲にするのみ。

以上は柴山、橋口の兩士が、清河に向つて、其の不謹慎なる行動を詰責し、暗に其

田中小河
視の清河

の退邸を促したる次第を云ふ。

其實は、老輩河内(田中)一敏(小河)等、既に已に和泉の言に倚頼し、稍々壯者の決
舉を避く、吾輩の言と雖も、陽に之を信用して、陰に實は之を忌む。是を以て橋
口、柴山二氏をして、此言を發せしむるのみ。

此れは河内介や、小河一敏も、清河八郎の薩邸を去らんことを欲し、薩士橋口、柴
山をして、此言を發せしめたと云ふ次第。

此時に方りて米藩士(久留米藩志)皆我と生死を同じくす。毎に我が側に寢席
す。余而して邸中に在り、二老氏(田中、小河)の勢、自ら傾く。此亦離乖を萌したる
所以也。

此れは田中(河内介)小河(編右衛門)の兩老輩が清河に對して、燒餅を燒き出した
るを云ふ。

清河退去
決心

是に於て余眞金(藤本)と與に、二氏(柴山、橋口)に謂つて曰く、今日の事實に其譴
に服す、獨り武貞(安積)精一(本間)を罪す可からざるのみ。然らば則ち其邸中に

清河久留
米の士誘
引

處らば、諸士を累さんよりは、しかじ暫時これを他に避け、以て決舉の時を待
たんにはと、二氏曰く勢ひ已む能はざるのみ。苟も和泉の期(島津久光の事を舉
ぐる時期)を得ば、必らず之を諸君に告げむ。諸君之を疑ふ莫れ。一敏(小河)離杯
を進め意思寂然たり。……余固より已に其の深く恃むに足らざるを知り、此
機に因りて、更らに米士(久留米藩志)を誘ひ、以て萬衆に擡んで義旗を翻んと
欲し、竊に米士に挑む。米士固より吾と死を期する者。義某と俱に邸中を去ら
んと欲す。老輩(田中、小河)其の先ずる所となるを懼れ、痛く之を止む。米士聽か
ず、強ひて余と與に去らんと欲す。是に於て老輩情勢相ひ責め、必らず之を容
止して措かず。米士固より壯輩(未だ青年だ)遂に其の言に屈す矣。余則ち眞金、
武貞、簡平、精一と與に遂に薩邸を去る。是を四月十三日三更と爲す(清中紀略)
四月十三日は、島津久光が大阪から伏見に赴いた日だ。簡平とあるは、飯居簡平
だ。清河が彼によりて密奏を正親町三條實愛卿に上りたるは、既記の通りだ。(參
照八九九、九〇)

退去真相

清河八郎の自から記する所上の如し、其言は聊か誇大に失するも、其の真相は、自から此中に於て、看取せらるゝものがある。惟ふに單に本間精一郎其人の故のみならず、彼自身の言行が、同志間に於て、やゝ信用を缺き、然も彼の傲岸不羈の態度が、田中、小河の諸老輩を始め、薩士に於ても、面白からず考へたるものあり、此の機會に乗じて、彼に退去を諷したるもの。而して彼も亦た蚤とに之を悟りて、其の本間精一郎其人を援護するの好口實を得、薩邸を去りたるものと思はるゝ。

退去眞原

兎に角清河自身の自から居る價值と、儕輩の清河其人に對する評値との間に、少からざる開らきがあつたことが、清河をして遂ひに薩邸を去るの止むを得ざるに至らしめたる眞原因であらう。清河は自から人の長たるを以て任じたが、儕輩は決して清河を其長とは仰がなかつた。清河は自惚によりて、身を立て、而して亦た自惚によりて身を禍した。

第十七章 長州反長井派の運動

【九八】 長藩の上國に於ける運動 (一)

長藩衝動

此の機會に於て、姑らく眼を轉じて、長藩の運動を観察する必要がある。前掲の如く、長井雅樂の運動は、少からず薩藩の運動を刺戟したが、一方薩藩主の實父島津和泉の大兵を率ゐて東上し、正々堂々先君齊彬の遺志紹成を宣言して、出で來たりたる運動と云はんより、其の風評は、蚤くも長藩に一大衝動を與へた。同じく公武合體と云ふも、長井のは幕府によりて、公武合體を行はんとし、島津のは朝廷によりて公武合體を行はんとする。此處に双方の間に、均しく公武合體と云ふも、大いなる開らきがある。且又當時天下正義の士は、何れも島津によりて、事を爲さんとし、島津を中心として、來り集りつゝ、あるに際し、長井の運動は、正義の士の頗る擯斥する所となつた。而して長井は長藩の代表者として、朝

長藩の相違

幕の間に周旋したれば、長井の不面目は、乃ち長藩の不面目にて、是亦た長藩士の自ら忍ぶ能はざる所であつた。

長藩有志の苦心

要するに長藩の有志者として、此際尤も苦心せしめたる問題は、如何にして薩の運動に、若し對抗と云はずんば、對立するの運動を做す可き乎、如何にして長井の不評判より、其の面目を全うするを得可き乎、此の二者であつたに相違ない、其の約略は、前掲の通りだ、(參照 四〇―四五、六〇―六二、七二、八五、八六)

長藩刻下の對策

長藩では既記の如く、(參照 六〇―六二)來原良藏、堀真五郎等をして、入薩の上、其の真相を探討せしめ、而して先づ取り敢へず、藩の總奉行を兵庫に上すこととした、此れは刻下の急に處する對策として、江戸家老(行相府)と協議するに違あらず、國家老(國相府)の一座にて評決した、然も總奉行毛利隱岐は老輩であれば、嫡子將監が、其の名代たらんことを請ひ、且つ年少なれば、其の輔佐の人を得んことを請うたから、國老等相談の上、浦靱負を起さんとし、三月十六日、周布政之助の東上に際し、其の途次靱負を、其の采邑に訪ひ、再起を促がさしめた。

周布東上發途

周布は長井の運動に異議を挟み、恣に任所を離れたる咎を以て、一時譴を被り、其邑に屏居したが、(參照 四一)、時事の急迫は、彼を長く閑地に留むるを許さず、三月十三日、藩主慶親の召命蒞に達し、翌日藩政府は之を彼に傳へ、直ちに東上の途に就かしめた、彼が島津東上の對策を、國老の一人福原越後に開陳し、自から決死の覺悟もて、家を出でたことは、其の十四日の夜、家門を出づるに際して「出棺々々」と連呼したることでも分明だ。

浦再起勸告

彼は浦の采邑阿月に至り、浦の再起を勧めたが、浦も慨然として之に應じた、而して周布は浦の家臣秋良敦之助を伴ひ東上した、秋良は陪臣ではあつたが、吉田松陰なども相ひ交り、夙とに志士を以て、目せられたる一人であつた。

周布は嘗て長井と言ひ争つたが、此時はソラ見たことか、到底長井の周旋ぶりではいかぬ、己れの思ふた通りの事が、今日事實となり來つたのであると思ふたらしく、京都に上つたら、長井排斥の志を決して居たやうであります、其の證據には、阿月の秋良敦之助の所で酒を飲んで作つた詩があります、

其の轉結に、帶得坐山々下醉、浪華江上對殘梅。と云ふ句があります。此の殘梅と云ふのは、長井を指したものに相違ない。(忠正公勤王事蹟)

周布の京都運動

斯くて周布は大阪に著し、三月二十四日、長藩の大阪頭人、穴戸九郎兵衛と與に、伏見に赴かんとしたが、宛も藩命を帯びて鹿兒島に使ひしたる來原良藏も來り合したから、三人共に淀川を溯り、二月十五日伏見に著し、直ちに京都に入つた。而して彼は京畿に於ける、其の形勢を察し、在京の長井雅樂、井上小豊後等と會見して、其の事情を詳かにし、それぞれ畫策する所ありて、三月二十九日京都を發し、江戸へ赴いた。而して長井は相ひ變らず、京都に在りて、専ら彼の文久元年五月以來の運動を繼續しつゝあつた。

【九九】 長藩の上國に於ける運動(二)

浦靱負再起

扱も浦靱負には、周布政之助の來りて再起を促すあり、又た三月十八日には、藩廳よりして、佐久間佐兵衛をして、老臣連署の書を致さしめたから、彼は六十八歳の隱居であつたに拘らず、愈よ兵庫出張の命に應ず可く、その十九日には萩に答書を致した。而して藩廳が三月十八日に、村田次郎三郎、山田亦介を馬關に派したる始末は、既記の通りだ。(參照六〇一六二)一方來原良藏も亦た東上を命ぜられ、彼は周布、穴戸等と共に淀川を溯りたるは、既記の通りだ。(參照九八)同日田北太中を毛利將監に、林田藏人を浦靱負に、隨行を命じた。而して三月二十三日には、田北をして先づ發せしめた。

浦靱負再起者

此に於て藩中の壯年氣銳の徒、何れも兵庫出張の從行を請ふ者多かつた。其の中には、岡部富太郎、栗屋右源太、中山源之助、高橋與三、佐世八十郎、檜崎彌八郎、境德藏、中谷正亮、久保清太郎、久坂玄瑞等があり、而して福原乙之進、寺島忠三郎の徒、脱藩上方に奔るもの相ひ接した。如上の人名を見れば、其の多數は皆松陰社中である。

山田亦介
報告

尙ほ藩命を奉じ、馬關に赴き、形勢の容易ならざるを見て、其の許可を俟たず東上したる山田亦介の藩廳に致したる報告書によれば、

私共(山田、村田)過る二十四日(文久二年三月)暮比、關出帆……風雨に被阻、二十九日夜大坂著、彼地の概略承合、直様上京仕候故、内藤造酒はかけ違ひ、雅樂(長井)小豊後(三五)上京、政之助(周布)も二十九日迄滯京、同朝出足江戸罷下り、來原(良藏)は今以て滯京等、遅々意外の事に付、關地(馬關)聞込の趣、切迫之様子、逐一申立、手當向、其外申合候、然處御周旋事、思召通公武へ相徹し、意外に相運び候、廉々有之由承り、奉大悦候。

山田等の
思惑

此れにて見れば、山田、村田の徒も、馬關で九州志士の鼻息の荒らき爲め、倉皇上京したるが、長井等の爲めに説得せられ、例の長井の公武合體の運動が、首尾克く相ひ運びつゝ、あるものと、信じきつたものと思はるゝ。

在京長藩
士の策

私共見込の初志は、亂後の處置も可有之に付、京都にて繪旨申卸し、次郎三郎(村田)直に江戸へ馳下り、馬關にて承候趣及言上、御上洛御供仕、私儀(山田亦介)

は、薩の謀主大島等(西郷隆盛)へ、致相對今一應致説得、不得止ば、兵庫の御人數を以て、禁裏守衛の御手傳可仕と思込罷上候處、前件の趣にて、爰許にも議論有之、勅書事等政之助(周布)承り罷下り候由に付、次郎三郎は、雅樂、小豊後等申合、時情爲報知、周政(周布政之助)の後を逐ひ、江戸へ直様罷下候、私儀は今暫く滯京仕候様、小豊後申事に付、動靜見合、運籌之手傳仕候、良藏(來原)は江戸行を止、薩州告諭として、大阪へ罷下り候。

此れにて見れば、在京の長藩士は、飽迄秩序論もて、薩士の直接行動を中止せしめんとしたる様だ。

浪士取柄
め

一 薩の堀次郎、芝(榮)山愛次郎、橋口壯助等も、江戸より罷上り居、是迄とは説を變じ、輦轂の下に於て、干戈を動し、奉楯叙慮候儀は、千萬奉恐入とて、頻に鎮靜を唱へ、薩人の暴動だけ最早取鎮め、泉州(島津和泉)著迄相待候様、申諭候處、諸國の浪士、亡命人等は、先づ大坂の邸中に、養置候得共、取押方に、大きに困窮仕候由。

此の「是迄とは説を變じ」の一句は、柴山や橋口には不相當だが、堀には全く恰當だ。之を見ても如何に堀と長井との間には、針線の相ひ通じつゝあり、之を西郷が看破したるか、判知る。「參照七一、七二」惟ふに長井も、長藩に取りては、良と一人傑であつた。

【二〇〇】久坂玄瑞歸藩の命に應ぜず

長藩の激

京畿に於ける長藩の政府筋のもの共は、何れも概して山田亦介の報告書通り、
〔參照九九〕穩和説であつたが、然も其の志士連中には、頗る之を不可となし、此の機會に乗じて、薩人に後れを取らず、自から進んで勤王の事に任じ、若し自力にて不足せば、薩人と提携して、之を行ふも、敢て辭する所ではないとして、奔走する者があつた。乃ち久坂玄瑞の如きが、其人にして、彼は所謂浪士と結託し、

久坂召還すを肯んぜ

大いに長井の畫策を破壊す可く運動した。されば藩政府は心配の餘、久坂を藩地に召還せんことを謀つたが、然も上方に於ける藩吏の中にも、久坂と同感と云はん乎、將た長井と反對と云はん乎、何れにしても久坂を庇護するものありて、容易に其の召還を肯んじなかつたことは、左記を見ても分んだ。

久坂の役目

當時長藩在京の壯士は、大坂の志士（薩郎廿八番長屋に在る）と氣脈を通じ、玄瑞首として、其事に與る。宍戸九郎兵衛等も亦略其事を知れるもの、如し、四月十四日、竹内正兵衛が、大坂よりの報に曰く、久坂歸すべき事、兼て報告もあれど、當今彼を歸國せしむれば、薩藩其他諸有志の望を失ひ、其れのみならず、薩の事情、彼に非れば知る能はずと、〔防長回天史〕

此の如く久坂は實に長藩と薩及び自餘の諸有志との聯絡掛りの役目を竭めてゐた。又、

久坂召還の不利

田北太中が藩政府に答ふるの書に曰く、
久坂玄瑞儀に付、御狀拜見致候。右に付早々宍戸氏（九郎兵衛）及示談候處、右は

先達より大坂へ罷越居薩邸の様子聞繕或は掛合事等にも相用候様子にて、九郎兵衛申分には、當今箇様有志の士一人成共、懇望之時節、是を退候様の儀有之候ては、大に人望を失ひ、御爲不可然儀に付、少しの延引、御宥免被仰付、其中の處は、九郎兵衛、兩人にて屹度御預申候て、千萬一も其内に當人聊の儀有之候は、九郎兵衛一人の無調法に相成候覺悟に付、決して御受合仕候間、只今彼者を假令速下り可被仰付、連も兼て死覺悟の身上に付、途中決して無事にて罷歸間敷、結句他藩へ馳行共致候ては、却て御厄害を重ね候道理にて、一先穩便に相宥置候方、可然儀と、獨斷にて相決し候間、御相談は、不致申段、小豊後(井上)同席にて申事に付、野生(田北)に於ては、被仰越候御書面にては、遅延は不相成次第に相見候付、其段は、被仰合候儀にては、元より無御座候得共、元來江戸方發候儀に付、小豊後へ凡是迄の手當り、校了の處、示談仕見候得共、於小豊後も、實に當節慷慨論、尤も烈敷、先日以来刺の突のより、激論頻に烈しき折柄、千萬一彼黨類何種の暴發も、至極不安心の折柄に付、縮る處、彼者世上徘徊不仕、

御邸中謹居候へば、御國に罷在も同然の儀、幸近親杉梅太郎(吉田松陰の實兄)儀も居合候事に付、彼者へも手堅く申聞、屹度氣を付させ候は、結句安心の儀、素より御沙汰を曲げ候儀は無御座候得共、先は少の出足延引位の申談は、可有之に付、其分に折合候ても可然、尙肉翁の論も有之儀、旁於小豊後も、強ての論も無之儀に付、於然は、於小生、不本意の儀には、相考候得共、現場掛隔、且前段九郎兵衛、急度斷の趣有之事に付、然ば一先其趣を以て、御地申越……何分の儀可被仰聞迄は、先任其意候。

久坂と長井

此れにて見れば、久坂の一身は、大阪藩邸の頭人、穴戸九郎兵衛が、身元引受人となりて、藩政府召還の命に拘らず、尙ほ彼を上方に引き留むること、した譯合だ、久坂は吉田松陰が、長藩第一流の才子と折紙をつけ、其妹を嫁せしめたる程の愛弟子にして、彼は一書生の身、固より其の身分には大なる懸隔あるも、實に長井とは正面の大反對者であつた、而して彼を保證したる穴戸九郎兵衛も、實は同穴の狐であつた、正直のところ、長井の脚元も、今や岌々乎として危険に瀕

し來つた。

【101】長井雅樂の歸府

長井危し

久坂玄瑞は、宍戸九郎兵衛の盡力にて、萩へ召還を免れ、専ら薩士及び自餘の浪人と交渉の衝に當つた。而して宍戸九郎兵衛や、彼が長井問題に就て、西郷隆盛——大島三右衛門——と相ひ語りたるも、此の際であつた。即ち西郷が「永(長)井」儀は、長州の有志共え可刺申置候間」と云ひ、又た「永(長)井」を打の策は、實に手荒ひ様に御座候得共、天下の好物にて御座候」と云うたのは、此の際であつた。(參照七二)

長井京都引上げ

されば流石の長井も、此の雰圍氣中に於て、聊か感知したところがあつた乎、將たそれとも勢の非なるを覺りたる乎、四月九日には、大阪藩邸の頭人宍戸九郎

其口實

兵衛は、二十人の士を率ゐて、京都に入つたが、同月十四日には、長井雅樂は、江戸に還つた。長井は此際の事情を、他日自から左の通り陳述してゐる。

京都滯留、御内用相運候中、江戸詰居同役林主税より、此度安藤對馬守様、御再出勤(彼は正月十五日、坂下門外の遭難にて引入中であつた)に付ては、世上人氣も不穩、右に付逐々久世様(周老、大和守廣周)其外へも被仰立候御次第も有之、只今の模様にては、御建白事とても、可相調とは不相見候得ば、様子次第御斷も可被仰入候付、京都の御用向は、半途にても、一應江戸表引取候様にと、被仰出候段申越候付、其段眞之御内々議奏方、其外へも申上置、四月十四日京都出足、江戸罷歸申候。

此の如く彼は京都引上げに、適當の口實を得、四月十四日江戸に向つて去つた。當時彼が京都に於ける行動の顛末は、既記の通りだ。(參照八六)而して彼が退京に付ての理由書は左の通りであつた。

永(長)井演舌

長井退京理由書

一 叡慮之趣は、大膳大夫自分上京可伺候得共、先夫迄、堂上向之御議論、家臣長井雅樂を以、伺候旨にて、幕府へ打拔、閣老内命を受、前件申出旨に候事、

一 安藤再勤、其外幕府不處置之儀有之、大膳大夫不伏、周旋之儀相斷候に付、雅樂事早々歸府候様申來候由也、此便宜、大膳大夫立志之通、幕府へ談合之上、彌上洛可有之、以一紙内々申渡候事、(長州御往反始末)

長井に對する人氣

而して其の一紙なるものは、既記の通りだ。(參照 八六) 此の如く長井は江戸の形勢が面白くない爲め、毛利慶親は、公武合體周旋の任務を斷るから、歸府せよとの名義であるが、その實は京都の形勢、甚だ非なるものがあつたからに相違ない。西郷が大奸物と罵言し、其の刺殺を、長州人士に向つて、催告したる程であれば、一般の人氣以て知る可きであらう。乃ち村井政禮の日記にも、

三月三十日、結城邸へ行向、抑先達て長州家來長井雅樂上京、外夷之事件に付、主人大膳大夫見込之事有之、關東へ建議致候處、老中相用、夫に付今度朝廷へ建議致候付、先右雅樂爲名代、當月(文久二年三月)中旬來在京、右建議書付一冊

(參照 四二—四四) 中山殿、正親町三條殿、大原殿、岩倉殿等へ差出、建議之趣意、以勅命開航海と之事、從來老中傳來之和交説致潤色、一轉增長して以勅諭航海相開度段申立候事、大膳大夫、關東阿黨之奸説故、何卒御所向、右等之説に御迷無之様、筑州(藏人所兼結城筑後守秀作)共々盡力可相拒所存、今夕申談候事、

但右建議書付は、先達て長井より結城へ相廻し候付、結城より轉覽致熟覽候事、

此の如く朝廷側でも、地下の士人には、異論者が少くなかつた。況んや長井の反對黨は、彼と尤も近接したる、同藩中の志士を以て、其の魁とするに於てをやだ。されば長井は島津久光が、近衛邸に於て建白したる四月十六日以前、四月十二日に、中山、正親町三條等の議奏に謁見し、其の書付を受領し、而して島津久光が四月十三日、大阪から伏見の藩邸に入りたる翌日、即ち四月十四日を以て、京都を出發して歸府の途に就いた。去燕來鴻、自からそれとの筋合があつた。

長井京都發

LIIOI 長藩有志の態度

長藩志士
浦東上を
待つ

長井雅樂は、四月十四日に、京地を去りて江戸に向つた。長藩の志士は、何れも兵庫警備の浦靱負の東上を、首を延ばして待つてゐた。乃ち在京の宍戸九郎兵衛、竹内正兵衛が、四月十日付の書にも、

靱負殿何卒早々御著有之たしと奉祈候。此間に被逢不申候ては、御家之御同勢、誠に微少にて、恥敷次第に奉存候。

浦伏見に
入る

と云うてゐる。此間に被逢不申と云ふ此間とは、勿論島津上京事を擧ぐるの際を斥したるものであらう。斯くて浦靱負は、四月六日、手兵百餘を率ゐ、嫡子滋之助親教と與に、其の采邑阿月を發し、十四日兵庫に抵り、十七日伏見に宿した。而して當日は宛も島津久光が、京都錦小路の藩邸に入りたる日であつた。

長人焦躁

抑も長人の機を見るに敏なる、天下の大勢は、長井流の開國航海、佐幕的公武合體論は、到底實現す可からざるを見、而して島津久光が大兵を率ゐて上京し、勤

薩州左翼
と連繫

薩人の見
たる長州

王的公武合體論を首唱し、場合によりては、直接行動にも及ばんとする氣勢を示すを見、若し此儘に經過せば、舞臺は薩人に獨占せられ、長人は手を懐にして傍觀せざる可からざるを見、その對策の爲め、斯くは焦躁したものであらう。宍戸九郎兵衛、久坂玄瑞等が、大島三右衛門(西郷隆盛)と大阪で會見したる前後の顛末は、既記の通りだ。(參照 六九一—七二)而して長藩は薩の堀次郎と妥協を謀つたが、否長井の長藩の者共は、堀を相手とせず、西郷を相手とし、西郷去りし後は、更らに有馬新七等の左翼派と、相ひ諮る所ありて、互ひに聲息を通じ、薩藩浪士の運動費なども、内々は長藩より援助したることもありと云ふ。(有馬新七先生傳記及遺稿)斯る次第で、長藩の吉田松陰社中の面々は勿論、長藩の主力も、其の上方にある者は、殆んど松陰社中に引ずられて、何れも薩の左翼及び其他の浪士と、默契する所あり、皆な舉義の日を、一日千秋として待つてゐた。尙ほ長藩の此の消息は、村井政禮日記に、能く悉くしてゐる。

廿二日(文久二年四月)巳刻(午前十時)新兵衛(田中、薩藩有志)誘引、本田彌右衛門

(薩藩伏見留守居)結城家へ入來、兩人面會……彌右衛門、逐一返答、先長州邪正見込之儀は、元來長井雅樂は、甚奸佞之者にて、尤今度長州建議は、長井本心、其外家老にて増(盛)田彈正、北條瀨平、栗原何某等、四五人之見込之様子、尤右建議を以、幕府へ取入、天下之權、手に握り度存込候邊より、主人大膳大夫誘同仕候哉に相見え、尤一藩中承知候には、決して無之儀、旋と探索も仕居候由。

以上は薩藩の本田が、長井に就て語るところ、本田は西郷、大久保との會見の席上に立ち合ひたる一人だ。(參照七五―七七)此れは彼一個の見解ではなく、堀次郎等を除く、薩派一同の見解とするも妨げあるまい。

尤至今日候ては、一藩有志之輩、甚不伏申立、今度同藩家老浦靱負と申者、若殿長門守(毛利廣封後に元徳)爲迎伏見迄、從國元參居候付、同人手元へ有志之輩より、長井雅樂十餘罪を彈劾仕、尤靱負致采納、長門守上著之上は、關東へ罷越、大膳大夫目通りにて、長井雅樂令撥斥、大膳大夫了簡も令忠諫、君側小人一洗致候様、急度及所置、尤一藩之赤心相顯れ候様、可仕旨は、慥に承之候。

長州否長井策動

此れは長州に於ける否長井の策動に付てのこと。

其外長州一藩之者、段々致探索候處、薩州同意之者は、固より數多有之候付、今暫咏め居候は、大膳大夫始長藩一同之赤心可相顯見込之由、委曲申之。以上は薩藩本田彌右衛門の語るところ、以て如何に長藩に否長井の一派が強大であるか、判知る。

長井刺殺申宥

且此頃大阪留守居宍戸九郎兵衛上京仕居、堂上方へも、追々參上仕候て、以前建議は、全く長井一己之見込之旨、種々手を盡し申解居候由、且有志之輩、長井在京中に可討果旨、頻に申立候付、先其儀從薩州申宥。

此れは西郷の所説と、對照すれば分明だ。(參照七二)薩州より申し宥めとあるは、堀一味の徒であらう。西郷の如きは、寧ろ長井を斬る可く、頻りに懲慥した程であつた。

堀長井關係

且堀次郎、同意と申立、岩倉家へ(具視)も參上仕候次第は、段々譯合有之候事、全體長井雅樂幕府之役人へ甚取入、致昵親被取用居候人體に付、昨年中島津稱。

參府内實出京之儀、堀次郎専ら取掛り、於關東以長井周旋仕候事有之、幕府へ遊説爲致候爲に、堀次郎策略にて假に長井と同腹同論仕候邊より、長井眞實同意と見込、島津一舉之妨にも不相成候儀にて、堀次郎不拘小嫌、爲國心苦堪忍仕候て、同意と相唱候。

此れは江戸に於て、堀次郎が、長井と提携したる申譯けだ。堀も江戸での長井の羽振り、京都での不人氣とに見比べて、對長井の方向轉換をしたものであらう。

井ける堀に於長

其後長井上京、今度建議と相成候節も、堀次郎も在京、堂上方へ薩州同意之様に、長井申成候も、最早只今押破て、次郎本心相顯候ては、又候長井奸佞にて、如何様以策略、島津上京相支候哉も難計、今一段入洛之妨に不相成候様と存、岩倉殿へも致參入、先大同小異と申立候由。

此れは京都に於ける堀と長井との提携に就ての申譯。固より島津久光上京以前のこと。

右段々堀次郎致苦心、假に小人と合同仕候儀、預推察度旨明白に申述、最早今日入洛之上は、堀次郎本心相顯し居候付、他日面會も候はゞ、瞭然之旨申之。此れにて堀と長井との提携の申開きは、十分相ひ濟んだ譯合だ。

且又長州有志之輩、京都にて長井雅樂を討果し候様之次第有之候はゞ、乍小事萬一御所方御驚動にも相成、自然薩州入洛之妨にも相成間敷哉も難計、旁以大事之前之小事に付、精々有志之者を相宥め、一先長井雅樂見逃候次第等、具に承之。

以上の如く薩人本田の口より、長藩有志と長井との關係、及び薩藩の堀と長井との提携の申譯は、出で來つた堀の申譯は、兎も角も、長藩有志の態度は此れて分明だ。

【1011】 長藩有志對薩藩其他の有志 (一)

長藩士立
後を厭ふ

當時長藩有志の胸中には、薩藩に機先を制せられ、立ち後れにならぬ様にとの
氣持が、彼等の胸一杯に充滿した。既に吉田松陰が、尾水薩越の四藩が、井伊大老
を襲殺せんとする風説を耳にし、其の同志を募りて、牛後たらんよりは、鶏口た
れとの意氣もて、間部詮勝を要撃せんと、の血盟を做した前例もある。長藩有志
が、此際に於て焦躁したのも、決して怪しむに足らない。其の真相は、左記が尤も
能く之を詳にしてゐる。

久坂
久松の
仕事

薩摩の方の有志で、眞木和泉守、平野二郎などに同意した若手の者は、島津和
泉が、國を出發せぬ中から、段々脱走して、大阪に於て諸藩の浪士と落合つて、
事を共にする積りであつたので、島津和泉は、是等の壯士を大阪の藩邸に集
めて、之を鎮撫して置く様に、取計ひました。長州の壯士も、大阪の壯士と事を
共にする積りで、久坂が主として、交渉の任に當つて居りましたが、其跡推し

京都に於
ける長井
と薩人

は大阪藩邸の留守居をして居つた久坂九郎兵衛と云ふ老人でありました。
此の人は役人で、顔を出すことが出来ぬから、久坂を先手に使つて居たやう
な譯である。(忠正公勤王事蹟)
此の如く表向きは、長井が長藩を代表したが、事實に於ては、却て久坂や、久坂が
代表してゐる。

此時京都に居つた長井は、最初薩藩の堀次郎とか、柴山愛次郎とか云ふやう
な人に逢つて、島津公が京都へ上らるゝのは、如何なる方針であらうかと聞
くと、イヤ別にどうと云ふことはない、幕府が朝廷の命を奉ずるやうに御周
旋になる筈であると云ふことを聞いて居りますから、斯様な形勢になつて
も、別に氣遣ひはしなかつたが、來原(良護)が上つて來て、實は斯様々々な次第
であると云ふたので、長井も少し驚いた様子である。

此れは京都に在つた長井と薩人の交渉だ、實は既記の通り(參照 一〇二二)、堀次
郎は江戸に於ては、長井と全く同腹であるばかりでなく、寧ろ長井の尻馬に乗

つて仕事をして來たから、長井も心を許してゐたのであらう。然るに上方に於ては、形勢が一變してゐるから、堀なども或る程度迄豹變し、遂ひに長井を裏切つたる姿となつたのであらう。(參照 一〇二二)

長井の正
親町三條
説得

其の内に、大阪に集まりたる人々は、長井と云ふ奴は、姦物である、彼は斬り殺さねばならぬと云ふ勢が見えたので、長井は正親町三條其他の公卿方に向つて、天下の形勢が、餘程變じて、諸藩の壯士等が大分跋扈するやうであるが、それ等の言ふことを聽て、廟議を御變動になるやうなことが、あつてはなりませぬ、慥りやつて下さいと云ふことを説て居ります。

長井としては、當然のことだ。

長井打倒
論

サウして時山直八と來原良藏の二人を、大阪に遣つて、岡藩の小河彌右衛門、薩藩の大島三右衛門(西郷隆盛)、橋口壯助などに面會させて、其趣意を聞かせると、皆んな言を左右にして、眞意を話さぬと云ふものは、彼等は長井と云ふ奴は、開國論を唱へて、幕府に媚びて、島田左近のやうな姦物と交際をして居

る。先づ第一に彼様な者の首を刎ねて了はなければならぬと云ふ論であつたからである。

固より有志が、長井に向つて、其の本音を吐く可き筈がない。

大島、橋口は、來原等に對し、何にも承知致しませぬと言ふて逃げ、小河も曖昧な挨拶をして唯だ最後に、幕府は口先きでは逆も匡正は出來ませぬせ、と云ふ一言を發した位のものであつた。それは久阪等が既に大阪の有志と、氣脈を通じて居て、長井は佐幕、開國の説を唱へるけれども、彼れ一己の説で決して長州の藩論ではない。彼は、眞に姦物であると云ふやうなことを吹込で居るからである。

全く此の通りであつた。

穴戸入京

それから島津は四月十日に大阪に著いて、十三日に伏見へ往かれましたが、其の時大阪の長州藩邸の留守居穴戸九郎兵衛は、久阪玄瑞以下の壯士を引率して、京都へ往つて居る。是は萬一事が起つたときに、立後れの無いやうに、

準備をする爲であつたのです。(同上)
以上掲げ來りたるものは、既に前回に於て(參照九八一—一〇三)叙述したる點と、重複するの嫌ひあるが、然も長藩對薩藩、長藩中に於ける長井、對非長井、長井對薩藩其他の有志、長藩有志對薩藩其他の有志の關係を知るに於て、極めて鮮明なるものがある。

【一〇四】長藩有志對薩藩其他の有志(二)

長井の久
坂召還運
動

斯様な次第で、宍戸(九郎兵衛、大阪藩邸留守居)は、久阪と同論であるから、此の少し前に(參照一〇三)京都に出で、長井と會見した時も、意見が合はぬので、大議論をして、直様大阪に引返して居ります。又長井の方では、國へ手紙を贈つて、宍戸に言ひ付けて、久阪を呼返すやうにして呉れと言ふてやりました。それ

長井東下

で政府から其の旨を、宍戸に達しましたけれども、宍戸は久阪を手足に使つて居るものであるから、なか／＼言ふことを背かないと云ふやうな有様でありました。

此の一件は、既記の通りだ。(參照一〇〇)

京都大阪邊の形勢は、斯様な騒ぎであつたから、長州の周旋運動は、評判が甚だ悪くなつて、右の事が追々江戸の藩邸へも聞えたものですから、忠正公(毛利敬親)も大變御案じになつて、長井を一旦江戸へ呼返すが宜からうと云ふことを仰せ出されました。其れで直目付の林主税が、其の旨を手紙に認めて、長井の方に通じましたが、殆んど之れと同時に、正親町三條公からも、毛利宰相に上京する様にと云ふ内旨を、長井に傳へられましたので、長井は之を機會に勿々京都を發して、東海道を下りました。

此れは機を見るに敏なる長井自身が、身を以て江戸に避けたものと思はるゝ、彼ほどの炯眼者にして、京阪の雰圍氣が、如何に變化しつつあるかを、感付かぬ

答がない。尙ほ其消息は、既記の通りだ。(参照 一〇二)

其の跡へ島津和泉が入京して、献白書などを提出して居られますが、矢張尊王匡幕の方針であつて、浪士等が豫期したる如き、急激の手段は、執られなかつた。(参照 八二一―八四)

此れには固より諸有志は失望した。

浪士の期
待はづる

全體四方から大阪に集つた浪士等の考へでは、島津が京都に上つたなら、討幕の密勅を請ふとか、攘夷の勅諭を請ふとか、必ず非常の英断に出るのであらうと期待して居たのであるが、島津の遣り方が、案外穩和であるので、大に憤慨し、是れは到底いかぬから、吾々で事を挙げやうではないかと云ふことになつた。

浪士の計
畫

此れは勿論だ。薩藩でも有馬新七などは、島津久光に隨行して、鹿兒島を出發する當時から、既に此の決心を持つてゐた。

其の計畫は、同志の者が、京都へ押込んで、守護職の居る二條城を乗取り、サウ

長州藩士
の参加者

して相國寺に幽閉されて居らるゝ粟田宮を奪ひ、それを奉じて入朝し、攘夷の勅を請ふと云ふことでありました。此れには此の以外に、九條關白と酒井所司代とを、やりつくと云ふ事が加はつてゐた。

此の計畫には、長州の志士で、久阪は勿論、寺島忠三郎、福島乙之進、中谷正亮、佐世八十郎、入江九一、久保清太郎、檜崎彌八郎、天野清三郎、品川彌二郎、山縣小輔等、凡二十人計も、同意して居つたのであります。(原注 山縣は同志なるも、此時北條瀨兵衛に隨つて江戸に下る)

何れも吉田松陰の社中である。

サテ其の事を舉げる期日は、島津氏の説諭等に妨げられ、二度も延期しましたが、遂に四月二十三日に確定したのである。それで浦靱負は兵庫から、伏見を経て京都に参りました。邸内の人數を部署して、事の起るのを待つて居りました。(以上 上忠正公勤王事蹟)

浦入京

浦靱負は四月十七日伏見に著し、爾來駐在した。(參照 一〇二)然るに前文の如く四月廿一日に到り、宍戸九郎兵衛が今夕變が起るであらうと告げ、其の入京を促がしたから、靱負は即夜結束して、京都に入り、願就院に投じた。

【一〇五】 長藩有志對薩藩其他の有志 (三)

長藩部署

長藩では有志と云はんより、實は長藩其者が有志として、薩藩其他の諸有志に加擔した。乃ち浦靱負は、宍戸九郎兵衛に誘はれ、四月廿一日の夜伏見より京都に入り、翌廿二日には、諸士を聚めて、左の如く部署を定めた。

洛中異變之節、各儀禁裏爲御警衛、出張被仰付候條、兼て朝廷御遵奉之御趣意、厚く相心得、一統謹慎を第一とし、假初にも亂暴の振舞有之間敷、臨其場候ては、御下知有之次第、謹て指揮者の掛引に隨ひ、可有進退候事。

此の如く浦は、長藩の諸士を率ゐて、いざ事とあれば、御所にかけてつける覺期であつた。

他藩との
交渉訓令

一 此度の儀、他藩よりも、多人數可能登候付、諸事混雜無之様、嚴重被仰付候條、總して他藩の付合被差留、萬一先方より名差候て、相尋候共、卒爾之應對不被仰付、其趣早速申出、差圖を可被受候事。

他藩との交渉に付ての訓令だ。以下皆な其の通りだ。

一 屯所近邊他藩之衆、爭論令出來候とも、於此方一向取合申間敷候、勿論荷擔ケ間敷儀、堅被差留候間、此段心得違無之様、能々可被相誠候事。
前條は他藩士との交渉に付て、各個獨自の交渉を禁じ、後條は他藩の人々の爭論に際しては、一切頓著せざる可きを訓令した。

輕舉妄動
を誠む

一 此度厚き御詮議筋を以て、當地被差出候各儀、兼て勤王之素志相違、武門之冥加不過之、尤面目之至候條、前段御趣意筋、能々可被相守、萬一血氣にはやり、輕卒の舉動有之候ては、他藩の誹謗を招き、國家の御瑕瑾にも可立到事に

付、此段互に相誠め、謹て可被遂其節候事。

此れは輕舉妄動を誠め、何れも節度ある協同の行動を做す可きを戒飭したるもの。此處に他藩とあるは、申す迄もなく薩藩のことだ。長藩の眼中には、此の際に於て、薩藩以外に、他藩などある可き様もなかつた。而して「國家の御瑕瑾」の國家とは、長藩彼自身を斥したるものであることは、云ふ迄もないことだ。

右之條々被仰出候間、全く不可有違亂萬一不心得之族於有之は、屹と可被相答候事。

寺田屋一件と長藩

然も舉義の期は、二十一日に行はれず、二十二日に行はれず、二十三日に至つた。而して同日の夜は則ち寺田屋一件が出来た。その次第は別に記する所があるであらう。此の寺田屋一件と、長藩の志士とは、極めて緊密なる交渉があり、久坂玄瑞、其他吉田松陰社中の面々、此舉に與みしたるもの、少くなかつた。乃ち小河一敏の義舉録によれば、其の人名は左の通りだ。

一件参加者

久坂玄瑞、福原乙之進、寺島忠三郎、中谷正亮、佐世八十郎、入江九一、久保清太郎、

檜崎彌八郎、檜崎忠助、天野清三郎、中谷茂十郎、中谷彪次郎、松浦龜太郎、小倉梅三郎、伊藤傳之助、品川彌次郎、香川助藏、山縣小輔、白井小助、堀真五郎、舟越清藏の諸人であつた。而して其の背後には、安戸や浦が控へてゐたことは、固より云ふ迄もない。

長藩壯士の動靜は、固より三郎の疑を免れず、後年長藩の軋轢を來たすもの、亦其因て來る所なくんば非るなり。「防長回天史」

此の結論は、如上の叙述を概括して觀察すれば、當然である。

長井運動の反動

要するに長井の文久元年五月からの公武合體周旋運動が、如何なる程度に、薩藩を刺戟したかは、分明でないが、島津久光の大兵を率ゐて上京するに到りたるに就て、多少の刺戟を與へたることは、疑を容れない。而してその島津の上京が、長藩に多大の刺戟を與へたることは、尤も分明の事實だ。薩と長との有志者中には、長井の運動を嫌らず思ひ、彼をやりつけよとの相談さへあつたことは、既記西郷の書翰を見ても分明だ。(參照 七二) 長藩の志士と云はんよりは、寧ろ

宍戸、浦等、上方に在る老成人が、浪人共と氣脈を通じて、いざとなれば浪人共の後援を爲す氣勢を示したるは、是亦た長井の運動に對する、一種の反動と云ふも、差支あるまい。

薩長互に刺戟

此の如く長井の投じたる一石は、一波遂ひに萬波となりて、薩は長に、長は薩に、互ひに刺戟し、刺戟せられ、互ひに他に先せられんことを虞れての考慮よりして、遂ひに其間に勢力の接觸を來たし、やがては兩者正面衝突を來すに至つたのであらう。されば元治甲子禁門の變は、遂かに長井雅樂の建白に因すと云ふも、強ち牽強附會の説ではあるまい。

第十八章 志士の入京

〔一〇六〕 薩藩有志の畫策

薩藩有志の覺悟

此れより更に首を轉じて、島津久光の繩張内である、薩藩有志に就て語らねばならぬ、薩藩有志の中には、伊牟田尙平とか、是枝柳右衛門とか、脱藩若しくはそれに類する者もあつた。又た柴山愛次郎とか、橋口壯助とか、江戸から上方に馳せ參じたる者もあつた。又た有馬新七とか、田中謙助とか、久光の率ゐて上京したる中に列したる者もあつた。然も彼等は何れも生温るき公武合體には、不服であつた。彼等は勤王の義舉を爲すは、此の一時にありと確信し、自から身を以て其の魁たらんことを期した。而して久光は、藩士が、猥りに外間の志士と交際するを禁じたるに拘らず、彼等はそれに頓著なく、外間の志士と一切を打ち合せ、互ひに生死を與にするの謀を廻らした。

有馬小河
等の會見

有馬、田中は、四月十日、久光に隨うて大阪に著した。江戸から先著の柴山、橋口は之を迎へて、上方の事情を説き、而して兩人は柴山、橋口の案内にて、岡藩の小河一敏や、前中山家の家人、田中河内介等と會見して、左の通りの相談をした。此れは會談者の一人、小河一敏が、自から筆録する所だ。

舉義相談

薩藩にて和泉殿(島津久光)供の人々は、他藩の士には、濫りに面會の事は許されざるとの由なれども、有馬新七、田中謙助の兩士は、柴山、橋口無二といひかたらふ人にして、然も市來(薩摩)にて、一敏も面會したれば(參照 五五、五六、六四)兩士は窃に河内介(田中)と一敏とに面會有て、事を議るに、今度和泉殿著阪前後よりのさま、何とも心ゆかずと雖、とまれかくまれ尊攘の大義こそ眼目なれ、其の第一は姦吏を除くの外なし、今の世にあたり、順を以て是を除かん事甚難ければ、兵を擧て、殿下(九條關白)と所司代(酒井忠義)を除くの外なし。然る時は天下列藩泰平の醉夢も醒て、一新の端を開くべし。此時に當り非常の事をなさざれば、尊攘の道立べからず。いざや和泉殿の命を不待して傍より出

舉義手配

で、姦賊を斃しなば、夫に隨ひて、和泉殿必處置あるべし。是和泉殿の意に背くに似るといへ共、其實はかくありてこそ、和泉殿の功業も大に立つべけれ。さればとりも直さず和泉殿への忠節も此外なし。然らざれば大功決して難立かるべしと評決し、十八日(文久二年四月)の朝より登伏し(伏見に赴き)其夜事を擧むとさま、手配するに、十七日堀次郎、及鶴木孫兵衛より、柴山、橋口へ書翰を贈り、言越けるは、十六日に和泉殿陽明家(近衛家)に御參殿、雲上方へも御面會段々被仰述たる子細も有之、即刻中山、正親町三條の兩卿、御參内にて、奏聞之御義有之、直に仰出さるゝ旨有て、和泉殿暫く滯京可有由、御内勅有て、萬事御都合よろしければ、此旨吾々(二十八番長屋有志の面々)へもよろしく傳へ、彌よ安心して、暫く滯阪あるべく、猶此上の左右、夫々知らせむとの事也。

(參照 八二—八四)

鶴木は京都薩藩邸の留守居、堀は江戸から上方に來りて、頻りに島津久光の爲めに、奔走周旋しつゝ、あるもの。而して彼等の語る所、決して胡魔化してなく、何

れも事實には相違なく、彼等としては之を以て鳥津久光の、上京當初に於ける第一の成功と認めたるに相違なく、又た彼等としては、斯く認む可き理由もある。

一舉停止

且十七日朝發急飛脚にて、久世閣老(天和守廣周)早々上洛可有よし、關東へ仰下され、又和泉殿は十六日は伏水に一と先退かれて、十八日より出京の手筈とぞ。されば先其意に任せて、明日の一舉は、止まりたり。

此の如く有馬、田中、小河、田中河内介等諸有志は、何れも第一回の旗揚げ日と定めたる十八日の舉を思ひ止つた。然も此れは只だその時だけのことにて、決して義舉其物を思ひ止つたのではない。

【一〇七】 大久保の下阪の効果如何

小河一敏は、尙ほ語りて曰く、

奇兵一舉の策

十八日(文久二年四月)には、檜原(奈良原)海江田兩士も下阪して、彌鎮靜の事をのべらる。然るに又有馬、田中、柴山、橋口の列と議して曰く、和泉殿(鳥津久光)京都の都合宜しといへ共、我々の心には、却て惡くこそ思はるれ。如何にとなれば久世閣老を召し、事を議せられんなどいへる如き、寛緩の事にして、尊攘の大義、思はしく行はるべしとは、ゆめ／＼思はれざるなり。然れ共是は暫らく順を以て、正兵の道とし、彌其傍より一舉して、姦を除きなば、是を奇兵の道とせん。されば正奇具はりて事ととのふべしと決議し、

此れは如何にも有馬等の論點を、簡明に陳べたるものと思はる。彼等は全く鳥津久光の公武合體の運動を手緩しと認め、突撃の奇策をもて、此れに一大拍車を加へんと欲したるものだ。

大久保下阪

二十一日に馳せ上り、其夜に討入らんと謀る折から、又大久保一藏下阪し、柴山、橋口にも會議し、河内介(田中)と我とに面談せむとあれば、是に會するに、彌

沈靜して、時機を可待よしをのべられ、猶今度尊王の道立ときは、御所御守衛の兵士も、必極させらるべし、今度馳せ登りし浪士輩は、必其選にあてらるべきよしなど細々のべたり。

此れは大久保としては、左もある可きことだ、今ま大久保の日記を見るに、

四月十九日

一 四時(午前十時)出勤、八前(午前二時前)下阪被仰付候、八後(午後二時)退出相仕舞、七つ時(午後四時)伏見え著、高道え宿いたし、船都合ひま取、暮前出舟、淀邊にて夜入、七つ時(午前四時)大坂へ著舟致し候、加藤所え宿致し候。

四月廿日

一 早朝柴山、橋口へ引合候、左候て有馬、田中えも同斷、其上田河(田中河内介)小彌(小河彌右衛門即ち一敏)兩人え引合、談論數刻にて被歸、亦橋口相控云々之首尾にて、大抵大鐘時分比(曉れ六つの鐘頃)出舟いたし、櫻之宮邊にて夜入、伏見えは曉天著致候。

大久保有馬、小河等と議論

とある、此れにて京都から下阪したる大久保が、四月廿日には、殆んど終日、柴山橋口、有馬、田中、小河の諸士と議論したことが判知る、尙ほ小河は大久保の説諭に就て、更らに斯く語りてゐる。

會議狀況

吾々いひけるには、馳せ集りし浪士共も、御親兵となるは有難き事とは云ふ可けれども、もと一身の榮辱存亡を、心とするものには有まじ、只國辱洗雪をこそ心とはなすべけれ、今天下皆泰平に溺れて因循するに、辱くも主上御英明にして、夷狄掃攘の事を、深く天慮に掛させ給へども、雲上の御方々とても、義烈の御心は薄く、事に動搖し給ひ易く、偏に婦人に似たれば、いかにも一新之事業行はれ難かるべし、されば今日の急は、只堂上をして、丈夫の氣に立ち返らせ奉り、天下列藩は、醉夢を覺醒すべき時なるに、和泉殿の御處置いかゞあるべき哉と推つむれ共、はかゞ敷答もなく、只靜に朝廷を輔け奉り、終に恢復をはかるべきとの見込をのみ述らるれば、予々の所見と黑白のかけり有て、是と相争ても、詮あるまじと思ひ定め、一藏(大久保)には、只其意を得たり

大久保下
阪効無し

とのみ答へて別れ、彌よ一擧の用意をぞなしたりける。
此れにて見れば、如何にも大久保は遣り込められたる様であるが、そは相手方の説にて、大久保をして語らしめば、亦た必らず云ふ可きものがあつたであらう。但だそれは何れにしても、折角大久保の下阪も、寧ろ有馬等の直接行動を、刺戟こそしたれ、之を鎮靜するの目的を達し得なかつたことは分明だ。乃ち有馬等の立場からすれば、大久保等も、精忠組の同志の領袖株でありながら、今更ら斯く軟化したとは、扱も齒痒き次第だと考へたかも知れない。

【一〇八】 延期又た延期

在阪志士
上京手配

尙ほ小河一敏は、薩士及び諸有志が、淀川を溯りて、伏見に集合したる顛末に就て、左の如く語りてゐる。

柴山(愛次郎)橋口(壯助)の兩士云けるは、廿八番長屋の人々一同に悉く走登りては、其事忽に露顯する故、薩邸よりも必京都に急報あるべし、されば其事やれぬべし。然れば河内介(田中)のみひそかに出で、其餘は暫く鎮り居、時刻をはかり後より上京ありたく、薩藩の列は、色々に取捨へ、事の露はれぬ様に謀りて、上京せんとあれば、我々其始の一擧に漏るゝを心の外と思へども、詮すべなく、其意に任せぬ。久留米人は、其前かたも暴擧せんといへるを、強て押へ置たる故あれば、是等は河内介(田中)に伴はせんとぞ約しける。

此れは大坂薩邸二十八番長屋にある面々の、上京の順序に關する手配りだ。
長州人は多くは既に上京して在ければ、廿一日夜、一擧の爲め、在阪の者共馳登るべきよし、堀真五郎上京して、是を告知らせ、其擧に應せられん事を促しぬ。

此れにて愈よ長州の有志が、薩士及び諸浪人との間に、契合があつた事が判知る。

薩邸吏に
勸付かるに

廿日(文久二年四月)の夜には、明朝上京の人々、この船まで用意手配して、夜の明るを待處に、夜半に橋口(壯助)來りていひけるに、富田(猛次郎、佐土原藩士)池上(兼之助、同上)の二士、籠手類の兵具を、佐土原邸に置きしを、今宵取行ければ、佐土原留守居あやしく思ひ、其事を薩の留守居に知せ、用心手配する様なれば、此中より強て暴舉せば、事破れなむ、暫く此銳氣を避けて、又日をトせんとありけるに、力なく又遅引しぬ。

長州藩士
の用意

此の如く彼等潮河の計企が、薩邸の吏に、勸付れたる爲め、又しも中止となつた。夜明れば廿一日(文久二年四月)に、土州人宮地宜藏上京して、其旨を長州邸に報じけるに、長州邸にては、廿一日夜必一舉あるべき用意にて、家老浦靱負、留守居宍戸九郎兵衛ともはかり合せ、久坂玄瑞の列は、所司代邸へ討入なむ、浦氏の人數は、其形勢に應じ、御所御守衛より、何方へも駆付むと、私に其用意手配して、待所なれば、今となり數日遷延しては、銳意撓み挫けて、すべき様なかるべし。

一舉決し
期て再度延し

此れにて彌よ長藩では、久坂等の有志者ばかりでなく、在京の長藩の代表者浦や、宍戸までが、其の一味であつたことが判知る。乃ち薩では有馬、田中、柴山、橋口の有志連のみにて、島津久光は、痛く此れを制止したるに反し、長では藩の代表者が、之を制止せざるのみか、却て之を後援し、之に参加したる趣きがあつた。

(參照 一〇二—一〇五)

是非とも廿二日夜、一舉あるべし。愈手配して待べきぞと宮地を直ちに馳せ下して、出來るは廿二日朝、五つ時(午前八時)なれば、夫より手配しては、とても其夜に一舉をなし得べき様もなければ、いかゞせんと議するに、然らば今日を延引して、二十三日夜を期せんと、其由在京の長州人に告ん爲め、海賀宮門(秋月藩士)早駕にて急ぎ京都に駆せ登る。

薩人長州
に據焉

此の如く當時の有志連中は、當初は島津久光其人を頼みとし、久光によりて事を成さんとしたが、久光其人の態度が、穩健一天張りにて、とても頼むに足らざるを看破し、此上は長州勢と與に、事を爲さんと欲した。それには薩摩の激派も

固より同心してゐた。されば此事を猜知したる島津久光及び其の周邊の人々が長藩に向つて釋然たらざるも、決して偶然ではなかつた。

【一〇九】 眞木和泉の参加

矢は弦上にあり、如何に延引しても、發せざるを得ない。小河一敏は更らに斯く語り續けて居る。

在阪の用意
眞木和泉
著

在阪の人々は、夫よりさまざまとのれ／＼の用意をなしたりける。久留米眞木和泉も、二十一日(文久二年四月)著阪にて、和泉殿(島津久光)の處分のはかばかしからぬ事を嘆き、事甚成し難き勢とは雖も、相國寺に幽閉せしませ、青蓮院の宮獅子王院法親王(久通宮朝彦親王)の御幽閉を破て、推て參内させ奉り、是を奉じて事を謀らんとはいへる策を聞て、やゝ心を安んじ、さらば其事

志士目録

成る様謀るべし、いざ同心して、駈登らむとぞ申ける。此の如く眞木和泉も、愈よ湖河の間際に著阪し、此舉に同心したれば、如何に彼等浪士には心強かる可き、而して其の目指す所は、

扱殿下(九條關白)と所司代(酒井忠善)と同じく夜討してこそよかるべきに、され共土佐、肥後よりも、登り來るもの少く、兩所に打入べき程の兵士はなく、いかゞせんとはかるに、河内介(田中)のいひけるは、所司代も其姦甚しとは云へ共、雲上の方々をして、死地にいたらしめ、丈夫の氣に立かへらせ奉るは、九條殿下に打入にしかずとあれば、先其意に隨ひたり。

此の如く彼等は九條關白退治を第一次の事とした。

眞木の行

尙ほ眞木其他に就て、少しく語る必要がある。眞木が入薩、及滯薩の次第は、既記の通りだ。(參照 六三) 彼は一度は日向路を経て、上京の途に就きたるが、薩の藩廳から召還せられ、鹿兒島に抑留せらるゝ二十日、漸く三月三十日鹿兒島を發するを得た。

泉公子(鳥津久光)は三月十六日に發駕、保臣(眞木)共は、廿九日出立被免……日
 州宮崎に出……延岡之手前、土々呂と申所より便船、海上無風に而、漸四月十
 三日豊後佐賀關に著、夫より早船借更、昨廿一日大阪著船、直に薩州屋敷に參
 り、種々問合候處、俗吏にて相分不申候間、直に上京と決申候處、鶴田應助へ途
 中に而行合、井上出雲守へ面會致度申入候處、同志中に知れ申候由にて、柴山
 愛次郎、橋口壯助、田中謙介等參り、先づ屋敷内に潜み可申取計に相成申候。米
 人(久留米人)も六人は、右屋敷に潜居申候。泉公子(鳥津久光)は去る十六日上京
 にて、子今御滯京、近日長州も出京可相成様子に而、面白様子に御座候。不遠好
 音信可致候。

此れは家書の一片、恐らくは訣別のつもりにて認められたものであらう。鶴田應助
 は薩人にて、眞木の幽居した水田に禪僧として寓居したることあるもの。井上
 は薩摩の祠官で、例のお由良崩の際、筑前に脱走したる一人だ。
 尙ほ彼の日誌には、此間の消息が、更らに詳記せられてゐる。

眞木等摩
 屋敷に入
 る

廿二日(文久二年四月)晴、朝柴山來りて曰く、事急あり、請ふ公一人、東隣に會せ
 よと、到れば田中河州(河内介)小河彌(右衛門)已下、皆な在り焉。我が諸氏亡命者
 (久留米の)六人亦此に在り、簇々霞の如く、相逢うて喜ぶこと甚だし。此所謂二
 十八番塾也。

乃ち二十八番長屋に到つたのだ。

田中等と
 會見

河州南面、是枝(柳右衛門)柴山、橋口西面、小河北面、予(眞木)東面す。座定まる。河州
 予に謂つて曰く、泉公(鳥津久光)の擧、甚だ緩、而して搢紳の執奏者其人に非ず、
 又た九條公私多し、恐らくは叡旨を了る能はざる也。九條家を襲うて之を斃
 し、以て搢紳の膽を褫ひ、之をして革面一新せしめんと欲す矣。君以て如何と
 爲す。

此れは田中河内介が、眞木和泉に話し掛けた次第だ。

予首を低れて之を思ひ、未だ其意を了せずして曰く、九條公を斃すは甚だ易
 し。然れども未だ其の佳なるを見ず、固より大擧を奏するに非らざれば則ち

運動始末
 上奏の事

事を成す能はざる也。豈其れ約を納むるの牖ある耶。此れは眞木の返答だ。約を納むるの牖とは、主上の御手元に、志士運動の始末を奏上する手續さだ。

河州佛然色を易へて曰く、約を納るゝの牖は即ち在り焉。然も今日の事は、口舌の能く動かす所に非らざる也。特に當さに業を以て之を成すべき而已。是枝亦喋々す。

一坐聊か白けんとした。

小河卷を予の左に開き、以て之を示す。予拜して之を讀む。蓋し奏案也。其書に曰く、天下の事業に既に此の如し、臣等宜しく權を以て某氏の奸を討ち、且つ二品親王(青蓮院宮)を擁して入朝すべし。陛下親王と與に議を決し、速かに島津氏を辟し之に委ねよと。

此れが上奏文の要領だ。

予讀み訖りて曰く、始めて了す焉。蓋し今日の妙策也。予不肖と雖我子弟を率

入京決定

小河奏案を示す

ゐて事に従う也と。柴山、橋口又予に謂つて曰く、昨事を擧ぐるに當りて、碍る所あり。故に此夜を期す。公幸ひに来る。願くば第一隊惣督の任を煩はさん。予固く辭す。河州、是枝、小河、亦た之を強ふ。已むを得ずして諾す。晡前八軒屋に租き、京屋に宿す。夜原以下六人亦來宿。始めて十人と爲る。

此の如くして廿一日著阪したる眞木及び其子菊四郎、隨行者吉武助左衛門、淵上謙三、及び從來二十八番長屋にありたる原道太、古賀簡二、鶴田陶司、荒卷羊三郎、中垣儉太郎、酒井傳次郎等、同志、同郷の者十人は、溯河す可く八軒屋に一泊した。

眞木和泉其弟加賀及び男主馬に贈るの狀

急筆申演候。保臣事、二月十六日無據譯にて、俄に脱走、同夜五更、高瀬大成方に著、菊四郎に逢、十七日夕乘船、逆風にて出帆不出來、十八日雨にて一日滯船、同夜決意上陸、大濱より夜行、十九日松橋に至り乘船、同夜天紳上祇待に著船、又々雨にて、廿一日順風、薩州阿久根に著、同所より鹿兒島へ役人より飛脚立、廿五日免有之、廿六日市來に參

脱走

鹿兒島に
入る

鹿兒島發

大坂に入
る

久光上京

り、廿七日城下に著、願望事申達、廿九日下町會所と申所に止宿被_レ申付、大造之役人も掛り、三度之飯四組にて恐入候御取扱に相成、毎夕飯之上に酒も被_レ下候。大抵願事も相濟候間、三月六日出立、櫻島を廻り、國分に著、七日通山と申所に宿り候處、足輕兩人並原田金助呼返に參候間、九日立歸り候處、御國の成行爲_レ知に相成、暫時相滯候方可_レ然と有之、又々以前之通り下町會所に宿被_レ申付候。泉公子は同月十六日に發駕、保臣共は廿九日出立被_レ免、又々櫻島廻り去川關門通り抜、日州宮崎に出、坂木六郎に面談、(二百人許大船三艘にて登り、赤江口に繫居候)延岡之手前土々呂と申所より便船、海上無風にて、漸四月十三日豊後佐賀關に著、夫より早船借更、昨廿一日大坂著船、直に薩州屋敷に參り、種々問合候處、俗吏に而相分不_レ申候間、直に上京と決申候處、鶴田應輔へ途中にて行合、井上出雲守へ面會致度申入候處、同志中に知れ申候由に而、柴山愛次郎、橋口壯介、田中謙介等參り、先づ屋敷内に潜み可_レ申取計に相成申候。米人も六人は右屋敷に潜み居申候。

泉公子は去る十六日上京にて、于_レ今御滯京、近日長州も出京可_レ相成、様子に而、面白様子に御座候。不_レ遠好音信可_レ致候。保臣儀は菊四郎、並吉武助左衛門、淵上謙三共に健固に而是迄參り天幸不_レ一方候。一族言語同斷の由承り、誠に残念存候へ共、此節柄、皆々當然之事と被_レ思召候。母様不_レ告別事不_レ本意に候へ共、不_レ遠罷下り、拜顔可_レ仕候。鹿兒島にて貫申候手拭四筋贈候間、母様、おむつ、小棹等に御遣し可_レ被_レ下候。今暫時

之艱難御忍被_レ遊候様申上可_レ被_レ下候。此節は應助下り候間、幸便にて荒々申越候。大事之前之小事、此位之事は可_レ有_レ之哉と思果申候。右安否御尋申度、早々不_レ備。

四月廿二日

菊四郎(和泉四男)
和泉守

加賀様
主馬殿

(真木和泉守遺文・本文一部抜抄、今全文採録)

11107 薩藩有志伏見に赴く

志士發途

翻つて薩藩の有志、有馬新七等は、二十三日(文久二年四月)大阪藩邸に於て、未明に起き、朝風呂に行くと呼稱し、藩邸を脱し、三々、五々、柴山等の宿所、中之島なる魚太屋に駆せつけ、該處の同志と與に、四艘の舟に分乘して、伏見に赴いた。有馬新

七、橋口壯助等の船を首とし、それから、是枝萬助、吉田清右衛門、篠原冬一郎等の船、又た田中謙助、橋口傳藏、柴山龍五郎等の船、而して最後の船には、柴山愛次郎、及び佐土原藩士の富田猛次郎等であつた。

途中の出来事

薩藩士の潮江中に、將に血を見んとした二三の場合がありました。その一は、奈良原喜左衛門と、海江田武次の二人が、久光の命を奉じて浪士等を説く爲めに、再び下阪の途中、篠原、吉田、是枝等の乗れる二番船を認めて、是非大阪に引きかへせと懇諭せしに、吉田等は、我等は、有馬新七、柴山愛次郎、橋口壯助の人々と同意にて、九條、酒井の奸物を除くために、京都に赴く途中である、何と言はれても止むる譯には行かぬと言ひ、是枝萬助は、奈良原殿など、いふは平日の事ぢや、此場合に、我等の船を止めるなら、淀川に切つて捨てると、大刀を引抜いて岸に飛び上がらうとしたので、奈良原も怒つて、萬助ドン、これは聞えぬ、召し方だといつて切つて懸る勢でありましたが、是枝が同志の者に留められて、鎮まりましたから、事なくしてすみました。(有馬新七先生傳記及

遺稿)

如何にも危機一髪であつた。

志士海江田を撃たんとす

此時海江田は、柴山、橋口は何處にゐるかと聞きしに、大阪に居ると答へたので、二人は大阪さして急ぎました。次に田中謙助、橋口傳藏、柴山龍五郎等の乗つてゐる三番船に行き遇つたのであるが、二人は氣がつきませんでした。船中で之を見た田中謙助は、かねて鐵砲の名人なれば、我れ彼等を撃たんと、拾ふ銃を執つて狙撃しようとしたが、火繩が見え無かつたので、手巾を裂き、縋うて繩とし、之を火繩に代へて、火を點じ、狙をつけ、將に發せんとして火消えるもの三たび、遂に逸した。と柴山景綱(龍五郎)事歴にありますが、海江田の實歴史傳には、廿二日の夜船で、淀川を下り、廿三日の朝上り船の中に、年少二人を認めて呼びとめしに、暴言を放つたとありますから、兩方の記録が陸と水と違ひますけれども、行き會つて争つたとや、危く狙撃されようとしたことは、事實でありませう。(同上)

永田佐一
郎自殺

此の如く止める者も、行く者も、双方共に、間一髪のところ、其の危機を免れた。奈良原、海江田二人は、大阪の藩邸に著いて見ると、永田佐一郎が自殺してゐる。志士は大抵出發した後でありました。永田佐一郎は有馬新七等の什長でありました。初め有馬の説に従ひ、義舉に加盟してゐましたが、奈良原や大久保等の説諭にて加盟を脱し、有馬等を引き止めてゐましたけれども、二十三日の朝、彼等が脱走しましたので、責を負うて自殺したのであります。そこで二人は、有馬等の暴發の事を知り、其報知のために、高崎佐太郎(正風)を京都に上ほせました。之と前後して、藤井良節早駕にて、京都に馳せ上りました。有馬等の一行一番船より三番船までが、後れた四番船を待ち合せて、淀に上陸し、休息してゐるところに、先づ藤井の駕籠がさしかゝりました。藤井は詐りて弟の井上彌八郎が大病だといふから上京するのであると申しますと、一同怪まず、却りて藤井を慰めて通しました。間もなく高崎の駕籠がまゐりましたので、柴山龍五郎が、駕をとめて話をしてゐますと、橋口壯助が遙かに疾

高崎また
斬られん
とす

呼して、高崎を斬れ、佐太郎を殺せ。森山、坂本聲に應じて、駕籠に攻め寄る。龍五郎止せ止せ、一人の高崎を殺して何の益があると制したので、高崎は虎口を遁れました。

寺田屋判
著

此の如く、迦川の途中、幾多の事件が出來しつゝ、も、彼等四艘の船は、伏見蓬萊橋の傍に著し、かねて田中河内介の用意したる旅宿寺田屋伊助の家に到着したのは、七時半時、即ち午後五時頃であつた。當日舟中から橋口壯助が、男山八幡の社を拜して、

大君の御代を昔にかへさんと盡す心は神もたすけよ

と詠じたる心事は、嘯として白日の如く、船中の人々、皆な此の心意氣であつたと信せらるゝ。

【一一一】小河所志を奈良原海江田の兩士に告ぐ(一)

青木頼母
に到る

薩藩の有志は、四艘の船にて淀川を溯り、既記の如く伏見寺田屋に入った。〔參照
一一〇〕而して田中、小河、真木の一行は如何、小河一敏の所記によれば、

青木頼母宣達といふもの有、其所出を詳にせず、大佛宮の御内かや、河内介〔田
中〕と交深きよしにて、廿八番長屋に、同じく寓しゐたるに、此人の弟相國寺に
て、宮〔青蓮院宮〕の御側に侍に、其の手筋より私に計る可き事有とて、廿二日〔文
久二年四月〕の夕、河内介密意をふくめて先上京させたり。

此の如く二十二日の夜に、青木頼母を相國寺の子院に幽蟄まします青蓮院宮
に、特派し、聯絡を取ることゝした。有志の計企にては、宮よりして至尊に近づき、
以て大義を天下に擧ぐる、唯一の道としたのであつた。

久留米十
人追々出
立

廿二日夜より廿三日の朝までに、久留米十人は、追々に出立〔參照 一〇九〕、其外
は河内介のみ上京の約なれ共、中村主計重義と、千葉郁太郎は、事の初めに後

れん事を憤り、皆ひそかに偽り出で、廿三日の朝おもひ／＼に舟にとりのり
けるとぞ、此の中村主計と云へるは、其もとは、天草〔肥後〕の産にて、其兄は北有
馬太郎とて、江戸に在て儒門を張居たるに、去々年〔萬延元年〕の頃、幕府の疑を
蒙り、縛に就て、其後牢死すとぞ。太郎、主計ともに河内介の義弟たるべき約を
結びし人とぞ。主計は陶器の工有て、五條坂〔京都〕あたりにて、其事を營み世を
渡り居て、今度河内介をたより下坂し、同じく藩邸に寓し居たるなり。

此れにて見れば、此の一擧に田中河内介の干係筋が、興りて尤も大に居ること
は、自から分明だ。

田中海江
等と語
る

廿三日の朝、六つ半〔午前七時〕頃、今は只河内介父子〔田中河内介、同左馬介〕と、岡
藩〔小河等〕の列のみ薩邸には残りて、河内介最早立出むとする時、檜原〔奈良原〕
喜左衛門、海江田武次兩人來り言けるは、京都にて、薩州人といへば、町宿をも
かり得ず、斯る故に町奉行に頼みぬれば、漸々旅宿の用意と、のひぬ、されば
大坂に残し置れし守衛の人々及び廿八番長屋に寓居の人々も、次第に京都

伏水の方に繰返申さんため、昨夜舟にて下り來りし也とて、猶云れけるは、各方御心付れ御所存の旨あらば、聊無御腹藏被仰聞度、何様にも御賢慮の旨は、我々御引受申て、和泉(島津久光)へ申聞なんとぞ被申ける。(原注、後日に思ひ合すれば、是等のことは大に心ありての事なるらめ)

奈良原、海江田兩人の所言上の如し、兩人は固より島津久光の命を承けて、大阪に於ける薩藩有志及び廿八番長屋にある諸浪士の行動を監視と云はんよりは、偵察に、偵察と云はんよりは、吟味に來たものであらう。

田中出發

斯く話合するうちに、時移れば、河内介には御遠慮なく醫師に御出あれかしと、一敏の申しければ、河内介さらば御ゆるしたまはれ、些不快にて今朝とく醫師に診察を請度旨、かねて申遣し約し置て、最早其時刻にも成ぬれば、罷越たしと、兩士に挨拶して立出ける。

此れは小河と田中とが、以心傳心の氣轉にて、先づ田中を出發せしめたのだ。

奈良原海江田去る

其あとにても、兩士(奈良原、海江田)も何とか心におもひありげに見ゆれば、一

敏ちと存ずる旨も無にあらざ、得と御話も申さばやと言ければ、兩士は屋敷に急ぐ用事あれば、其事をかたづけて、後刻重て來る可しとて立歸らる。

何れかと云へば、小河一敏は、流石に身分ある士にて、小藩と雖も、其中の上士なれば、何やら鷹揚のところもあつたらしく、未だ悪るずれのしたる、所謂るすれからの代物でなく、その爲めに淡泊に其所志を、兩士に悉く打ち明けずんば、休まざらんとした。此れが禍因を來たしたと云はぬが、聊か手傳うただけのこととはあつた次第は、後から分明だ。

【一二三】 小河、所志を奈良原、海江田の兩士に告ぐ(二)

小河兩士に再會申入

正直なる小河一敏(彌右衛門)は、奈良原、海江田兩士の質問を俟たず、寧ろ自から進んで、其の計企を打ち明けんとした。

其あとに(兩士立ち還つた後)田中左馬介(河内介の子)と、廣瀬友之允とのみ、我が傍に居たれば、一敏は友之允に向て、最早何事も打出して、語り合せんはいかにぞや、若し否と云へば刺違ゆる迄なりといへば、友之允は、いと快よげに、兎にも角にも可然とぞ答へける。左馬介も同意の由なるに任せて、さらば一刻も早く兩士(奈良原、海江田)に再會して申述むと、上屋敷に人を馳せ、兩士に急ぎ用事を畢て來られよと言遣はしけるに、使は兩士を尋ね出さず、空しく歸るに、無程兩士又入來れり。(原注、後には是を考うれば、永田の居腹に付、高崎を急報に馳登らす等の事は、はかり終りて、來られたるならむ)(參照 110)

此の如く兩氏は入り來つた。

事實打明

一敏、左馬介、友之允と三人、兩士の膝元にすりより、おのれ言けるは、此期に至り、何をか可包や、實はしかくの事也と、一舉の事を打明して、具に語り、長州も邸を擧げて應ずるの勢なりと申伸れば、兩士快く受引て被申けるは、よくよくも御心底の程、打明され、事のさま不殘置、仰聞らるゝぞ忝けなけれ、如何事をはかるべし。

小河等は正しく兩士に一杯喰はされたのだ。

小河等大
阪發

此地(大阪)に残し置れたる守衛の人数も、悉く繰上すべし、然はあれ共、殿下(九條關白)は暫くさし置、所司代(酒井忠義)に打入れられてこそよかるべけれ、各は何方に向はれんやと問れば、一敏の言に、いかにも一舉の魁とこそ心掛候ひしに、我列の多人數、一同に動くときは、事顯れ必急報等の事有て、尊藩(薩摩)同志輩にも、迷惑なる可れば、残り留るべき旨、柴山、橋口兩氏の御申聞、實に無餘儀、かゝる仕合、此心底は御深察に預りたく、最早かく成る上は、和泉様(島津久光)の御指揮に隨ひ申外なく、いかにも一舉あらば、和泉様は必兵を率て、御所に馳せ付玉う可し、御手に屬し奉らんといひければ、兩士はさらば急ぎ登伏(伏見に上る)せられ、屋敷守本田彌右衛門に引合被申よとあるに任せて、

其用意をなし、先づ其旨を急報せんため、左馬介を早駕にて京に上せ、我々は船の都合を急ぎ、未(文久二年四月廿三日午後二時)の刻頃、二艘の船にのり、勇みかへつて上りける。薩邸よりも守衛頭北郷作左衛門をはじめ、皆々急ぎ馳せ上りける。

伏見著

此の如く小河の仲間は、二十三日の午後二時頃から、大阪を發し、淀川を溯つたが、其の伏見に到着した時には、既に寺田屋事件の後であつた。

廿四日曉丑の刻(午前二時)ならんと覺ゆる頃、伏水板橋なる薩邸の前まで舟を寄せたるに、邸中大に混亂して、いふ計なき様なり。本田彌右衛門に面會して、其様子を聞に、暴舉の由、先づ京都に聞え、京都より差押への人數を向けられ、有馬、田中、柴山、橋口の列は、さきに既に差押られたり。田中河内介、眞木和泉の列は、京都薩邸に送りぬ。貴殿(小河)も其列と聞しに、さにはあらずやと聞て、長嘆し、大事既に去ぬ、嗚呼如何にせむと、天を仰ぎつゝ、我々はしかく、の由にて、奈良原、海江田兩士に引合ひ、當所にて貴殿にはかりあかせよとの差圖

薩邸長屋に入る

にまかせ來れる也、いかゞせんと尋ねければ、爰に有とも、又京都に入とも、心任せにせよとあれば、さらば我々只今馳せ登りし旨を、和泉様(島津久光)に仰上られ、和泉様御指圖に従ひ申さむと乞ければ、されば其意に任せむと、先づ此邸に居られよとあるに任せて、一列上下皆揚陸し、邸中の長屋一棟をかし渡されて、是に入にき。

廿四日午後にもや有けん、和泉殿よりの旨とて、本田よりいひ越けるは、京都も薩邸手狭なれば、暫く伏水に滞るべきよしと也。薩摩守衛の人數も、猶多く伏水に残れり。

此の如く小河等の上京は、全く後の祭りとなつた。然もその爲め、却て彼等は無難であつた。

第十九章 寺田屋事件

【二三】 八勇士伏見に向ふ

事一大悲慘

最早寺田屋事件を書く可き場合に到達した。凡そ維新回天の史實に於て、此程悲慘のことは少い。討つ者も討たるゝ者も、何れも同藩の士である。而して殆んど皆な儕輩であり、朋友であり、否な従前の同志である。如何にそれが餘儀なき仕合せとなつたとて、互ひに刃を交へねばならぬとは、扱も情けなき次第だ。然も彼等は何れも之を以て報效の公事として、敢て自ら辭さなかつた。それを思へば、討つ者も、討たるゝ者も、何れも薩摩武士の本領を發揮したものと云はねばならぬ。而して此の寺田屋事件を擴大したるものが、明治十年九月鹿兒島城山の陥落だ。

餘儀なき措置

扱も島津久光及び其の周邊の人々は、公武合體の獻策が、悉く朝廷に聽かれて、愈よそれが實行の緒に著かんとする刹那に於て、其の藩士の激徒が、浪人等と謀謀し、九條關白や、酒井所司代を襲ひ、輦轂の下にて、干戈を動かさんとするを偵察し、餘儀なく斷然たる措置を取るに至つた。島津久光及び其の周邊の人々から見れば、有馬新七、田中謙助、柴山愛次郎、橋口壯助等の行動は、輕舉妄動と云ふばかりでなく、折角九分九厘まで出來たる公武合體の仕事、此の一事によりて、破壊し了らるるものにして、彼等一たび事を舉げん乎、萬事休矣と觀念し、その爲めに機先を制したる譯合だ。その顛末は、大久保一藏の日記が、簡單ながら、能く之を語りてゐる。

四月廿三日

上意打の命

今日變事到來、高崎左太郎(正馬)子入來之由故、直に出殿、譯は大阪え滞留之浪人並に御國、江戸亡命之人數、守衛方之人數三四十人申合、所司代え切入之企にて、今朝大阪出帆いたし、右注進として高子(高崎正馬)駈著られ候、則上意打

に致し候へと之事にて、左之人數伏見をさして被差出候。

- 鈴木 勇右衛門 大山 格之助
- 奈良原 喜八郎 道島 五郎兵衛
- 江夏 仲左衛門 山口 金之進
- 森岡 善助 上床 源助

右打手にて候、直様出立、日入前。

當日大久保は、午前十時久光の許に出勤し、午後二時退出、それから友人吉井仁左衛門(友實)と同道、知恩院を見物し、日没前に還つたところ、前記の次第で、再び久光の許に馳せつけたのだ。

上意打の命の次第

島津の方に於ても、此事を豫て憂慮してゐたに相違ない。その爲めに大久保も下阪した(參照 一〇七)その爲めに奈良原、海江田も下阪した(參照 一〇一—一二)而も此程切迫であるとは、恐らくは高崎佐太郎の急報までは、豫期してゐなかつたかも知れない。高崎と薩藩の有志とが、互ひに淀にて出會したことは既記

の通りだ。(參照 一一〇) 彼は虎口を脱し、午後四時京都の薩邸に著し、直ちに大阪に於ける事情を具申した。而して藤井良節も亦た同様の報告をした。(參照 一一〇) 既記の如く大久保は外出中にて堀次郎、中山中左衛門等は、親しく久光に謁して、其旨を告げたが、久光も、然らば主謀者を、此方に伴ひ來れ、親しく説諭するであらうと云うた。然るに堀は重ねて「若し命を聽かざれば如何致す可きや」と訊うたところ、久光は、其時は致方なし、臨機の處置を取れとの言にて、所謂上意打の腹は極つたのであらう。

八士伏見
に向ふ

此に於て堀、中山は、勇敢にして武技に長じ、且つ有馬、田中、柴山、橋口等と親交ある八士を簡拔して、伏見に向はしめた。それは前記八人の外に、鈴木昌之助がある。上床源助は元來鈴木勇右衛門の部下であつたが、此事を聞き、強ひて同行を望み、後から槍を提げて其の列に加つた。されば最初親しく久光より命を受けたのは、奈良原(喜八郎)大山、森岡、江夏、兩鈴木、道島、山口の八士で、上床を併せて九人となつた。實は今少し人數を加へたならば如何との説も出でたが、彼等は八

人にて澤山であると之を辭し、而して足輕二組を附けようとのことであつたが、それも亦た辭し、意氣凜然として、本街道と竹田街道と、二手に分れて伏見に赴いた。

【一一四】 寺田屋の悲劇 (一)

志士寺田
屋來集

翻つて寺田屋に於ける、志士の方を顧みれば、江戸から脱走して來た薩藩の志士、及び鹿兒島から島津久光に隨行したる薩藩の志士は勿論、小河彌右衛門の一行を除けば——彼等は今や淀川湖上の中途であつた——(參照 一一一、一一二) 眞木一行の久留米志士十人、前日義舉期日の延引を報ず可く、大阪から長州邸に使したる海賀宮門、田中河内介、同左馬介など、何れも寺田屋に來り投じ、是枝柳右衛門は、大阪にて腐骨症を切斷し、未だ足立たなかつたが、強ひて此舉に加

長州藩の
用意

はる可く上京した。而して京都に於ける長州藩邸では、久坂玄瑞が、連盟の藩士廿人、土州の吉村寅太郎、宮地宜藏、重松縁太郎など、共に、其の支度最中にて、家老浦靱負、留守居、穴戸九郎兵衛等指揮して、其の部署を定め、惣勢三百餘人、此舉に應せんと待ち構へてゐたことは、既記の通りだ。(參照 一〇二一—一〇五)

同志隊伍
編制

扱も其の中堅たる薩藩志士中の首領株は、有馬新七にて、彼は寺田屋に到着後、自から同志を點檢し、其の姓名を名乗らしめ、之を著到帳に記入し、而して伊集院直右衛門(兼寛)は、其の幫助に任じた。而して點檢終りて、有馬新七は、薩藩從來の隊伍編成法に則り、五人組を定めた。乃ち討入の際は、五人を單位として、緩急互に相ひ戮協することとした。

四勇士有
馬に面會
申入

隊伍既に定り、何れも討入の準備に取り掛り、或は握飯を腰に纏ふ者あり、或は鞋を穿つ者あり、或は籠手脛當を著くる者あり、或は蠟燭を串に貫く者あり、此れは夜襲の際、壁上にさして明を取らん爲め、斯る折しも島津久光から特派せられたる八勇士中の奈良原、道島、江夏、森岡の四人は、寺田屋に到着した。彼等が寺田

久光の命
を傳ふ

屋の閤を踰えたのは、夜二更、即ち午後十時頃であつた。乃ち主人をして有馬新七に面談を申入れた。手代は二階に上りて、有馬様は何處に居られませうかと云へば、やゝ酒氣を帯びたる橋口傳藏は、聲を激まして、左様な者は居ない、そも斯く面會を申込む者は何者であるかと叫んだ。其聲を聞き、江夏仲左衛門、森岡清左衛門兩士は、つか／＼と階に上りて、座中を見廻すに、一同何れも結束して、正さに出立せんとする氣勢である。偶ま其中に柴山愛次郎を見出し、我々は、有馬新七、田中謙助、柴山愛次郎、橋口壯助の四君に用談ありて罷り出た。別室にて面會あれと云うた。

用談とあらばと、有馬を始め三士何れも靜々と階を下り、直ちに奈良原(幸五郎後に繁)等に面會した。奈良原は久光の命を傳へ、直ちに京都錦小路の藩邸に赴き、久光に面會せよと云ひ、且つ懇々と久光の公武合體の盡力が、好首尾である旨を告げ、彼等の一舉を思ひ止らせんとした。有馬等は既に發せんとする剎那だ。如何でか之を聽く可き。彼等は曰く、早速拜謁いたしたいが、只今は前青蓮院

宮の御召によりて、赴かんとする際である。されば先づ宮の方に参り、其の用事を済して、而して後罷り出づることとしようと。

有馬等命
なきかず

斯くて彼一語、我一語、議論漸く激し、遂に奈良原等側から、君命に背くとは何事ぞ、君命に背くなら、腹を切れと云ひ、新七等は假令君命でも宮の御用を終へずしては死する譯には参らぬと云ひ、此に於て、どうしても聽かぬと云ふのなら、我等は上意討ちの君命を帯びて來てゐるが、苦しうないかと詰め寄つたに對し、有馬等は苦しうないと云ふ。

田中柴山
斬らる

此に於て道島は更らに聲を激まし、どうしても聽かぬかと叫んだが、田中謙助は、事此に及んだ上は、何と云うても聽かぬと、答へも了らぬ中に、道島は上意と大呼し、抜打に田中謙助の眉間を切つた。謙助の眼球は飛び出し、氣絶して倒れた。此時には他の一行五人も既に到着してゐた。山口金之進は、最前より刀の欄を按じて、柴山愛次郎の後に立つてゐたが、斯くと見るや、金之進は抜く手も見せず、エイと掛聲して、端坐してゐる愛次郎の兩肩を、左右より交々斜に斬り下

した。首元よりV字形に胸を切りさき、愛次郎の頭は胸を離れた。(有馬新七先生傳記及遺稿)

【一一五】 寺田屋の悲劇 (二)

今日(昭和七年九月十五日)は、滿洲國承認の當日だ。東亞變局の記念す可き日だ。

柴山無抵
抗

柴山愛次郎が山口金之進に斬られたのは、油断ではなかつた。彼は當初から上意打に對しては反抗せざる覺悟を持つてゐた。

道隆(愛次郎)大阪にありける時、同志に語りて、余は上意打にあふ如きの事あらば、謹で其刃を受けて死する覺悟なり。決して之に抵抗する事なかるべしといひしとぞ。故に其樓を下りて、面議せんとする時にも、故らに太刀を樓上

道島有馬
開死

に置き、小刀のみを帯び、兩手を疊につけて切られたりと、(殉難餘稿)
話頭回前、有馬新七は、道島が田中謙助を斬るを見るや、直に刀を抜き、道島に討つて懸つた。激闘數合、忽ち有馬の刀は折れた。有馬は電光の如く道島の手許に突入り、徒手もて道島を壁へ押へつけた。折しも有志の一人橋口吉之丞が、側に來るを見て、有馬は吉之丞を顧み、オイごと刺せ、オイごと刺せと叫んだ。オイとは薩摩の俺である。壯年の吉之丞は、前後の辨もなく、其言に従ひ、柄も透れと、兩人を串刺しに刺し貫いた。吉之丞は橋口壯助の弟、當時二十歳の壯漢であつた。有馬新七の此際に於ける此言葉は、如何にも有馬其人の面目を躍如たらしめてゐる。彼は實に一面に於ては慷慨義に趨くの烈士であつたが、他面に於ては、崎門の學者として、道を講じ、心を練りたる學者である。

森山奮闘

森山新五左衛門は、厠に行きて、出で來りたる際、有馬等の奮闘を見、直ちに一尺三寸の副刀を揮うて闘ひ、身に數十創を蒙りて、階下の土間に倒れた。階上の人人は未だ此の争闘を知らず、弟子丸龍助は、其の様子を覘ひ、階を下らんとする

橋口奮闘

利那、大山格之助は、階下の一隅に伏して、下る者を斬らんと待ち構へてゐたから、忽ち刀を横に拂ひ、龍助は腰を斬られたが、然も屈せず、尙ほ奮闘し、亂刀の下に斃れた。橋口傳藏次で下る。大山復た横に薙ぎ、傳藏の足を傷けたが、傳藏撓まず、片足にて飛び廻り、誰か俺に敵するものかと豪語しつゝ、縦横に奮闘し、鈴木勇右衛門の横鬢を切つて、耳朵を斬り落した。勇右衛門の子昌之助之を見て、父の仇と傳藏に討つてかゝる。傳藏既に數ヶ所の手傷を負ひ、二三人を相手に戦ひ、衆寡敵せず、遂に討死した。

西田斃る

西田直五郎は、二階にて是枝萬助に、牛皮の腹巻を著せ居りしが、階下の切聲を聞き、即ち刀を按じて、階を下る二三段、下の模様を見下してゐたが、上床源助、下より此れを槍もて突いた。直五郎一たん轉び落ちたが、忽ち起き上り、奮闘して斃れた。

階上の士
開始する事
なめて知る

二階では、斯る騒動が階下であるとは、誰一人知る者もなく、何れも討入の用意最中であつたが、偶々牛車が、寺田屋前の蓬萊橋を通り、すさまじき音を立て、

夜の静寂を破つたる際、寺田屋の家内や、女中共が、階下の切合を見、戸外に飛び出し、異様の聲を發したから、階上の有志は、扱は事が露現して、伏見奉行配下の捕手が多勢にて押し寄せ來たものと思ひ、又た階下の切合ひに火花の散るのを認めたまものか、美玉三平は、敵は此家に火を掛けるぞ、用心めされよと叫んだ。此に於て一同何れもすは大事ぞと、得物を取つて身構へした。折しも柴山龍五郎は階下をのぞきながら、將に階を下らんとしたが、親友の奈良原喜八郎、肩に鮮血を浴びながら、階下から、龍五郎を仰ぎ見て、手を拍つて、龍五郎、龍五郎、暫く待て、上意ぢや、一同君前に出で、詳しく事情を陳べよ。久光公も固より同意ぢや、汝等若し聽かずして事を敗つたら天下の事はそれきりぢや」と大呼したが、龍五郎は未だ何とも返事をするに遑あらかなかつた。(有馬新七先生傳記及遺稿)

奈良原階
上に呼か

【二一六】 寺田屋の悲劇 (三)

奈良原の
命なき

奈良原喜八郎は、押肌抜き、がらりと双刀を投げ捨て、合掌し、止まれ、止まれ、頼む、頼むと言ひながら、徒手階段を上り來り、一同に向ひ、有馬新七等は、君命に背いたから、上意打にしたが、諸君に對しては、毫も敵意が無い。君命であるから、一同速かに京都に行いて、君前に出でよと呼はつた。之を聞いて、眞先に階段を下つたのは、西郷信吾(從道)、伊集院直右衛門(兼寛)であつた。柴山龍五郎は、奈良原に向ひ、然らば評議の上、何分の返事をするから、姑らく階下に待つてくれと云ひ、それから評議に取り掛つたが、或は切腹、或は切り死、或は君前に謝罪して再舉を謀るなど、衆議區々決せざるに際し、奈良原は別室に在つた田中河内介、眞木和泉の兩士を説き、和泉をして、龍五郎等の席に臨み、一同を諭さしめ、此に於て、衆議漸く一決し、相共に京都に赴き、薩邸に入ることとなつた。尙ほ此の機會に、眞木の日記を按ずれば、

一同薩邸
に入る

眞木の行

廿三日晴(文久二年四月)昨河州(田中河内介)艇を買ひ、予等と借に乗ることを約す。艇來らず、之を促す。河州等歩いて來り、艇を俟つ。艇遂ひに來らず。予艇を買ふ。皆な之に乗る。實に十三人矣。その中の十人は久留米の連中だ。鼓旗、火藥、行燈亦た之を棄に載す。皆裸して而して濁せず。予其の疎齒を毀る。同志の面々が、淀川を溯る舟中にて、容儀を正さなかつたことを、眞木は面白く思はなかつたのだ。

日暮伏見に達し、寺田屋に憩ひ、此に飯し、且つ餉を命ず。予は一杯を命じ、弦(眞木二男菊四郎のこと)等と酬酢、竊に以て訣別を爲す。

此の如く眞木等の一行は、二十三日の晩に寺田屋に入りて、夕飯の支度の際に、晩酌を命じ、暗に訣別の飲を爲した。

激闘の狀

已に飯し、餉(圍)を袖にし、鞋を著け、而して立つ。前堂忽ち擾れ、聲有りて啼くが如し。予等以爲らく、幕吏來り捕うと、相聚りて坐す。聲愈よ高し。之を窺ふ。皆

な白刃を挺して、而して相闘ふ。互相ひ撃ちて火を出す。其光電の如し。

激闘の狀、觀るが如し。

田中の傷

稍く薩人の相ひ闘うを知る。酒井傳進んで曰く、先生、盍んぞ之を靖めざる。予未だ諾せず。闘罷む。原曰く、後房人あり、面を傷け、血を被りて臥すと。予之を省れば、田中謙也。眉間斜に傷き、肉腫れ眼出づ。乃ち巾を以て共創を裹む。又た原等をして水と藥とを進めしむ。

田中の慘狀、想ふ可し。

交闘始末

又闘う初の如し、予乃ち狙いて靖む。人有り刃を提げ來りて曰く、獨り田中河州君に面すと。予唯々として退き、河州を遣る。少焉くして河州、眞木眞木と呼ぶ。予徂く焉。死尸狼藉、血滑かにして坐す可からず。河州奈良原喜八郎と相對して而して語る。喜予等に囑して、樓上を靖めしむ。乃ち河州と與に共に樓に登りて之を諭す。皆な諾す。乃ち薩人七人をして死者を護して、去らしむ。蓋し有馬、柴山、橋口以下七人皆死す。田中は未だ死生を知らざる也。四更(午前二時)

京邸に到る予等薩の二十餘人と與に皆な七番塾(長尾)に入る。監察伊地知氏、海江田氏交監、而して夜を徹す。

此れにて交闘の後始末に關する事情が明瞭だ。

橋口最期

尙ほ橋口壯助は、奮闘の餘、倒れて氣息奄々であつたが、奈良原喜八郎が、其側を過ぐるを見て、水を水をと喚んだ。奈良原願て之を見れば、肩から乳にかけて切られて斃れてゐる。奈良原乃ち水を與へたところ、橋口は欣然として之を喫し、奈良原に向ひ、我等死しても卿等在焉、今後天下の事は、卿等に頼むぞ、宜しく頼むぞと言ひ終りて瞑目した。惟ふに悲劇の悲劇たるは、敵味方の交闘でなく、其實何れも同志の徒であつたからだ。

【一七】 慘劇の結末 (一)

打手の歸還報告

尙ほ大久保一藏の日記によれば、島津久光及び其の周邊から見たところの様は、左の通りだ。

一 九つ時分(文久二年四月二十三日の夜十二時頃)にても候哉、山口金之進、重創を蒙りながら駈歸り、只今有馬新七、田中謙助、柴山愛次郎、森山新五左衛門、橋口壯介、橋口傳藏弟子丸龍助等、都て打すまし候段、演説、則形行遂言上候。別て御満足にて候。

とある。別て御満足とは、申す迄もなく島津久光が心配の胸を撫であろしたことを意味する。

特派四人

一 山口申には、右人數は切伏せ候得共、跡浪人、且御國人數取鎮として、喜八郎(奈良原)折角相働候得共、承知候體無覺束候に付、早々諭解のため御差出相成度との事故、其段も申上候處、小生(大久保)、奈良原喜左衛門、海江田武次、吉井中助(友實)、同道にて差越候様、奉承知候、則差急候處、中途にて喜八郎子などえ行逢、もうは跡さし支無之、一同安心相成候との事にて候。尤すべて同道にて

參候

殘餘の諸人説諭の爲め、特派の四人が、途中にて奈良原喜八郎等と出會し、其の首尾克く鎮定の模様を聞き、相ひ伴うて、途中より引き返した。

激闘の狀

一 其場之次第は、初打手一列、伏見え著、則彼等舉動相伺候處、京橋近邊茶屋え上陸、一同既に打立之用意之由間之注進有之、打手一列勇み進で差越、有馬新七、田中謙助、橋口傳藏、柴山愛次郎呼出し、二階より下り、上意之趣申聞、自殺相進め候處、中々承知之體無之候に付、上意と呼懸、先太刀道島相始候由、夫より一同拔列及爭戰、終に四人を切伏せ、續て弟子丸龍助、森山新五左衛門、西田直五郎原文缺く等走付、拔懸り候に付、盡く切伏せ候。

以上の光景は、奈良原喜八郎等の語る所であつたらう。

奈良原神妙の働き

一 右之外残り人數、且浪人之處、全奈良原喜八郎神妙之働を以、取鎮候、各二階え罷居候に付、刀を投捨、大肌拔にて、拔身持たるながら立ふさがり、決して御騷被成候事に無之、次第はヶ様く之譯候間、靜り被成候様、詳細申含候處、何

れも必死を約したる者共に候得共、奈良原終に屈服せしめ候次第、感入に絶えず候。

此れは奈良原喜八郎が、單身赤手、白刃の墻垣をくゞりつゝ、遂ひに殺氣滿樓の諸士を鎮定したるを稱したるもの、大久保をして、神妙之働とか、感入に堪えずとか云はしめたるは、餘程の手柄であつたと云はねばならぬ。

寺田屋組の人數

一 右に組奥し候人數左之通。

大山彌助巖、是枝萬助、柴山龍五郎、吉田清右衛門、林正之進、深見休藏、有馬休八、岩元勇助、谷元兵右衛門、岸良三之丞、橋口吉之進、篠原冬一郎國幹、吉原彌二郎、三島彌兵衛通庸、西郷眞吾從道、河野四郎左衛門、森眞兵衛、町田六郎左衛門、伊集院直右衛門兼寛、永山萬齋、木藤市之介、坂本彦右衛門、右丸星之人數、江戸より亡命之人數にて候、外は守衛方にて候。

以上は江戸から脱走の薩士と、久光隨行の薩士とである。

一 浪人人數左之通。

浪人人數

田中河内介、青木頼母、中村主計

右京都

海賀宮門

右秋月

眞木和泉守、同菊四郎、酒井傳次郎、鶴田陶司、原道太、荒卷平太郎

右筑後久留米

古賀管(簡)次、中垣健太郎、吉武助左衛門、淵上謙三

右同

宮地誼藏

右土州

富田猛十(冬)郎、池之上隼之介

右大阪より暴發之人數

河内介伴田中左馬介、同人甥千葉郁太郎、土州、重松縁太郎、僕一人

右追て參候人數

以上にて此の寺田屋事件の關係者の一味は分明した。小河彌右衛門等の人名が、此中に在らざるは、彼は未だ淀川舟中に在りて伏見に到着しなかつたからだ。

【二一八】 慘劇の結末 (二)

昨年の今月今夕(昭和六年九月十八日)奉天北大營外、柳條溝に於ける、滿鐵線路爆破事件を緬想しつゝ、此稿を續く。

關死者

今改めて其の激闘の爲め、死したる者を擧ぐれば、有馬新七三十八歳、柴山愛次郎二十七歳、橋口壯助二十二歳、橋口傳藏三十歳、弟子丸龍助二十五歳、西田直五

郎二十五歳は即死し、田中謙助三十五歳、森山新五左衛門二十歳は、重傷にて斃れたが、蘇生したから、翌廿四日の朝、伏見の薩邸に移され、藩命にて切腹した。更らに廿七日山本四郎二十四歳は、京都に於て自殺した。以上の九人を、伏見殉難の九烈士と稱し、何れも伏見の大黒寺に埋葬した。

大久保日記に曰く、

上意打勇士の感狀

- 一 山口一左右(文久二年四月廿三日午後山口金之進の伏見現場からの注進)にて、何分跡取押之義六ヶ敷候に付、誰ぞ差越鎮撫いたし可然と之事にて、其段形行細々及言上候處、早速奈良原(喜左衛門)、海江田同道、小生(大久保)え差越候様被仰付、直様駈付候處、中途にて右人數え行逢、尤喜八郎(奈良原)より細々形行承候則亦出殿細々申上候處、先づ御長屋え召置候様被仰付候、依て七番御長屋へ被召置候。
- 一 今夕終夜大混雜夜明け候。
- 一 即晚右之人數御切米拾石御感狀被下候。

長州との經緯

此れにて眞木日記の記事と、大體に於て符合する。(參照 一一六)右之人數とあるは、上意打に出で向ひたる九勇士のことである。

尙は長州との經緯に付ては、左の通りであつた。

初め公(島津久光)の九士(上床源助を加へて)を遣るや、從士を千本通の各所に分派し、又公館を守衛せしむ、已にして藤井良節大阪より馳至り、世評を傳へて曰く、長人は舉に内應するものあらん、其舟中の諸費を資け、又其中に加はる者ありと、公(久光)是を聞き、急に堀、次郎を三條長州邸に遣して之を質す、留守居穴戸九郎兵衛及久坂義助(玄瑞)出で接し、次郎の言を聞き、驚を爲して曰く、始て暴舉あるを知る、若し危急あらば、弊邸援を發せんと、次郎敢て煩はさずと答へて出づ、時に其邸内兵仗雜陳、處々高燈を點じ、形迹常に異なれりと云ふ。(島津久光公實紀)

此れにて見れば長州邸では、正しく當夜打入の準備をして、浪士の一舉を待つてゐたのだ。

酒井所司
代職備

伏見奉行及八幡山崎伏見警衛の諸藩士等、寺田屋の變あるを聞き、浪士暴發して、既に戦端を開くとなし、倉皇措く所を知らず、所司代酒井若狹守亦狼狽、官邸を出で、二條城に入て、戦備をなし、其の職責を盡すに違あらず。既にして山口金之進、還て公館に報ず、公直ちに使を公卿及所司代の邸に馳せて、其顛末を具狀す。上下乃ち安し。(同上)

久光酒井
への通報

四月廿四日、島津久光は、京都留守居をして、左の如く前夜伏見に於ける状況を所司代酒井若狹守に通報せしめた。

昨夜於伏見、修理大夫(島津忠茂)家來共及刃傷候に付、其段不取敢口達を以、御届申上候。右は別紙一ノ印人數共、主命を破り及亡命候者共に、昨朝大阪藏屋敷を立去り、既に昨夜於御當地不勘辨之事致候。不容易御難題引出候形勢に付、和泉(島津久光)深及心配、別紙二印之人數、手厚下知致し、當所屋敷へ人數差出し、鎮撫方爲致候處、一圓不承服、及刃傷候處、別紙肩書之通り、手負又は即死致候。御場所柄旁何共恐入候次第に御座候。

亡命者取
扱方

尤右之内には、大阪表に取鎮置候諸方浪人共にも、一列致居候に付、右は當所屋敷へ先鎮撫致置候。且又前文即死之人數等は、夫々御法之通、御檢使御差下に相成候儀は、其通にて、何分御差圖可被成下候。尤右之趣は、御用番様並伏見御奉行へも日限御届申上候賦に御座候。且前文亡命致候人數等は、追て屹度國法の通、取扱可仕候。右死骸之儀は、伏見屋敷内に、假に格護致置候。此段申上候。以上。

一の印

即死 有馬新七 同 森山新五左衛門

同 田中謙助 同 弟子丸龍助

同 柴山愛次郎 同 西田直五郎

同 橋口傳藏 同 橋口壯助

二の印

薄手 奈良原喜八郎 即死 道島五郎兵衛

深手 鈴木勇右衛門 無疵 鈴木昌之助

薄手 山口金之進 無疵 大山格之助

深手 江夏仲左衛門 深手 森岡善助

此の如くして、慘劇は一應其の局を結んだ。

長藩士寺島忠三郎父母に贈るの書

匆卒中一筆呈上奉り候。追々薄暑相催候得共、彌御賢勝と奉珍賀候。先者浪華より飛脚歸り候節一書托置候。最早決而御落掌と奉遠察候。其節も矢庭に上京の折にて、得と不得違意甚以奉恐入候。委細決而杉兄其外よりも御通達有之候事と偏に放念仕候。萬々對御尊慮奉恐察候。然處逐々形勢切迫に及び、今晚は彌決戦にも可立至之都合、然れ共御當家様御絶代の御孝舉幾重も私共一步も不可退之時、忠節可耀之折、萬萬愉快御一笑可被遣候。平生御兩方様にも御苦心被遊、色々と奉留候も、最早爲天下少も可辱事無之、長門之魁不讓十人、武門之至榮何事か如之。少も御頓著無之御氣體御大事に被遊候は申迄も無之事と奉存候。何分も初陣之首途なれば驚かぬ積りなれ共、事が不如意、其故鳥渡以大亂筆今晚之様子鳥渡申上置候。萬々御氣色御保護奉

專肝候、頓首再拜

四月廿三日暮六ツ過

尙々其々之御通達奉願上候。已上。

兩御慈開様

兄様

御許

〔馬屋原二郎防長十五年史〕

【二一九】藩士及諸浪人の送還

生者の處

死者はそれぞれ埋葬した。生者は如何薩士の恭順連は、何れも上方に滞在し、島津久光護衛の任に當らんことを希うたが、柴山龍五郎以下二十一人は、薩摩に送還せられ、謹慎を命せられた。是枝柳右衛門は、一時大阪藩邸の獄に繋かれ、や

第十九章、一一九 藩士及諸浪人の送還

五四五